

日本語教育人材の養成・研修の在り方について
(報告)

平成 30 年 3 月 2 日

文化審議会国語分科会

目 次

○ はじめに	・・・ 1
I 日本語教育人材に関する現状と課題	・・・ 2
1 現状	・・・ 2
2 課題	・・・ 8
(1) 「平成 12 年教育内容」について指摘されている課題	
(2) 活動分野ごとの日本語教育人材について指摘されている課題	
3 日本語教育人材の整理	・・・ 15
II 日本語教育人材に求められる資質・能力について	・・・ 18
1 日本語教育人材に共通して求められる基本的な資質・能力	・・・ 18
2 専門家としての日本語教師に求められる資質・能力	・・・ 18
3 役割・段階・活動分野ごとの日本語教育人材に求められる資質・能力	・・・ 19
III 日本語教育人材の養成・研修の在り方及び教育内容について	・・・ 29
1 日本語教育人材の養成・研修の在り方	・・・ 29
2 日本語教育人材の養成・研修における教育内容の基本的な在り方	・・・ 32
3 日本語教育人材の養成・研修における教育内容	・・・ 35
4 日本語教育人材の養成・研修における教育課程編成の目安	・・・ 50
(1) 日本語教師【養成】の教育課程編成の目安	・・・ 53
(2) 日本語教師【初任】研修の教育課程編成の目安	・・・ 65
(3) 日本語教育コーディネーター研修の教育課程編成の目安	・・・ 76
○参考資料	・・・ 79

○ はじめに

日本語教師の養成については、留学生の増加を契機として、昭和 60 年に文部省に設けられた日本語教育施策の推進に関する調査研究会の報告「日本語教員の養成等について」において、主として留学生を対象とした日本語教師の養成のための標準的な教育内容が示され、これを基本的な指針として大学等の日本語教師養成機関において行われていた。

その後、大学等における教育・研究の進展、在留外国人の増加や日本語学習者の増加、学習需要の多様化、日本語教師の活躍する場の多様化等を踏まえ、平成 12 年に文化庁の日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議において「日本語教育のための教員養成について」が取りまとめられ、日本語教員養成の新たな教育内容（以下、「平成 12 年教育内容」という。）が示された。

現在、大学等の日本語教師養成機関においては、この「平成 12 年教育内容」を基本的な指針として日本語教師の養成が行われている。

しかし、この間、在留外国人は更に増加し、その在留目的も多様化するなど日本語教育を取り巻く環境は大きく変化した。日本語教育に携わる人材の活躍する場はますます多様化しており、日本語教師のみならず、日本語教育コーディネーターなど様々な役割で関わっている人たちも増えてきている。

また提示以来、既に 18 年が経過している「平成 12 年教育内容」についても、様々な課題が指摘されている。

このような状況を踏まえ、文化審議会国語分科会では、日本語教育小委員会を設置し、平成 28 年度から、様々な活動分野で行われている日本語教育人材の養成・研修の状況をヒアリングや書面調査により把握して分析を行い、日本語教育人材を活動分野別、役割別、段階別に整理した上で、各活動分野や役割ごとに求められる資質・能力を示し、それに応じた教育内容やモデルカリキュラム提示に向けて検討を行った。

本報告は、活動分野のうち「生活者としての外国人」、留学生、児童生徒等について検討を行った結果である。

なお、活動分野のうち、就労希望者、難民、海外における日本語教育人材に求められる資質・能力及びそれに応じた教育内容やモデルカリキュラム、日本語教育の資格の在り方については、平成 30 年度以降も引き続き検討を行う予定である。

これらの検討の成果を基に、日本語教育人材養成・研修実施機関において、示された教育内容に沿った教育プログラムが策定され質の高い日本語教育人材の養成が行われるとともに、政府においても、その実現に向けた取組が行われ、日本語教育の一層の充実が図られることを望むものである。

I 日本語教育人材に関する現状と課題

1 現状

経済のグローバル化の進展に伴い、留学生、技能実習生、高度人材をはじめ、我が国に在留する外国人は増加し、一部の集住地域ばかりでなく、今や全国ほぼ全ての地方公共団体に外国人住民が居住する時代となっている。中長期的に日本に居住し、家族と共に地域で暮らす「生活者としての外国人」も増え、子育てや就学・就労、介護など、ライフステージに沿った日本語教育が求められている。

- ・ 在留外国人数は、平成 28 年末に 238 万人¹を超え、過去最高を記録した。在留外国人の約 3 割を占める永住者は前年比 3.8%増加し、留学生は 12.4%増の約 28 万人となり、技能実習生は 18.7%増の約 23 万人と急増している。日本語学習者数も 21 万人²を超え、過去最高となっている。
- ・ 平成 20 年に策定された「留学生 30 万人計画」に基づき、大学や法務省告示日本語教育機関による留学生の受入れが促進され、法務省告示日本語教育機関は平成 29 年末現在で 643 校にまで増加している。
- ・ 外国人留学生数が増加する一方で、日本での就職を希望する留学生の約半数しか実際には就職できていない状況³がある。外国人留学生の就職及び定着状況に関する調査結果によると、日本語による試験や面接対応、書類の書き方が難しい等がその理由の上位に挙がっている。また企業側からは「日本語能力が不十分」が 38.9%と最も多い課題となっている。
- ・ 在留外国人の動向を受け、外国人児童生徒等も増加傾向であり、公立の小・中・高校等に在籍している外国人児童生徒数は 8 万人を超え(平成 28 年 5 月現在)、このうち日本語指導が必要な児童生徒数は約 4 割を占め、日本語指導が必要な日本国籍を有する児童生徒数を合わせると約 4 万 4,000 人となっている。日本語指導が必要な児童生徒数はこの 10 年で約 1.7 倍に増加している⁴。
- ・ 成長産業などでの人材確保を支援し、円滑な求職活動や安定雇用を促進することを目的として、定住外国人⁵を対象に外国人就労・定着支援研修事業が実施され、全国で年間 4,200 名を超える受講がある。
- ・ 平成 29 年 11 月から技能実習制度に新たに介護の分野の受入れが可能となり、介護職に従事する技能実習生には日本語によるコミュニケーション能力が求められることとなった⁶。

1 「平成 28 年末現在における在留外国人数について（確定値）」（法務省）

2 「平成 28 年度国内の日本語教育の概要」（文化庁）

3 「外国人留学生の就職及び定着状況に関する調査結果」平成 27 年新日本有限責任監査法人（経済産業省委託事業）

4 「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」平成 28 年度文部科学省

5 定住外国人とは、身分に基づく在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 2 上欄に掲げる在留資格「日本人の配偶者等」、「永住者」、「永住者の配偶者等」及び「定住者」をいう。）を有する外国人を指す。

6 介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等（平成 29 年厚生労働省告示第 320 号）平成 29 年 9 月 29 日

- ・ 他方、海外における日本語学習者は、日本文化の人気を背景に、137 の国・地域において約 366 万人⁷に上っている。対象は、初等教育、中等教育、高等教育での外国語教科としての日本語教育、日本語や日本文化など趣味・教養としての日本語教育、日系企業への就職のための日本語教育、日系人及びその家族に対する継承語としての日本語教育など幅広い。国際交流基金においては、日本語普及の観点から各国教育省、国際交流基金海外拠点、中等・高等教育機関など、42 개국・地域 129 ポスト（平成 29 年度）に日本語教育の専門家等を派遣している。
- ・ 国内外で日本語を母語としない人を対象として日本語能力を測定し、認定することを目的として昭和 59 年度から実施されている日本語能力試験は、平成 29 年度年間応募者数が初めて 100 万人を突破した。国内応募者数は、平成 28 年度が前年度比 33.5%増、平成 29 年度は 25%増と急増している。

多様な背景を持つ外国人の受入れが進むとともに、海外における日本語学習ニーズも高いことから、各分野における日本語教育の必要性はますます高まっている。

日本語は我が国における共通言語であり、日本語能力を身に付けることは、外国人が日本で安心・安全に生活していく上で極めて重要である。また、就労、教育などを含めた日々の生活において、その可能性を最大限に発揮するための基盤となるばかりでなく、外国人の社会参加の観点など、多面的な意義がある。このことは、我が国における外国人の実際のコミュニケーションが常に日本語で行われるとは限らないとしても、また、外国人の母語は尊重すべきであるとしても、変わることはない。

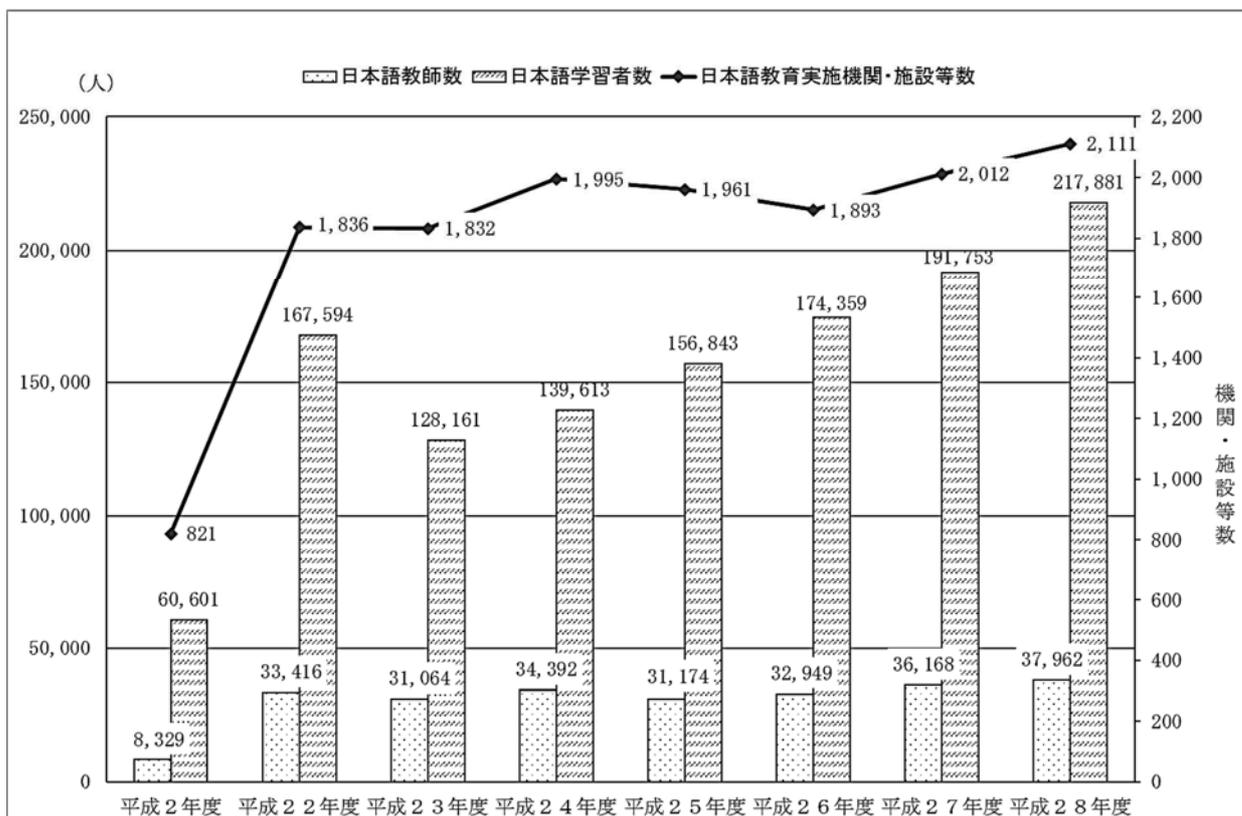
日本語教育の必要性が高まるとともに、日本語教育機関の教育水準の向上及び専門性を有する日本語教育人材が求められている。

平成 29 年 6 月に改正された「文化芸術基本法」第 19 条には、「国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。」と規定されており、特に「日本語教育を行う機関における教育の水準の向上」については、今回の改正において新たに追加されたものである。

⁷（独）国際交流基金は、海外における日本語教育機関の状況を把握するため、3年に一度「海外日本語教育機関調査」を実施。数字は平成 27 年調査。

外国人に対する日本語教育を実施している機関・施設等の数は、平成 28 年 11 月現在 2,111 となっており、平成 27 年度より 99 (4.9%) 増加した。大学等機関が 521、地方公共団体・教育委員会が 416、国際交流協会が 411、法務省告示機関・任意団体が 763 となっている。

日本語教育実施機関・施設等数，日本語学習者数，日本語教師数

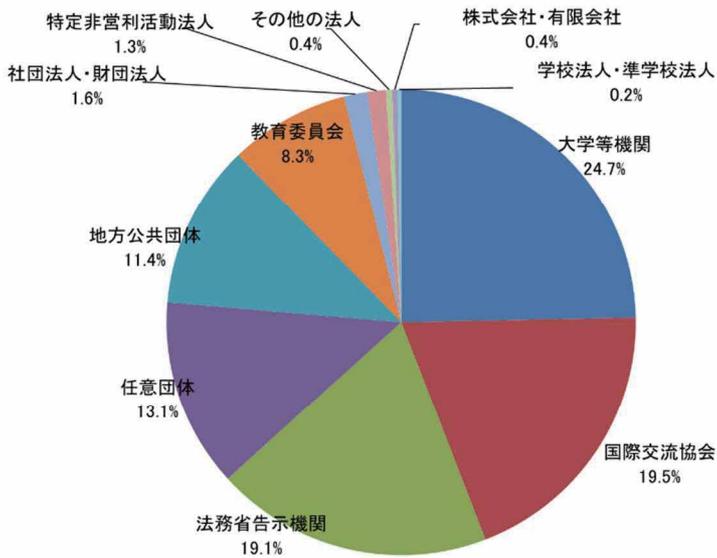


「平成 28 年度国内の日本語教育の概要」(文化庁)による

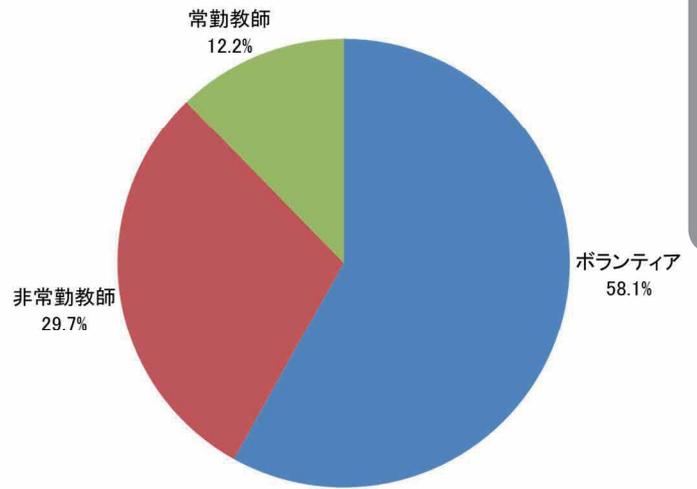
国内の日本語教師⁸数については、平成 28 年度で 37,962 人となっており、平成 27 年度の 36,168 人より 1,794 人(5.0%)増加した。機関・施設等別の内訳を見ると、国際交流協会が 11,874 人(31.3%)と最も多く、以下、法務省告示日本語教育機関が 8,775 人(23.1%)、大学等機関が 4,920 人(13.0%)、地方公共団体が 4,970 人(13.1%)の順となっている。職務別の割合は、ボランティアが 58.1%と最も多く、非常勤教師が 29.7%、常勤教師が 12.2%となっている。

⁸ 「平成 28 年度国内の日本語教育の概要」(文化庁)における「日本語教師」は、日本語指導に関わる常勤・非常勤講師及びボランティアを全て含んでいる。本報告における「日本語教師」とは別の整理である。

機関・施設等別内訳



職務別割合

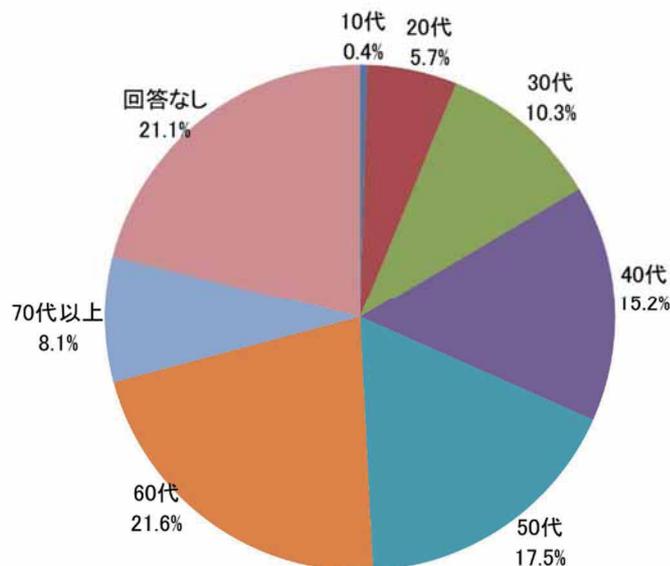


「平成 28 年度国内の日本語教育の概要」（文化庁）による

また年代別には、60代が全体の 21.6%と最も多く、次いで 50代が 17.5%、40代が 15.2%であり、20代、30代は合わせて 16%となっている。

年代別日本語教師数

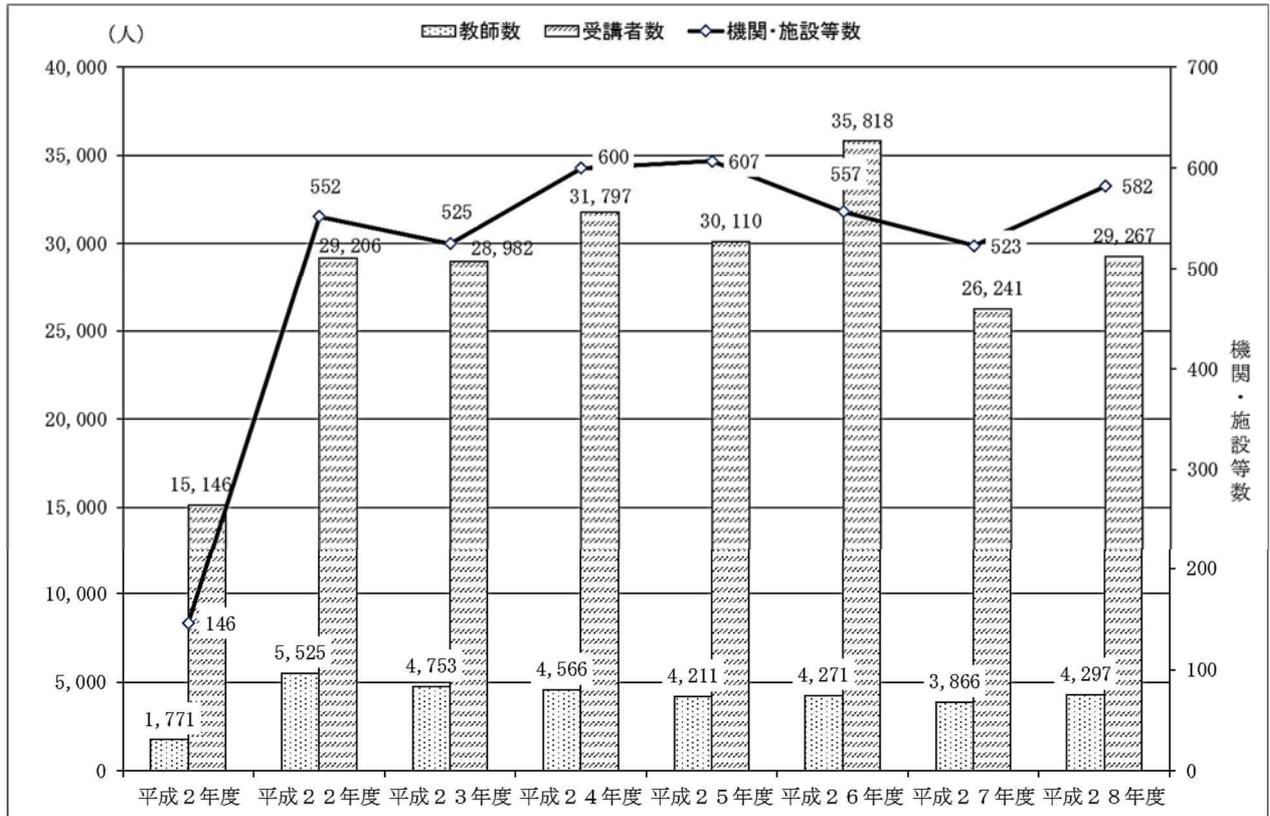
年代別	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
日本語教師数	166	2,170	3,910	5,776	6,649	8,216	3,079	7,995
	0.4%	5.7%	10.3%	15.2%	17.5%	21.6%	8.1%	21.1%



「平成 28 年度国内の日本語教育の概要」（文化庁）による

日本語教師の養成・研修を実施している機関・施設等数は 582、日本語教師養成・研修担当の教師数は 4,297 人、受講者数は 29,267 人となっている。平成 27 年度との比較では、いずれも増加している。

日本語教師養成・研修実施機関・施設等数，教師数，受講者数



「平成 28 年度国内の日本語教育の概要」(文化庁)による

日本語教育人材の専門性については、

・留学生に対する日本語教育を行う法務省告示日本語教育機関における日本語教員の要件⁹として主に次の3点が示されている。

- (1) 大学又は大学院において日本語教育に関する課程を履修して修了した者
- (2) 日本語教育能力検定試験に合格した者
- (3) 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修として適当と認められるもの¹⁰を 420 単位時間以上受講し、修了した者

このうち、(1)、(3)における下線部の課程・研修の内容は「平成 12 年教育内容」に沿って編成されている。

⁹ 日本語教育機関の告示基準 (平成 28 年 7 月 22 日公示 法務省入国管理局)

¹⁰ 法務省告示の日本語教育機関で勤務することを想定した日本語教師養成研修の実施機関・団体は、上記法務省告示基準解釈指針により文化庁国語課に届出を行うこととなった。

- ・外国人就労・定着支援研修や、介護分野の技能実習生に対する研修において、日本語教育を担当する者には、法務省告示日本語教育機関の日本語教員の要件と同等又は同等以上の専門性が求められている。

2 課題

(1) 「平成 12 年教育内容」について指摘されている課題

「平成 12 年教育内容」については、様々な課題が指摘されているが、主として

- ① 多様な教育目的や学習者のニーズ等に対応する幅広い教育内容が示されているが、様々な活動分野や役割に応じた資質・能力や教育内容は示されていない。
- ② 三つの教育領域、五つの区分とそれに対応する教育内容の例等を示しているが、必ず学習すべき内容が明確に示されていない。
- ③ 提示以来 18 年が経過していることから、大学等における教育・研究の進展や社会情勢の変化に対応できていない。

というような課題があるものとする。

その他の課題については以下の枠内に示す。

○「平成 12 年教育内容」全般について

・文化庁が平成 12 年に示した日本語教員養成における教育内容「日本語教育のための教員養成について」（以下、「平成 12 年教育内容」という。）は既に 18 年を経過している。その間、日本語教育人材の活動分野や役割は一層多様化しており、日本語教育の実施機関・団体によっても異なっている。

・大学等の日本語教師養成機関において、日本語教師は、平成 12 年教育内容に基づいて養成がなされているが、具体的な教育内容は大学等の自主性に任されている。そのため、養成した人材のスキルは機関・団体により異なる。

・大学等の日本語教師養成機関以外では、「平成 12 年教育内容」の対象となっていないことから、各機関・団体において独自の内容で養成・研修が行われている。

○知識と実践力のバランスについて

- ・実践力を身に付けた日本語教育人材が求められているが、教育実習における具体的な教育内容は示されていないため、教育実習の内容は機関・団体により異なる。
- ・「平成12年教育内容」は、知識偏重の傾向が見られた。知識と実践力のバランスの取れた教育内容にしていく必要があるのではないか。

○活動分野や役割・段階に応じた資質・能力の整理について

- ・日本語教育人材に求められる資質・能力は多様化しているが、それらの全ては示されていない。例えば、子供に対する指導に必要となる知識、海外で教える上で必要となる知識など、活動分野により必要となる日本語教育に関する知識は異なる部分がある。また、日本語教育コーディネーターや日本語学習支援者等に求められる資質・能力についても整理されていないために養成・研修が適切に実施できていない場合がある。
- ・養成で習得することができる知識や能力は限られていることから、養成で習得することができる知識や能力と、日本語教師となってから習得すべき知識や能力を分けて考えることが必要。
- ・国内外で教育活動を行う日本語教師には、国際社会や学習者の背景に対する理解や国際感覚（多様性に対する寛容さや、マイノリティーに対する配慮など。）が必要であるが、現在の養成研修の内容に十分に含まれているとは言い難い。

○現職日本語教師に対する研修について

- ・日本語教師に求められる資質・能力については、養成段階において全てを身に付けることは困難である。そのため、日本語教師として従事してからも自己研鑽^{さん}を積み、教育能力の向上に努める必要があるが、現職の日本語教師に対する研修は、一部の教育機関が自主的に行う内部研修にとどまっており、恒常的に研修が実施されているとは言い難い現状がある。
- ・日本語教育機関・団体で、十分な日本語指導経験を積み、日本語教育プログラムの策定・改善や後進の育成などに当たる立場である中核人材に求められる資質・能力については、日本語教師としての資質・能力に加え、チームマネジメントやラーニングマネジメント等のマネジメント能力や事務・管理能力、人材育成能力が必要とされるが、その研修に必要な教育内容は示されていない。

・中堅の日本語教師に対する研修の在り方については、活動分野別に示されるのではなく、各分野で経験を積み、日本語教育機関で中核を担う立場にある日本語教師が共通して各活動分野で課題解決に当たることができる資質・能力を身に付けることを目的とすることが望ましい。

○研修の受講方法等について

・現職日本語教師には自己研鑽^{さん}の場が限られていることから、現職日本語教師が外部研修の機会を十分に活用できるよう、教育機関・団体等に対し、初任・中堅の研修等の受講について、配慮を求めることも必要。

・新たに定められた教育内容に基づく養成・研修が各地の教育現場に定着するような方策を国として検討すべき。

・日本語教師が各日本語教育機関・団体で一層活躍できるよう、初任や中堅日本語教師に対する研修受講機会の充実が図られるとともに、これらの研修の受講が促されるよう、何らかのインセンティブとなる仕組みがあると良い。

(2) 活動分野ごとの日本語教育人材について指摘されている課題

日本語教育人材については、活動分野ごとに次のような課題が指摘されている。

①「生活者としての外国人」¹¹に対する日本語教育人材

・地域における日本語教育は、地方公共団体や国際交流協会、NPO（特定非営利活動法人）など民間団体が日本語教室を開催し、実施しているが、その多くは無償のボランティアによる支援に依存している。そのため、教室開催や日本語教育人材の確保等の日本語学習環境については安定せず、地域間格差も生じている。

・開設される日本語教室で行われる教育内容も様々であり、市民による交流や生活相談など、日本語教育を主な目的としていない教室や、個別の日本語指導を行うなど活動形態も多様である。

・「生活者としての外国人」に対する日本語教育人材に求められる能力としては、「生活者としての外国人」の背景は多様であり、そのライフステージやキャリア形成に応じた日本語教育が求められていることから、その多様なニーズに対応できるよう、授業が組み立てられる能力、臨機応変に対応できる知識と技能、及びコースデザインの能力が必要。

・「生活者としての外国人」に対する日本語教師については、日本語教師経験者であっても、地域日本語教室で日本語を教える際の姿勢や多文化共生に関する知識が不足していることがある。

・「生活者としての外国人」に対する日本語教育¹²を効果的に行う上で、日本語学習者と日本語学習支援者のマッチングを行ったり、教室コーディネートを行う日本語教育の専門性を有する中核人材が必要だが、配置されていない地域が多い。

・特に専門性が求められる初期日本語教育については、専門性を有していないボランティアには負担が大きいとの指摘がある。

・「生活者としての外国人」に対する日本語教育の専門性を持って関わる人材に求められる資質・能力を育成するために必要となる教育内容については、十分な議論がこれまでされていない。

¹¹ 「生活者としての外国人」とは、誰もが持っている「生活」という側面に着目して、日常的な生活を営む全ての外国人を指すものである。

¹² 「生活者としての外国人」に対する日本語教育は、「言語・文化の相互尊重を前提としながら、「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになること」を目的としており、そのために必要となる日本語教育の内容については、標準的なカリキュラム案等に示されている。

http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/nihongo_curriculum/index.html

・日本語教育人材に対する研修を実施している地方公共団体や団体は一部に限られており、日本語教室のボランティア募集説明会や実践事例を共有する情報交換会、外部の専門家を招いた単発の勉強会などが中心となっており、十分な研修実施体制が構築されているとは言えない。

② 留学生に対する日本語教育人材

・留学生受入れを行う法務省告示日本語教育機関においては、日本語教育機関の告示基準（法務省入国管理局策定）に示された日本語教員の要件を満たす人材を配置することが必須とされていることから、日本語教育の養成・研修を受けた人材が留学生に対する日本語教育を実施している。

・日本語教師養成を実施する大学や民間の日本語教師養成機関における教育内容については、文化庁が平成12年に取りまとめた報告を参考に編成されているが、教育内容に関しては養成機関・団体の自主性に任されており養成される日本語教育人材の資質・能力にはばらつきがあるとの指摘がある。

・留学生に対する日本語教師を養成する機関・団体における教育内容のうち教育実習については、初級レベルの実践・実習を中心とする機関・団体が多いが、進路を想定した中級・上級レベルの指導法や技能別指導方法も、現場においては必要となることから、養成段階において習得させることが求められる。

・養成段階における教育実習については、実際に外国人学習者に対する指導を行う実習や見学などを実施していない教育機関も見受けられ、日本語教育機関側から日本語教師の実践力が不足しているとの指摘がある。

・養成段階では、高等教育機関における学習の前提となるアカデミックジャパニーズ等の指導力が十分に備わっていない状況がある。

・留学生に対する日本語教師に必要な教育内容については、日本語の教育方法だけではなく、対象や日本語教育の背景となる、法務省告示日本語教育機関や留学生施策、在留資格等に関する知識も必要である。

・留学生に対する日本語教師に求められる資質・能力については、養成段階で習得させることができる知識や能力と、日本語教師となってから習得すべき知識や能力を分けて考えることが必要であるが、現職の日本語教師に対する研修は現在国として実施されておらず、各教育機関、教員個人に任されており、十分な研修機会が確保されていない。

・法務省告示日本語教育機関において教務の中核を担う主任教員については、その要件として告示校での常勤としての勤務経験年数が求められているのみであり、必要な資質・能力及び教育内容は十分に示されていない。また、一般財団法人日本語教育振興協会による研修が行われているのみで、研修機会が限られている。

③ 児童生徒等に対する日本語教育人材

・「児童生徒等」には、外国籍のみならず日本国籍で日本語指導が必要な者のほか、就学前の子供及び就学機会が得られない未成年を含むべきである。

・その保護者についても、学校生活において必要となる知識や情報について支援を行う必要があるという観点から、対象に含むことが適当である。

・近年、増加する外国人児童生徒等に対する日本語教育については、「特別の教育課程」を編成・実施するなどし、学校の教員が主体となって行われているほか、必要に応じて、学校の管理の下、外部人材として学校における日本語支援員等が対応している。

・学校外においても、地域の日本語教室等で子供に対する学習支援を実施している機関・団体の例もあり、就学前の子供や保護者に対し、就学に必要な日本語教育を行う取組が増えている。

・しかし、必ずしも、児童生徒の発達段階に応じた日本語教育や、学校の教科学習に精通した者でないことがあるため、これらの外部人材を、学校における日本語支援員として活用するための研修機会の充実が必要である¹³。

・日本語教育に関する専門性を持つ日本語教師が児童生徒等に対する日本語支援員となる場合、児童生徒等に対する指導を効果的に行う上で、必要とされる教育内容を含む研修を受けることが望ましいが、その教育内容は示されていない。

・児童生徒等に対する日本語教育を担当する日本語教師に必要な教育内容としては、成人に対する日本語教育との違いや、学校において支援を行う場合には、学校教育あるいは学校組織における支援であるということを認識することが必要であり、学校外で支援を行う場合は、域内の多様な機関・団体との連携の視点などが必要である。

・児童生徒等の将来設計を想定し、就学前から高校進学、就業までを視野に入れた学びの連続性を考慮した日本語教師の養成・研修の仕組みが必要になるとともに、日本語教師には、教員、母語支援員のほか、児童生徒を支援する多様な人材と家庭や学校、地域の関係機関・団体と連携し、多様なリソースを活用する力が求められる。

¹³ 「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について（報告）」（平成 28 年 6 月 学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議）参照

3 日本語教育人材の整理

2 課題の(1)①「多様な教育目的や学習者のニーズ等に対応する幅広い教育内容が示されているが、様々な活動分野や役割に応じた資質・能力や教育内容は示されていない。」を踏まえ、本報告においては、日本語教育人材を活動分野、役割、段階別に整理することとした。

なお、ここで挙げる日本語教育人材は、主として日本語学習を希望する者に対して、「日本語を教える／日本語学習を支援する」活動を行う者を対象¹⁴としている。

(1) 活動分野¹⁵

①国 内

「生活者としての外国人」をはじめ、大学や日本語教育機関において日本語を学ぶ留学生、日本語指導が必要な児童生徒等、就労を希望する在留外国人や研修生、技能実習生、難民や高度人材などに対する日本語教育

②海 外

海外の初等・中等・高等教育機関において外国語の教科として日本語を学ぶ学生、民間の教育機関やコミュニティスクールなどで日本語・日本文化を趣味・教養として学ぶ者、日系人及びその家族に対する継承語としての日本語教育や、現地日系企業や日本と関わりのある企業で働いている、あるいは働くことを希望する者、日本への留学を目指す者などに対する日本語教育

(2) 役 割

日本語教育人材の役割を次の三つに整理することとする。

① 日本語教師	日本語学習者に直接日本語を指導する者
②日本語教育コーディネーター	日本語教育の現場で日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善を行ったり、日本語教師や日本語学習支援者に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者
③日本語学習支援者	日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に学習者の日本語学習を支援し、促進する者

¹⁴ 地域における市民活動としては「日本語を教える／学ぶ」こと以外にも多様な活動があり、それに関わる人材は広範であり、多様である。

¹⁵ 活動分野については、本報告では「生活者としての外国人」、留学生、児童生徒等について検討を行うこととし、就労を希望する在留外国人や難民、海外については平成30年度以降に引き続き検討を行う予定である。

①日本語教師については、その段階に応じて養成、初任、中堅の三つに区分し、整理した。

養 成	日本語教師を目指して、日本語教師養成課程等で学ぶ者。
初 任	日本語教師養成段階を修了した者で、それぞれの活動分野に新たに携わる者。 ※当該活動分野において0～3年程度の日本語教育歴にある者。
中 堅	日本語教師として初級から上級までの技能別指導を含む十分な経験（2,400単位時間以上の指導経験）を有する者。 ※当該活動分野において3～5年程度の日本語教育歴にある者。

②日本語教育コーディネーターについては、国内外の多様な活動分野において活動することが考えられるが、「生活者としての外国人」に対する日本語教育に携わる地域日本語教育コーディネーターと法務省告示日本語教育機関に配置される主任教員の二つについて検討することとした。

地域日本語教育 コーディネーター	行政や地域の関係機関等との連携の下、日本語教育プログラムの編成及び実践に携わる者
主任教員	法務省告示日本語教育機関で教育課程の編成及び他の日本語教師の指導を担う教員

③日本語学習支援者については、以下のような者を想定している。

例 1) 地域の日本語教室等において、日本語教育コーディネーターや日本語教師と共に、未成年を含む学習者の日本語学習の支援を行う者。

例 2) 日本語教師が指導する企業内の日本語研修プログラム等において、会話の練習に参加し、学習者の日本語の運用を促進する者。

日本語教室においては、日本語教師や日本語教育コーディネーター等の専門家と共に、外国人住民の日本語学習を促進し支援する日本語学習支援者が多く活躍している。地域住民が日本語学習支援者として日本語教室の活動に参加することは、日本語教育に関わることを通じて、多様な言語・文化に対する理解が深まり、多文化共生社会に向けた住みやすい地域づくりや地域の活性化にもつながるなど、多面的な意義がある。

(3) 日本語教育人材の役割・段階に応じて求められる専門性等

① 日本語教師

養成、初任・中堅研修の修了段階で求められる専門性は次のとおりである。

養成	<ul style="list-style-type: none">○日本語教育に関する専門的な教育を受け、第二言語として日本語を教える体系的な知識・技能を有し、日本語教師としての専門性を持っている。○国内外の日本語教育現場で定められた日本語教育プログラムに基づき、日本語指導を行うことができる。
初任	<ul style="list-style-type: none">○日本語教育に関する専門的な教育を受け、第二言語としての日本語を教える体系的な知識・技能を有し、かつ活動分野や学習対象者に応じて求められる日本語教師としての専門性を持っている。○国内外の日本語教育現場で定められた日本語教育プログラムに基づき、体系的・計画的に分野別の日本語指導を行うことができる。
中堅	<ul style="list-style-type: none">○日本語教育に関する専門的な教育を受け、第二言語としての日本語を教える体系的な知識・技能及び十分な経験を有し、日本語教師としての高度な専門性を持っている。○国内外の日本語教育現場で学習者に応じた日本語教育プログラムを策定し、体系的・計画的に日本語指導を行うことができる。

② 日本語教育コーディネーター

日本語教育に関する専門的な教育を受け、日本語教師の初任・中堅を経て、第二言語としての日本語を教える体系的な知識・技能、多様な活動分野の学習者に対する十分な知識及び経験を有し、日本語教育コーディネーターとしての高度な専門性を持っている。

国内外の日本語教育の現場で

- 日本語教育プログラムの策定・実施運営及び改善
- 日本語教師及び日本語学習支援者に対する指導・助言
- 日本語教師及び日本語学習支援者の養成・研修の企画立案
- 多様な機関と連携・協働し日本語学習者の学びや日本語教育を通じた社会参加を促進するための活動のデザイン

を行うことができる。

③ 日本語学習支援者

日本語を正確に理解し的確に運用できる能力を持ち、日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に、学習者の日本語学習を支援し促進する役割を担うことができる。

Ⅱ 日本語教育人材に求められる資質・能力について

I－2に示した課題を踏まえ、以下、役割・段階・活動分野ごとに日本語教育人材に求められる資質・能力について示す。

1 日本語教育人材に共通して求められる基本的な資質・能力

日本語教育人材に求められる基本的な資質・能力として、次のような点が重要である。

- (1) 日本語を正確に理解し的確に運用できる能力を持っていること。
- (2) 多様な言語・文化・社会的背景を持つ学習者と接する上で、文化的多様性を理解し尊重する態度を持っていること。
- (3) コミュニケーションを通じてコミュニケーションを学ぶ¹⁶という日本語教育の特性を理解していること。

2 専門家としての日本語教師に求められる資質・能力

専門家としての日本語教師に求められる資質・能力として、次のような点が重要である。

- (1) 言語教育者として必要とされる学習者に対する実践的なコミュニケーション能力を有していること。
- (2) 日本語だけでなく多様な言語や文化に対して、深い関心と鋭い感覚を有していること。
- (3) 国際的な活動を行う教育者として、グローバルな視野を持ち、豊かな教養と人間性を備えていること。
- (4) 日本語教育に関する専門性とその社会的意義についての自覚と情熱を有し、常に学び続ける態度を有していること。
- (5) 日本語教育を通じた人間の成長と発達に対する深い理解と関心を有していること。

¹⁶ 日本語教育とは、広い意味で、コミュニケーションそのものであり、指導者と学習者とは固定的な関係でなく、相互に学び、教え合う実際的なコミュニケーション活動と考えられる。

3 役割・段階・活動分野ごとの日本語教育人材に求められる資質・能力

役割・段階・活動分野ごとに求められる日本語教育人材の資質・能力について、知識、技能、態度に分けて、次ページ以降の表1～8に示す。

日本語教師の養成修了段階で身に付けておくべき基礎的な資質・能力を表1に示す。

日本語教師が各活動分野で活動するために必要となる資質能力を活動分野ごとに表2～4に示すが、これは表1に示した日本語教師が養成修了段階で身に付けておくべき資質・能力に加えて必要となる資質・能力である。

中堅の日本語教師に求められる資質・能力を表5に示すが、これは表1に示した日本語教師が養成修了段階で身に付けておくべき資質・能力及び、表2～4の活動分野ごとのいずれかに求められる資質・能力に加えて必要となる資質・能力である。

日本語教育コーディネーターに求められる資質・能力を表6、7に示すが、これは表1、表2～4の活動分野のいずれか及び表5で示した資質・能力に加えて必要となる資質・能力である。

日本語学習支援者が身に付けておくことが望まれる資質・能力を表8に示す。

(1) 日本語教師

【養成】に求められる資質・能力 表1

【初任】（活動分野：「生活者としての外国人」）に求められる
資質・能力 表2

【初任】（活動分野：留学生）に求められる資質・能力 表3

【初任】（活動分野：児童生徒等）に求められる資質・能力 表4

【中堅】に求められる資質・能力 表5

(2) 日本語教育コーディネーター

【地域日本語教育コーディネーター】に求められる資質・能力 表6

【主任教員】に求められる資質・能力 表7

(3) 日本語学習支援者

日本語学習支援者に望まれる資質・能力 表8

日本語教師【養成】に求められる資質・能力

表 1

知識	技能	態度
<p>【1 言語や文化に関する知識】 (1) 外国語に関する知識，日本語の構造に関する知識，そして言語使用や言語発達，言語の習得過程等に関する知識を持っている。 (2) 個々の学習者の来日経緯や学習過程等を理解する上で，必要となる知識を持っている。 【2 日本語の教授に関する知識】 (3) 日本語教育プログラムやコースにおける各科目や授業の位置付けを理解し，様々な環境での学びを意図したコースデザインを行う上で必要となる基礎的な知識を持っている。 (4) 日本語教育の目的・目標に沿った授業を計画する上で，必要となる知識を持っている。 (5) 学習者の学習過程を理解し，学習者に応じた内容・教材（ICTを含む）・方法を選択する上で必要となる知識を持っている。 (6) 言語・文化の違いや社会における言語の役割を理解し，より良い教育実践につながるための知識を持っている。 (7) 異なる文化背景を持つ学習者同士が協働し，主体的に学び合う態度を養うための異文化理解能力やコミュニケーション能力を育てるために必要な知識を持っている。 (8) 学習者の日本語能力を測定・評価する上で必要となる知識を持っている。 (9) 自らの授業をはじめとする教育活動を客観的に分析し，より良い教育実践につながるための知識を持っている。 【3 日本語教育の背景をなす事項に関する知識】 (10) 外国人施策や世界情勢など，外国人や日本語教育を取り巻く社会状況に関する一般的な知識を持っている。 (11) 国や地方公共団体の多文化共生及び国際協力，日本語教育施策に関する知識を持っている。</p>	<p>【1 教育実践のための技能】 (1) 日本語教育プログラムのコースデザイン・カリキュラムデザインを踏まえ，目的・目標に沿った授業を計画することができる。 (2) 学習者の日本語能力等に応じて教育内容・教授方法を選択することができる。 (3) 学んだ知識を教育現場で実際に活用・具現化できる能力を持っている。 (4) 学習者に応じた教具・教材を活用または作成し，授業実践に生かすことができる。 (5) 学習者に対する実践的なコミュニケーション能力・異文化間コミュニケーション能力を持っている。 (6) 授業や教材等を分析する能力があり，自らの授業をはじめとする教育活動を振り返り，改善を図ることができる。 【2 学習者の学ぶ力を促進する技能】 (7) 学習者の日本語学習上の問題を解決するために学習者の能力を適切に評価し指導する能力を持っている。 (8) 学習者が多様なリソースを活用できる教育実践を行う能力を持っている。 (9) 学習者の理解に応じて日本語を分かりやすくコントロールする能力を持っている。 【3 社会とつながる力を育てる技能】 (10) 学習者が日本語を使うことにより社会につながることを意識し，それを授業実践に生かすことができる。</p>	<p>【1 言語教育者としての態度】 (1) 日本語だけでなく多様な言語や文化に対して深い関心と鋭い言語感覚を持ち続けようとする。 (2) 日本語そのものの知識だけでなく，歴史，文化，社会事象等，言語と切り離せない要素を合わせて理解し，教授活動に活かそうとする。 (3) 日本語教育に関する専門性とその社会的意義についての自覚と情熱を有し，自身の実践を客観的に振り返り，常に学び続けようとする。 【2 学習者に対する態度】 (4) 言語・文化の相互尊重を前提とし，学習者の背景や現状を理解しようとする。 (5) 指導する立場であることや，多数派であることは，学習者にとって権威性を感じさせることを，常に自覚し，自身のものの見方を問い直しようとする。 【3 文化的多様性・社会性に対する態度】 (6) 異なる文化や価値観に対する興味関心と広い受容力・柔軟性を持ち，多様な関係者と連携・協力しようとする。 (7) 日本社会・文化の伝統を大切にしつつ，学習者の言語・文化の多様性を尊重しようとする。</p>

日本語教師【養成】

知識	技能	態度
<p>【1 「生活者としての外国人」に対する指導の前提となる知識】</p> <p>(1) 地域の外国人の背景・状況・特徴等について正しく理解している。</p> <p>(2) 「生活者としての外国人」を取り巻く地域の実情や課題について理解するとともに、地域の教育リソースを活用するための知識を持っている。</p> <p>(3) 地域日本語教育における多様な学びと、指導者・支援者の役割や連携体制について理解している。</p> <p>【2 日本語の教授に関する知識】</p> <p>(4) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標、内容、方法についての知識を持っている。</p> <p>(5) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育プログラムの目的・目標に沿った授業を計画する上で、必要となる知識を持っている。</p> <p>(6) 「生活者としての外国人」は、ライフステージによって、必要となる日本語が変化するということを理解し、学習者の状況に応じ、教育的観点やキャリア支援の観点から見て適切な指導計画を立てる上で必要となる知識を持っている。</p>	<p>【1 教育実践のための技能】</p> <p>(1) 日本語教育プログラムを踏まえ、学習者の状況に応じ、教育的観点から見て適切な指導計画を立てることができる。</p> <p>(2) ニーズ分析、レベルチェックが適切に実施できる。</p> <p>(3) 地域における学習者の背景・属性を理解し、地域のリソースを活用し、ニーズやライフステージに応じた効果的な日本語教育を実践することができる。</p> <p>(4) 学習者の自律学習を支援し、主体的に学ぶ力を引き出すための教育実践を行うことができる。</p> <p>【2 成長する日本語教師になるための技能】</p> <p>(5) 自らの指導力に関し、分析的に振り返り、指導力の向上や指導計画の点検・改善を行うとともに、関係者間で共有を図り、協働して指導の改善を行うことができる。</p> <p>【3 社会とつながる力を育てる技能】</p> <p>(6) 日本語学習の成果を効果的に共有・公開することで、学習者が家族や関係者により良い関係を構築できるよう促すことができる。</p> <p>(7) 学習者が地域社会とつながり、ネットワークを構築する力を育てる教育実践を行うことができる。</p>	<p>【1 言語教育者としての態度】</p> <p>(1) 学習者の多様な背景、ニーズ、学習環境を的確に捉え、その個別性と学びに向き合おうとする。</p> <p>【2 学習者に対する態度】</p> <p>(2) 学習者の背景・文化・日本における生活状況を理解しようとする。</p> <p>(3) 学習者の自律学習を支援し、主体的に学ぶ力を育てようとする。</p> <p>【3 文化的多様性・社会性に対する態度】</p> <p>(4) 学習者が人とつながり、ネットワークを構築する力を育てようとする。</p> <p>(5) 地域社会や多様な機関と連携・協力し、「生活者としての外国人」が自立的に生活するための、エンパワーメントとしての日本語教育を実践しようとする。</p>
<p>日本語教師【初任】（生活者としての外国人）</p>		

日本語教師【初任】（留学生）に求められる資質・能力

表3

日本語教師【初任】（留学生）	知識	技能	態度
<p>【1 留学生に対する指導の前提となる知識】</p> <p>(1) キャリア支援の視点を持ち、それぞれの専門分野の学習に必要な日本語指導を実施する上で必要な知識を持っている。</p> <p>(2) 進学や就職に必要な試験や、その内容を指導するために必要な知識を持っている。</p> <p>(3) ICT等の多様なリソースを活用した指導を行う上で、必要な知識を持っている。</p> <p>(4) 言語習得に関する実践的な知識を持っている。</p> <p>【2 日本語の教授に関する知識】</p> <p>(5) 学習者が他者と協働し、自律的かつ主体的に学んでいけるようにするために必要な知識を持っている。</p>	<p>【1 教育実践のための技能】</p> <p>(1) 日本語教育プログラムを踏まえ、学習者の状況に応じ、教育的観点から見て適切な指導計画を立てることができる。</p> <p>(2) キャリア支援の視点を持ち、それぞれの専門分野の学習に必要な日本語能力を身に付けるための効果的な指導ができる。</p> <p>(3) 学習者の自律学習を促進し、主体的に学ぶ力を育てるための教育実践ができる。</p> <p>(4) ICT等の多様なリソースを活用した効果的な教育実践ができる。</p> <p>(5) 様々な規模・形態のクラスの管理・運営を行うことができる。</p> <p>【2 成長する日本語教師になるための技能】</p> <p>(6) 指導計画に基づき実践した授業や教育活動を分析的に振り返り、改善と新たな実践のための検討ができる。</p> <p>【3 社会とつながる力を育てる技能】</p> <p>(7) 教室内外の関係者と学習者をつなぎ、学習者の社会参加を促進するための教室活動をデザインすることができる。</p>	<p>【1 言語教育者としての態度】</p> <p>(1) 複数の教員でクラスを担当するチームメンバーについて理解し、講師間で連携・協力を図ろうとする。</p> <p>(2) 日本語学習だけでなく、進路選択に関しても担当者と連携し、多様な関係者と共に関わり、指導を実践しようとする。</p> <p>【2 学習者に対する態度】</p> <p>(3) 学習者の自律学習を促進し、主体的に学ぶ力を育てようとする。</p> <p>【3 文化的多様性・社会性に対する態度】</p> <p>(4) 留学生を取り巻き国内外の社会状況の変化に関心を持つようとする。</p> <p>(5) 学校外の地域社会や他者とのつながりを持つことの意味を理解し、社会とつながる機会提供に努めようとする。</p>	

日本語教師【初任】（児童生徒等）に求められる資質・能力

表 4

日本語教師【初任】（児童生徒等）	知識	技能	態度
<p>【1 児童生徒等に対する指導の前提となる知識】</p> <p>(1) 児童生徒等の成長発達の特徴、及び生育環境の変化による影響について理解している。</p> <p>(2) 児童生徒等の社会化のプロセスについての知識を有し、キャリア支援の視点から将来を想定して日本語指導が果たす役割を理解している。</p> <p>(3) 日本の教育制度を理解し、学校における児童生徒等の受入れ体制や支援の仕組みに関する知識をもっている。</p> <p>【2 日本語の教授に関する知識】</p> <p>(4) 児童生徒等の言語習得と言語運用の特性に関する知識を持っている。</p> <p>(5) 児童生徒等に対する日本語及び日本語と教科等に関連付けて教えるための知識、日本語の指導計画に関する知識を持っている。</p>	<p>【1 教育実践のための技能】</p> <p>(1) 児童生徒等の年齢・能力・文化的背景に応じて日本語の学習活動を設計することができる。</p> <p>(2) 指導計画に即して、個に応じた指導を行うことができる。</p> <p>(3) 教科等と日本語との統合的な学習活動の支援を行うことができる。</p> <p>(4) 児童生徒等の生活全般に関連付けて教材教具を工夫し、指導することができる。</p> <p>(5) 児童生徒等の日本語を含む言語の能力を、多様な角度から把握・評価することができる。</p> <p>【2 成長する日本語教師になるための技能】</p> <p>(6) 実践を分析的に振り返り、改善のための検討を行うことができる。</p> <p>【3 社会とつながる力を育てる技能】</p> <p>(7) 児童生徒等を取り巻く社会の中に、自身の役割を位置付け、指導・支援の内容・方法を決定し、実施することができる。</p> <p>(8) 学校や地域、家庭などでの児童生徒等の活動や、将来を想定した指導を行うことができる。</p>	<p>【1 言語教育者としての態度】</p> <p>(1) キャリア支援の視点から、児童生徒等の日本語学習支援の在り方を考え、実践しようとする。</p> <p>(2) 日本語指導の現場だけでなく、学校や地域、家庭など多様な角度から児童生徒等の日本語の使用や習得状況を捉えようとする。</p> <p>(3) 担当教員、学校関係者や保護者、地域関係者と円滑に協働し、効果的に日本語学習支援を行うようとする。</p> <p>【2 学習者に対する態度】</p> <p>(4) 複雑な事情を抱える多文化家族の背景を理解し、児童生徒等に寄り添おうとする。</p> <p>【3 文化的多様性・社会性に対する態度】</p> <p>(5) 指導する立場であることや多数派であることは児童生徒等やその保護者にとって権威性を感じさせることを常に自覚し、自身のもの見方を問い直しようとする。</p>	

日本語教師【中堅】に求められる資質・能力

表5

知識	技能	態度
<p>【1 言語や文化に関する知識】 (1) 日本語教育プログラムを策定する上で必要となる知識を持っている。 (2) 国内外の外国人の状況や日本語教育施策に関する最新の知識を持っている。</p> <p>【2 日本語の教授に関する知識】 (3) 学習者の日本語能力を把握・分析し、適切な学習指導を行うための知識を持っている。 (4) 教材開発・編集・改善に必要な知識を持っている。 (5) 日本語教育プログラム、教育活動、学習者の日本語能力について適切に評価を実施し、点検・改善を行う上で必要となる知識を持っている。</p> <p>【3 日本語教育の背景をなす事項に関する知識】 (6) 教室内外の関係者と学習者をつなぎ、学習者の社会参加を促進するための教育環境のデザインを行う上で必要となる知識を持っている。 (7) 日本語教師（初任）及び日本語学習支援者に関する適切な助言を行う上で必要となる人材育成に関する基礎的な知識を持っている。</p>	<p>【1 教育実践のための技能】 (1) 学習者及び関係者のニーズを踏まえ、日本語教育プログラムを策定し、運営することができるとともに、学習者の属性やニーズ等の変化に応じて臨機応変にプログラムを調整する能力を持っている。 (2) 日本語教育プログラムの中長期的な指導計画を策定する能力を持っている。 (3) 日本語教育プログラムの目標に応じた学習者の学習時間、到達目標に合致した教材を選択・作成できる。 (4) 日本語教育プログラムを実施し、点検・評価を行い、改善を図る力を持っている。 (5) 日本語教師（初任）及び日本語学習支援者に適切な助言をすることができる。</p> <p>【2 学習者の学ぶ力を促進する技能】 (6) 学習者の日本語能力を適切に把握・分析し、効果的な学習方法や教材等について多様な選択肢を提示することができる。</p> <p>【3 社会とつながる力を育てる技能】 (7) 日本語教育現場における課題、自らの専門性における課題を把握し、関係者や他分野の専門家や機関・団体等との連携・協力により課題解決に取り組むことができる。</p>	<p>【1 言語教育者としての態度】 (1) 日本語教育の専門家（中堅）として、日本語教育の社会的意義についての自覚と情熱を有し、自身の実践を分析的に振り返るとともに、新しい知識を習得しようとするなど、常に学び続けようとする。 (2) 日本語教師（初任）や日本語学習支援者に対して、振り返りや学びの機会を積極的に提供しようとする。 (3) 学習者や他の日本語教師と共に学び合い、成長していこうとする。</p> <p>【2 学習者に対する態度】 (4) 学習者が学びに向き合えるように様々な方策を用いて、共に課題解決に当たろうとする。</p> <p>【3 文化的多様性・社会性に対する態度】 (5) 教育実践や課題、成果等を記録・発信し、教育実践の質的向上に生かそうとする。 (6) 異なるピリヤーフを持つ関係者と円滑な関係を構築しながら、協力的にプログラムを運営していくこととする。</p>

日本語教育コーディネーター【地域日本語教育コーディネーター】に求められる資質・能力 表6

日本語教育コーディネーター（地域日本語教育コーディネーター）	知識	技能	態度
	<p>(1) 国や地域内の外国人の状況や、外国人に関する日本の法制度や地域の行政サービスに関する知識を持っている。</p> <p>(2) 地域日本語教育の体制整備に向けて、現状把握・課題設定・実施を行うために必要となる基本的な知識を持っている。</p> <p>(3) 地方自治体や所属機関の方針、地域のニーズを把握し、適切な日本語教育プログラムをデザインするために必要な知識を持っている。</p> <p>(4) 日本語教育プログラムの策定・実施・点検・改善を管理するための知識を持っている。</p> <p>(5) 日本語教育プログラムの実施に必要なとなる、日本語教師（初任）や日本語学習支援者等に対する研修を企画するために必要な知識を持っている。</p> <p>(6) 地方公共団体をはじめとする地域の関係機関・団体・関係者と連携・協力体制を構築する上で必要な知識を持っている。</p>	<p>(1) 地域日本語教育の体制整備に向けて、現状把握・課題設定をし、課題解決のための取組を計画的に実施することができる。</p> <p>(2) 地方自治体や所属機関の方針、地域のニーズを把握し、適切な日本語教育プログラムをデザインすることができる。</p> <p>(3) 日本語教育プログラムの策定・実施・点検・改善を管理することができる。</p> <p>(4) 外国人施策、教育行政や他の教育機関の動向等に関する情報収集し、現場に生かす力を持っている。</p> <p>(5) 地方公共団体をはじめとする地域の関係機関・団体・関係者と連携・協力体制を構築することができる。</p> <p>(6) 業務を円滑に行うための事務処理能力や組織マネージメント能力を持ち、状況に応じたリーダーシップを発揮できる。</p> <p>(7) 多様な機関と連携・協力し日本語学習者の学びや日本語教育を通じた社会参加を促進するための活動をデザインすることができる。</p> <p>(8) 日本語教育プログラムに関わる日本語教師（初任）及び日本語学習支援者等に対する研修を企画できる。</p>	<p>(1) 日本語教育の専門家として、自らの職業の社会的意義についての自覚と情熱を有し、自身の指導や対応について客観的に振り返るとともに、自らの立場と役割を認識し、自らに必要となる知識・能力を獲得しようとするなど、常に学び続けようとする。</p> <p>(2) 日本語教師（初任・中堅）及び日本語学習支援者等に対して必要となる研修を把握し、その受講機会を積極的に提供し、中長期的な視点で人材育成をしようとする。</p> <p>(3) 日本語教育プログラムにおける管理的立場としての役割を認識し、前向きに取り組もうとする。</p> <p>(4) 自地域における日本語教育プログラムの取組を積極的に公開・共有するとともに、他地域の事例を収集・共有するなどし、地域全体の日本語教育の活性化に寄与しようとする。</p> <p>(5) 地域日本語教育の体制整備に向けて、日本語教育の立場から地域社会の課題解決に取り組もうとする。</p>

日本語教育コーディネーター（主任教員）に求められる資質・能力

表 7

	知識	技能	態度
日本語教育コーディネーター（主任）	<p>(1) 留学生施策や入国管理制度をはじめとする留学生受入れの最新の動向を把握している。</p> <p>(2) 日本語教育機関の設置・運営に関する基本的な知識を持っている。</p> <p>(3) 教育機関の目標に沿った日本語教育プログラムの策定・実施・管理・評価を行うための知識を持っている。</p> <p>(4) 人材育成・組織マネージメント・危機管理に関する基本的な知識を持っている。</p> <p>(5) 所属する日本語教育機関・団体以外の日本語教育関係機関・団体の状況など、日本語教育界の大まかな動向を把握している。</p> <p>(6) 地方公共団体をはじめ地域の関係機関・団体等と連携・協力関係を構築するために必要となるネットワークや調整・交渉に関する知識を持っている。</p> <p>(7) 多様な機関と連携・協力し日本語学習者の学びや日本語教育を通じた社会参加を促進するための活動のデザインを行うための知識を持っている。</p>	<p>(1) 教育機関の目標に沿った日本語教育プログラムを円滑に運営・管理する能力を持っている。</p> <p>(2) 組織マネージメント能力を持ち、緊急時における危機管理能力を含め、状況に応じたリーダーシップを発揮できる。</p> <p>(3) 組織や日本語教育プログラムの現状を分析し、課題を把握し、改善計画を策定し実施できる。</p> <p>(4) 外国人施策、教育行政や他の教育機関の動向等に関する情報を収集し、現場に生かす力を持っている。</p> <p>(5) 業務を円滑に行うための事務処理能力、関係する諸機関や関係者との調整・交渉能力、ネットワークを構築する力を持っている。</p> <p>(6) 多様な機関と連携・協力し日本語学習者の学びや日本語教育を通じた社会参加を促進するための活動をデザインすることができる。</p> <p>(7) 日本語教育プログラムに関わる日本語教師（主任）及び日本語学習支援者等に対する研修を企画できる。</p>	<p>(1) 日本語教育の専門家として、自らの職業の社会的意義についての自覚と情熱を有し、自身の指導や日本語教育プログラムについて客観的に振り返るとともに、自らの立場と役割を認識し、必要とされる知識・能力を獲得しようとするなど、常に学び続けようとする。</p> <p>(2) 日本語教師（初任・中堅）に必要となる研修を把握し、その受講機会を積極的に提供するとともに、教員のキャリアを含む中長期的な人材育成に努めようとする。</p> <p>(3) 組織内の中間管理職としての立場と役割を認識し、前向きに取り組もうとする。</p> <p>(4) 地域を含めた他の関係機関・団体との交流等を通じて、多様な教育機会を提供しようとする。</p>

日本語学習支援者に望まれる資質・能力

表 8

日本語学習支援者	知識	技能	態度
	<p>(1) 日本語や日本文化、社会、多文化共生に対する一般的な知識・理解を持っている。</p> <p>(2) 日本語教育に携わる機関・団体及び関係者による支援体制と自らに期待される役割について理解している。</p> <p>(3) 学習者の来日の経緯、国や言語・文化背景、日本語の学習目的に対する一定の知識を持っている。</p> <p>(4) 異文化理解や異文化間コミュニケーション、コミュニケーション能力に関する基礎的な知識を持っている。</p> <p>(5) 日本語の構造や日本語学習支援に関する基本的な知識を持っている。</p>	<p>(1) 分かりやすく伝えるために、学習者に合わせて自身の日本語を調整することができる。</p> <p>(2) 学習者の発話を促すために、耳を傾けると共に自身の発話を調整することができる。</p> <p>(3) 日本語教育コーディネーターや日本語教師とともに、日本語学習を支援することができる。</p> <p>(4) 学習者の状況を観察し、日本語教師や日本語教育コーディネーターの助言を得ながら、学習方法や学習内容を学習者に合わせて工夫することができ。</p>	<p>(1) 学習者の背景や現状を理解しようとする。</p> <p>(2) 学習者の言語や文化を尊重し、対等な立場で接しようとする。</p> <p>(3) 学習者や支援者などと良好な対人関係を築こうとする。</p> <p>(4) 学習者が自ら学ぶ力を育み、その学びに寄り添おうとする。</p> <p>(5) 異なる考えや価値観を持つ他者と協働できる柔軟性を持つようとする。</p>

(備考) 表 8 「日本語学習支援者に望まれる資質・能力」は、表 1～7 を前提とするものではない。

Ⅲ 日本語教育人材の養成・研修の在り方及び教育内容について

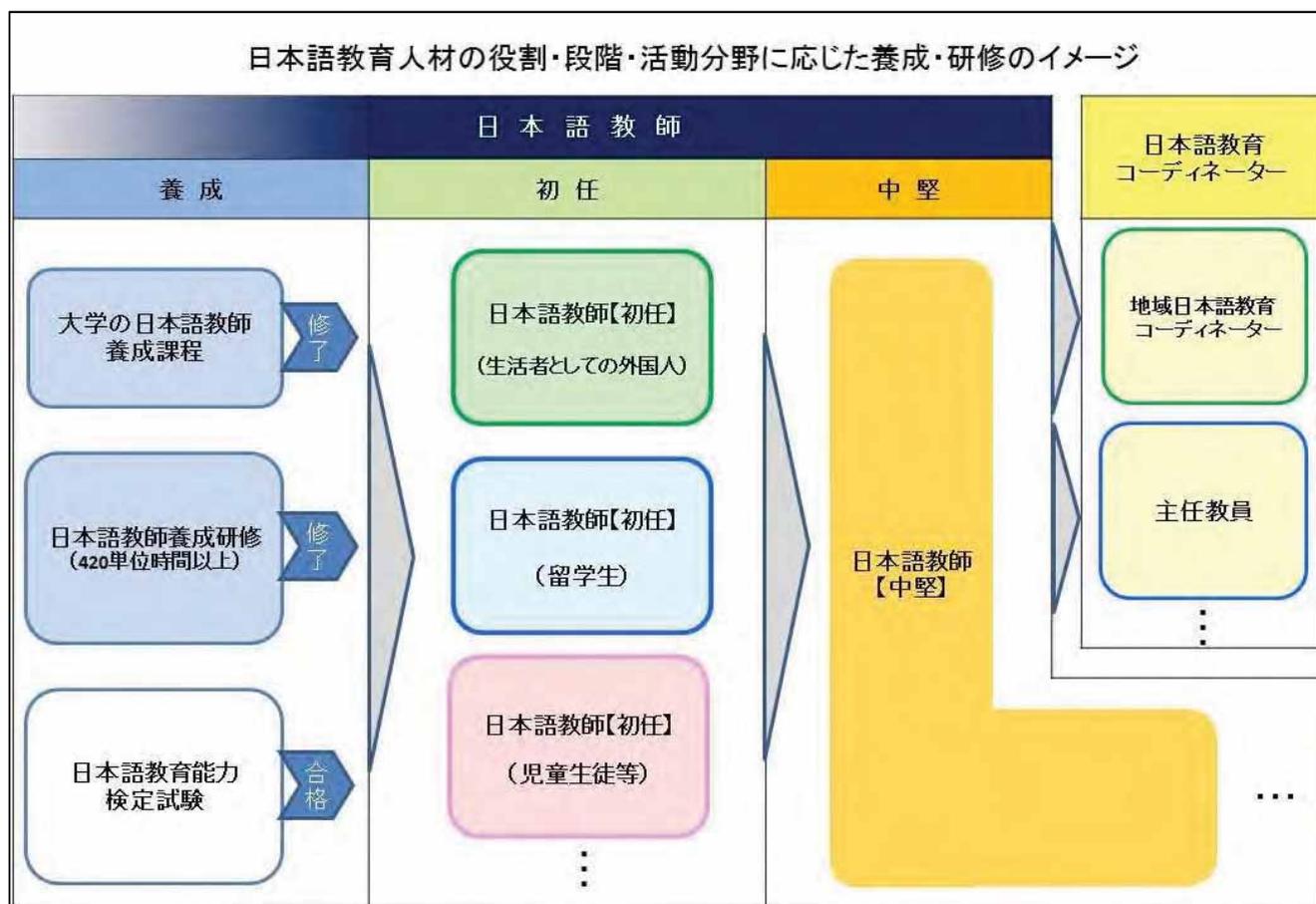
1 日本語教育人材の養成・研修の在り方

日本語教師について、養成においては、各活動分野で活動するに当たり、日本語教師としての基盤となる資質・能力を身に付けることが求められる。養成を修了した者は、各活動分野において日本語教師となるが、初任では、活動分野別の専門性等が求められることから、各活動分野において必要な教育内容に示される研修を受けていくこととなる。

また、日本語教師として経験を積んだ中堅¹⁷は、日本語教育プログラムの策定に携わったり、初任及び日本語学習支援者の育成といった活動のために必要な研修を受けたりして活躍することが想定される。中堅を経て、更に様々な活動分野にわたって熟練の日本語教師として活躍を続ける場合もある。

日本語教育コーディネーターには、中堅が有する資質・能力を更に発展させ、多様な機関・団体との連携・協力のほか、日本語学習者の学びや日本語教育を通じた社会参加を促進するためのプログラムの策定・実施といった役割を果たすために必要な研修が求められる。

以下、日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージを示す。なお、日本語教育人材のキャリアパス¹⁸は、この限りでなく多様である。



¹⁷ 日本語教師【中堅】研修は、「活動分野を限定せず、分野横断的に必要とされる教育内容を扱う」こととしている。詳細は、30ページ参照。

¹⁸ 日本語教育人材のキャリアパスの例は参考資料に示す。

Ⅱで示された資質・能力を踏まえた日本語教育人材の養成・研修の在り方について、想定される受講対象及び実施機関・団体、方法を以下に示す。

(1) 日本語教師に対する養成・研修

	段階	受講対象	養成・研修の在り方
日本語教師	養成	○日本語教師を目指す者	○必須の教育内容（教育実習を含む）を含む26単位又は420単位時間以上（※）の研修を大学等 ¹⁹ の教育・研修機関において受講 ○日本語教育能力検定試験合格者等については教育実習の受講が望ましい
	初任	○日本語教師【養成】を修了した者 ○当該活動分野で新たに日本語教育に携わる者	○当該活動分野に必要とされる教育内容に関する研修を、当該教育現場におけるOJTや、当該活動分野で日本語指導に携わる者に対する大学等の教育・研修機関において受講
	中堅	○各活動分野において初級から上級までの技能別指導を含む十分な経験（2400単位時間以上※）を有する者	○活動分野を限定せず、分野横断的に必要とされる教育内容を扱うとともに、所属機関・組織を超えて、日本語教育全体に対する視野を養うための実践課題持ち寄り型といった現場の課題に取り組む形式の研修を大学等の教育・研修機関において受講

※1単位時間を45分以上とする。

¹⁹ 養成・研修を担う教育・研修機関としては、大学や民間の日本語教育機関、日本語教育関係団体、NPO等が想定される。

(2) 日本語教育コーディネーターに対する研修

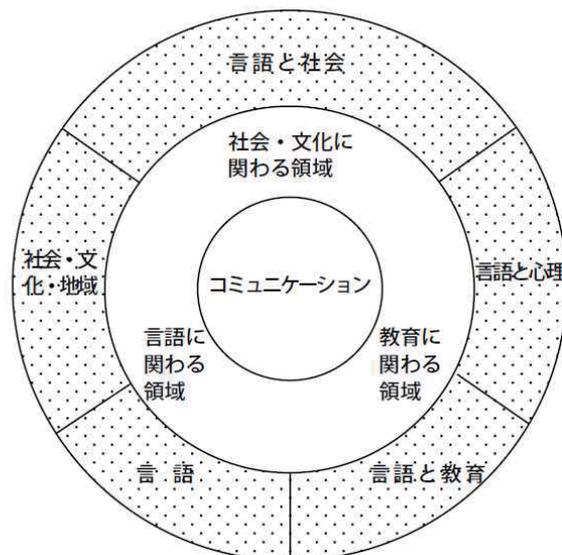
	種 別	受 講 対 象	研 修 の 在 り 方
日本語教育コーディネーター	地域日本語教育 コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体やNPO等で地域日本語教育をコーディネートする者 ○日本語教育に関する専門的な教育を受け、地域日本語教育において3年以上の実務経験を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域日本語教育コーディネーターに必要とされる教育内容に関する研修を、文化庁のほか、地方公共団体及び大学等の教育・研修機関において受講
	主任教員	<ul style="list-style-type: none"> ○留学生対象の日本語教育機関の主任教員 ○日本語教育機関において常勤経験3年以上の者 	<ul style="list-style-type: none"> ○教務面の責任者に必要とされる管理者研修を大学等の教育・研修機関において受講

(3) 日本語学習支援者に対する研修

	受 講 対 象	研 修 の 在 り 方
日本語学習支援者	<ul style="list-style-type: none"> ○多文化共生・日本語教育に興味・関心を持っている者 	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体や大学等の教育・研修機関、NPO等の民間団体が開催する研修を受講

2 日本語教育人材の養成・研修における教育内容の基本的な在り方

「平成12年報告」では、日本語教育とはコミュニケーションそのものであり、教授者と学習者とが相互に学び、教え合う実際的なコミュニケーション活動であることや、包括的概念としてのコミュニケーションは教育内容の根幹をなすものであるとした。そして、教育内容の領域は、コミュニケーションを核として、「社会・文化に関わる領域」、「教育に関わる領域」、「言語に関わる領域」の三つの領域から成り、その領域の区分として、「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」の五つの区分を設けた。



[教育内容の領域・区分とコミュニケーションとの関係(平成12年報告による)]

本報告では、この領域・区分とコミュニケーションとの関係については、踏襲することとした上で、前述の課題を踏まえ、以下の点について改善を図ることとする。

○日本語教育人材に必要な教育内容については、役割・段階・活動分野ごとに求められる資質・能力に応じて、各区分の教育内容を示すこととする。

ただし、日本語教育コーディネーターについては、示す教育内容が区分を横断するものが含まれることから、五つの区分を示すことはしない。

○日本語教師の養成における教育内容は次のとおりとする。

- ・日本語教師の養成における教育内容を表1に示し、必ず実施すべき内容を「**必須の教育内容**」として、各養成機関の教育目的に応じて選択可能な教育内容の例を「**その他の教育内容の例**」として挙げる。
- ・表1に示す五つの区分の「言語と教育」の「⑩言語教育法・実習」における教育実習に関しては、実践力を持った日本語教育人材が求められていることから、教育実習として必要な指導項目を示すこととする。

- ・上記、教育実習を含む「**必須の教育内容**」の個別の指導単位数や時間数を示すことはしないが、日本語教師の養成段階のカリキュラム全体に占める割合としては、26 単位又は 420 単位時間の 3 分の 2 以上となることが望ましい。

なお、法務省告示日本語教育機関での勤務を前提とした日本語教師を養成する機関・団体においては、法務省入国管理局が策定した「日本語教育機関における告示基準」及びその解釈指針で定められた日本語教員の要件に沿った教育内容を満たす養成・研修プログラム²⁰を策定し、実施する必要がある。

日本語教育機関の告示基準解釈指針²¹は、「平成 12 年教育内容」に基づき記載されていることから、今回新たに示す教育内容の普及状況を十分に踏まえた上で、その見直しについて検討していくことが望まれる。

日本語教育実施機関においては、質の高い日本語教育を実施するため、養成を終えた日本語教師を、各活動分野において初任者として新たに採用する際には、活動分野別に示した教育内容に基づく研修プログラムを受講する機会を提供し、活動分野別の日本語教師に求められる資質・能力を身に付けた人材を活用することが望まれる。

各日本語教育人材養成・研修機関においては、今回示す教育内容を踏まえた実践的養成・研修カリキュラム及びそのプログラムの速やかな開発を行うことが望まれる。

文化庁においては、これらの取組が促されるよう、教育内容に関する解説のほか、実践的カリキュラム・プログラムの開発に対する支援が求められる。

地方自治体や学校等、日本語教育を実施する機関・団体においても、日本語教育の質の向上のため、今回示した資質・能力を身に付けた日本語教育人材を積極的に活用することが望まれる。

²⁰ 法務省告示の日本語教育機関で勤務することを想定した日本語教師養成研修を実施している機関・団体は、文化庁文化語課に届出を行うこととなった。解釈指針に照らし合わせ、適当と認め届出を受理した機関・団体の研修は、文化庁のホームページ (http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/kyoin_kenshu/) にて公表している。

²¹ 日本語教育機関の告示基準（平成 28 年 7 月 22 日公示 法務省入国管理局）解釈指針（告示基準第 1 条第 1 項第 13 号ニ関係）は参考資料 7 に示す。

3 日本語教育人材の養成・研修における教育内容

日本語教育人材の養成・研修については、その役割・段階・活動分野ごとに求められる資質・能力を育成するために必要となる教育内容を個別に示す。

(1) 日本語教師

【養成】における教育内容

表 9

【初任】 研修における教育内容

- 「生活者としての外国人」
- 留学生
- 児童生徒等

表 1 0

表 1 1

表 1 2

【中堅】 研修における教育内容

表 1 3

(2) 日本語教育コーディネーター

【地域日本語教育コーディネーター】 研修における教育内容

表 1 4

【主任教員】 研修における教育内容

表 1 5

(3) 日本語学習支援者

日本語学習支援者研修における教育内容

表 1 6

日本語教師【養成】における教育内容

表 9

3領域・5区分・16下位区分		16下位区分の解説	必須の教育内容	その他の教育内容の例	
社会・文化・地域 に 関 わ る 領 域	社会・文化・地域	①世界と日本	日本語教育が必要とされる社会的背景を考えるために、国際社会の実情と日本との関係、日本の社会・文化、学習者と日本との関係を理解する。	(1)世界と日本の社会と文化	歴史、教育、日本事情、海外の移民施策 等
		②異文化接触	多様な背景を持つ学習者個々に必要とされる日本語教育を考えるために、学習者が日本語を必要とするに至った経緯や、学習者と周囲との接触の状況を理解する。	(2)日本の在留外国人施策 (3)多文化共生(地域社会における共生)	国際協力、文化交流、地域協力、精神衛生、外国人児童生徒等 等
		③日本語教育の歴史と現状	学習者に適切に接する態度や学習者の背景及び将来を考えるために、日本語教育の歴史や現状、制度を理解する。	(4)日本語教育史 (5)言語政策 (6)日本語の試験 (7)世界と日本の日本語教育事情	教師養成、学習者の推移と多様化、教育制度、各国語試験 等
	言語と社会	④言語と社会の関係	学習者の円滑な社会生活を実現するために、社会、文化、政策と言語との関係やそれによって生じる言語の有り様、また社会的な行動を支える社会的・文化的慣習について理解する。	(8)社会言語学 (9)言語政策とことば	ことばと文化、言語社会学、教育社会学、言語接触、言語管理、継承語 等
		⑤言語使用と社会	様々な社会的状況において円滑なコミュニケーションを実現するために、社会や集団における言語・非言語行動の様相や方略について理解する。	(10)コミュニケーションストラテジー (11)待遇・敬意表現 (12)言語・非言語行動	言語変種、ジェンダー差・世代差、地域言語と共通語、地域生活関連情報 等
		⑥異文化コミュニケーションと社会	異なる文化・言語を持つ人々が共存する社会の在り方を考えるために、互いの文化・言語に対する態度や言語を用いた人との関係構築について理解する。	(13)多言語・多文化主義	言語・文化相対主義、自文化(自民族)中心主義、言語選択、アイデンティティ、異文化間トランス、言語イデオロギー、複言語・複文化主義 等
	言語と心理	⑦言語理解の過程	効果的な日本語教育を考えるために、学習者の言語情報の処理過程や学習の仕組み、学習の方法について理解する。	(14)談話理解 (15)言語学習	言語処理、予測・推測、記憶、視点、学習者要因 等
		⑧言語習得・発達	個々の学習者に合わせた日本語教育を考えるために、言語の習得過程や学習者要因、また学習効果を高める方略について理解する。	(16)習得過程(第一言語・第二言語) (17)学習ストラテジー	幼児言語、中間言語、言語喪失、バイリンガリズム、学習過程、学習者タイプ、学習障害・発達障害 等
		⑨異文化理解と心理	自文化とは異なる環境にある学習者に配慮した指導を考えるために、異文化接触によって生じる問題とその解決、また動機や不安などの心的側面について理解する。	(18)異文化受容・適応 (19)日本語の学習・教育の情意的側面	社会的スキル、集団主義、教育心理 等
	言語と教育	⑩言語教育法・実習	学習者の日本語能力と求められる日本語教育プログラムの目的や目標を踏まえた日本語教育を考えるために、コースを設計する方法、学習項目に合わせた教授法や教材の選択、授業を組み立てるための準備、学習の成果を測る観点と方法、教授能力を高めるための自他の授業分析に必要な知識及び日本語教育を実践する力を身に付ける。	(20)日本語教師の資質・能力 (21)日本語教育プログラムの理解と実践 (22)教室・言語環境の設定 (23)コースデザイン (24)教授法 (25)教材分析・作成・開発 (26)評価法 (27)授業計画 (28)教育実習 ※詳細は38ページ参照 (29)中間言語分析 (30)授業分析・自己点検能力 (31)目的・対象別日本語教育法	学習者情報、教育情報、教室活動、障害者教育 等
		⑪異文化間教育とコミュニケーション教育	文化の多様性を尊重し、異なる文化背景を持つ者同士の円滑なコミュニケーションを実現するために、文化を異にする者の物事の捉え方やコミュニケーション方略について理解する。	(32)異文化間教育 (33)異文化コミュニケーション (34)コミュニケーション教育	学習者の権利、国際・比較教育、国際理解教育、開発コミュニケーション、異文化マネジメント、コミュニケーションに関する言語間対照 等
		⑫言語教育と情報	効率的で創造的な日本語教育を行うために、学習管理や教材作成等に必要となるICT活用方法を知るとともに、情報資源の扱い方について理解する。	(35)日本語教育とICT (36)著作権	
		⑬言語の構造一般	学習をより効率的なものにするために、言語を分析的に観察する方法を理解し、世界の言語及び日本語を系統的・類型的に捉えるとともに、学習者の言語と日本語学習の関係を理解する。	(37)一般言語学 (38)対照言語学	世界の諸言語、言語の種類、音声の種類、形態(語彙)の種類、統語の種類、意味論の種類、語用論の種類、言語学史 等
	言語にかかわる領域	⑭日本語の構造	日本語そのものに関する知識を学習者に正確に伝えるために、日本語を分析的に捉える方法を理解し、言語教育的な観点から多面的に整理された日本語に関する知識を体系的に身に付ける。	(39)日本語教育のための日本語分析 (40)日本語教育のための音韻・音声体系 (41)日本語教育のための文字と表記 (42)日本語教育のための形態・語彙体系 (43)日本語教育のための文法体系 (44)日本語教育のための意味体系 (45)日本語教育のための語用論的規範	日本語の系統、日本語史、日本語学史 等
		⑮言語研究			理論言語学、応用言語学、情報学、社会言語学、心理言語学、認知言語学、言語地理学、計量言語学、歴史言語学、コミュニケーション学 等
		⑯コミュニケーション能力	学習者の日本語によるコミュニケーション能力を育成するために、コミュニケーション能力に関する知識を身に付ける。また、日本語教育を実践する上で必要となるコミュニケーション能力を向上させる。	(46)受容・理解能力 (47)言語運用能力 (48)社会文化能力 (49)対人関係能力 (50)異文化調整能力	表出能力、談話構成能力、議論能力 等

(備考) 0 関連ページ：20ページ表1「日本語教師【養成】に求められる資質・能力」

- 【領域】：コミュニケーションを核として、「社会・文化に関わる領域」「教育に関わる領域」「言語に関わる領域」の3つの領域からなり、それぞれはあえて明確な線引きは行わず、段階的に緩やかな関係と捉え、また優先順位を設けず、いずれも等価と位置づける。
- 【区分】：上記3領域の区分として、「社会・文化・地域」「言語と社会」「言語と文化」「言語と教育」「言語」の5つの区分を設ける。また、それぞれの下位の区分として、16区分を設定し、教育の目的や内容について解説を加えた。
- 【必須の教育内容】：日本語教師の養成においては、必須となる基礎的な項目について明示した。教育実習を含む「必須の教育内容」のカリキュラム全体に示す割合としては26単位または420単位時間の3分の2以上となることが望ましい。
- 【その他の教育内容の例】：必須の教育内容以外の項目例については、参考として掲載したが、この限りではなく、各教育機関・団体の特徴を生かして設定することができる。

＜教育実習について＞

日本語教師【養成】における教育実習とは、日本語学習者を想定して行う実際の指導及びそれに関連する授業のことを指す。

教育実習の指導項目²²としては、以下①～⑥を全て含めること。

- ①オリエンテーション
- ②授業見学
- ③授業準備（教案・教材作成等）
- ④模擬授業²³
- ⑤教壇実習
- ⑥教育実習全体の振り返り

各指導項目の内容の例を以下に示す。

教育実習の指導項目	実習内容(例)
①オリエンテーション	○教育実習全体の目的の理解 ○教育実習の構成要素と内容の理解 ○学習者レベル別、対象別の教育実習に対する留意事項
②授業見学	○授業見学のポイントや視点の理解 ○授業見学及び振り返り ○授業ビデオ観察及び振り返り
③授業準備	○教壇実習に向けた指導項目の分析 ○教壇実習に向けた教案作成 ○教壇実習に向けた教材準備(分析・活用・作成)
④模擬授業	○模擬授業及び振り返り
⑤教壇実習	○教壇実習及び振り返り
⑥教育実習全体の振り返り	○教育実習全体としての振り返り

²² この教育実習の指導項目は、平成 29 年度日本語教育総合調査「日本語教員養成における教育実習及び現職者研修についての調査研究」の結果を参考に策定された。教育実習の多様な事例や日本語教員養成における教育実習モデルプログラム案が示されている。
(http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/nihongokyoiku_sogo/index.html)

²³ ここで示す「④模擬授業」とは、授業計画や教材、指導方法などの妥当性を検討することを主な目的として、受講生同士が教員役と学習者役に分かれるなどして、授業のシミュレーションを行う活動を指し、「⑤教壇実習」とは、現実の日本語学習者に対して、その学習・教育の効果を狙って、実際に指導を行う活動を指す。

ここに挙げられた指導項目以外にも、養成機関や実習受入れ日本語教育機関の教育理念等に照らして、学習者に対する評価や、テストや課題（宿題）等の作成、多様な実践を取り入れることも考えられる。

教壇実習においては、可能な限り日本語を母語としない者を対象として指導を行うべきであり、現に日本語を学習している者を対象に行うことができれば更によい。

教育実習の対象者については、国籍や言語、日本語学習歴など多様な背景を持つ者が想定される。養成終了後の多様な活動分野を想定し、可能な限り多様な対象に対して機会が与えられることが望ましい。

指導形態については、クラス形態や少人数でのグループ指導、個別指導など多様な形態に対して機会が与えられることが望ましいが、法務省告示日本語教育機関における教員の要件を満たす研修を想定する場合には、5～20名規模のクラス形態での教壇実習を経験させることが重要である。

日本語教師【初任】（「生活者としての外国人」）研修における教育内容

3領域	5区分	16下位区分	教育内容	
コミュニケーション	社会・文化・地域	①世界と日本		
		②異文化接触	(1)国・地域の在留外国人施策	
		③日本語教育の歴史と現状	(2)「生活者としての外国人」に対する日本語教育 ・地域日本語教育 (地域国際化協会等の関係団体情報) (3)言語サービス（多言語化・やさしい日本語）	
	社会・文化・地域に関わる領域	言語と社会	④言語と社会の関係	(4)「生活者としての外国人」の多様性 ・言語背景、文化的背景 ・言語管理、家庭内言語マネジメント ・ニーズの多様性
			⑤言語使用と社会	(5)外国人住民の社会参加 ・地域言語と共通語 ・地域生活関連情報 ・エンパワーメント ・人間関係・ネットワークを築く力 (6)「生活者」のライフステージに合わせたキャリアプランと日本語学習 ・目的に応じた学習内容 ・「標準的なカリキュラム案」
			⑥異文化コミュニケーションと社会	(7)「生活者としての外国人」の異文化受容・適応
	教育に関わる領域	言語と心理	⑦言語理解の過程	
			⑧言語習得・発達	(8)学習方法 ・学習者タイプ ・学習スタイル ・学習ストラテジー ・自律学習
			⑨異文化理解と心理	(9)日本語の学習・教育の情意的側面
	言語に関わる領域	言語と教育	⑩言語教育法・実習	(11)各種指導法、教授法 ・地域日本語教室見学、活動参加 ・活動の振り返り (12)コースデザイン演習 ・ニーズ分析 ・学習内容 ・カリキュラムデザイン ・社会参加につながる活動の設計 ・学習・習得を促す活動 ・指導案作成 ・教材作成 (13)日本語能力の評価 ・「生活者としての外国人」の日本語能力 ・適切なレベルチェックの仕方 ・自律学習と評価 (14)指導力の評価 ・分析的な振り返り ・自己点検 ・課題の共有 ・改善方法の検討

	言語に関 わる領域	⑪異文化間教育と コミュニケーション教育	
		⑫言語教育と情報	(10)「生活者としての外国人」のための教材・教具の リソース ・教材の活用・作成と著作権
	言語	⑬言語の構造一般	
		⑭日本語の構造	
		⑮言語研究	
		⑯コミュニケーション能力	

(備考) 関連ページ p.21 表 2 「日本語教師【初任】(「生活者としての外国人」) に求められる資質・能力」

日本語教師【初任】（留学生）研修における教育内容

3 領域	5 区分	16 下位区分	教育内容	
コミュニケーション	社会・文化・地域に関わる領域	①世界と日本		
		社会・文化・地域	②異文化接触	(1)日本の留学生受入施策 ・在留資格 ・法務省の告示基準 ・留学生教育の変遷
			③日本語教育の歴史と現状	(2)法務省告示日本語教育機関の歴史と現状 (3)日本語の試験 ・日本語能力試験(JLPT) ・日本留学試験(EJU) ・ビジネス日本語の試験
		言語と社会	④言語と社会の関係	(4)日本と海外の教育制度の違い
			⑤言語使用と社会	(5)進路選択関連情報 ・キャリア教育 ・留学生の進学・就職指導
			⑥異文化コミュニケーションと社会	(6)留学生の異文化受容・適応 ・異文化間トランス ・メンタル・カウンセリング
	教育に関わる領域	言語と心理	⑦言語理解の過程	
			⑧言語習得・発達	
		⑨異文化理解と心理	(7)日本語の学習・教育の情意的側面 ・青年期学習者の成長と発達	
	言語に関わる領域	言語と教育	⑩言語教育法・実習	(8)演習 ・対象レベル別指導法 ・論文・議論の指導法 ・指導案作成 ・教材作成 ・教室活動 ・評価法 ・自己点検 ・経験の振り返りや議論等を通じた内省力の強化（経験を通して学ぶ力の育成）
			⑪異文化間教育とコミュニケーション教育	
		⑫言語教育と情報	(9)留学生のための教材・教具のリソース (10)著作権 (11)統計処理(テスト・評価・成績管理)	
		言語	⑬言語の構造一般	
			⑭日本語の構造	
	⑮言語研究			
	⑯コミュニケーション能力			

(備考) 関連ページ：p.22 表 3「日本語教師【初任】（留学生）に求められる資質・能力」

日本語教師【初任】（児童生徒等）研修における教育内容

3 領域	5 区分	16 下位区分	教育内容	
コミュニケーション	社会・文化・地域	①世界と日本		
		②異文化接触	(1)外国人児童生徒等の現状 ・文化間移動 ・ライフコース	
		③日本語教育の歴史と現状	(2)外国人児童生徒等に対する教育施策 ・特別の教育課程(個別の指導計画) ・学習権	
	言語と社会	④言語と社会の関係	(3)学習環境作り ・日本の教育制度 ・支援体制(学校・地域) (4)地域の現状 ・多文化共生 ・エスニック・コミュニティー ・集住, 散在	
		⑤言語使用と社会	(5)学校・地域・家庭の言語環境と言語使用 ・マルチリンガリズム ・生育環境 ・言語生活	
		⑥異文化コミュニケーションと社会	(6)多文化家族と子供の文化適応 ・アイデンティティー ・文化適応 ・自文化中心主義	
	教育に関わる領域	言語と心理	⑦言語理解の過程	
			⑧言語習得・発達	(7)言語習得と認知発達 ・発達段階と言語習得 ・母語, 継承語, 第二言語 ・生活言語能力と学習言語能力 ・言語能力の評価
			⑨異文化理解と心理	(8)教育・発達心理学 ・リテラシーの発達 ・特別支援のニーズ ・社会化

言語に関わる領域	言語と教育	⑩言語教育法・実習	<p>(9)日本語指導のコースデザイン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コースデザインの手順と実際 ・指導計画の策定 ・初期の指導(サバイバル日本語, 文字・語彙, 文型) ・中期の指導(リテラシー(読み書き)) ・日本語と教科の統合学習 ・キャリア支援 <p>(10)参与観察・教育実習(模擬授業を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習 (授業・教室活動・現場の参与観察あるいは支援活動) ・現場へのフィードバック <p>(11)内省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実践の内省 <ul style="list-style-type: none"> ・事例を通じた内省 ・対話を通じた内省
		⑪異文化間教育とコミュニケーション教育	<p>(12)異領域との協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の関連機関の視察 ・異領域の関係者との交流
		⑫言語教育と情報	<p>(13)児童生徒等のための教材・教具のリソース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教材・教具(リソース)の作成 ・著作権
	言語	⑬言語の構造一般	
		⑭日本語の構造	
		⑮言語研究	
		⑯コミュニケーション能力	

(備考) 関連ページ：p.23 表4「日本語教師【初任】(児童生徒等)に求められる資質・能力」

日本語教師【中堅】研修における教育内容

3領域	5区分	16下位区分	教育内容	
コミュニケーション	社会・文化・地域に関わる領域	①世界と日本		
		社会・文化・地域	②異文化接触	(1)日本の在留外国人施策・制度 (2)関係府省庁による日本語教育施策
			③日本語教育の歴史と現状	(3)日本語の試験 (4)国内外の多様な日本語教育事情
			言語と社会	④言語と社会の関係
		⑤言語使用と社会		
		⑥異文化コミュニケーションと社会		(6)異文化間トランス
	言語と心理	⑦言語理解の過程		
		⑧言語習得・発達		
		⑨異文化理解と心理	(7)言語学習・教育の情意的側面	
	教育に関わる領域	言語と教育	⑩言語教育法・実習	(8)日本語教育プログラム及び教育環境デザイン ・事例研究
				(9)目的・対象別日本語教育法 ・ファシリテーション
				(10)評価法 ・日本語能力評価，指導力評価，授業評価，プログラム評価
				(11)異領域との協働
	言語に関わる領域	言語と教育	⑪異文化間教育とコミュニケーション教育	(11)異領域との協働
			⑫言語教育と情報	(12)日本語教育プログラムにおけるICTの活用 ・著作権
		言語	⑬言語の構造一般	
⑭日本語の構造				
⑮言語研究				
⑯コミュニケーション能力				
		中核人材としての管理能力	<ul style="list-style-type: none"> ・マネジメント能力 (セルフマネジメント・チームマネジメント・ラーニングマネジメント) ・事務・管理能力 ・人材育成能力 ・ネットワーキング力 	

(備考) 関連ページ：p.24 表5「日本語教師【中堅】に求められる資質・能力」

日本語教育コーディネーター
【地域日本語教育コーディネーター】研修における教育内容

	教育内容
1	在留外国人施策・入国管理制度・教育行政と、 地域における外国人の出身国の最新の動向の把握
2	日本語教育に関わる国及び地方公共団体の施策
3	在留外国人に関連する法制度，行政サービス等の把握・整理
4	地域日本語教育のプログラムデザイン ・課題設定からプログラムの策定・実施・点検・評価・改善 ・内省（振り返り）
5	日本語教育人材に対する研修の企画・立案 ・人材育成の考え方や手法
6	活動と広報 ・情報公開・発信 ・個人情報の保護 ・著作権 ・地域日本語教育に関する調査
7	事例研究 ・問題解決能力 ・現状把握から課題設定，課題解決に向けた方略の検討
8	組織マネジメント ・コーディネーターの役割 （コーディネーター論・リーダーシップ論） ・地域日本語教育に関わる人材や関係機関の把握とネットワーキング ・コミュニティーデザイン ・ファシリテーション

（備考）関連ページ： p.25 表 6 「地域日本語教育コーディネーターに求められる資質・能力」

日本語教育コーディネーター【主任教員】研修における教育内容

	教育内容
1	留学施策・入国管理制度・教育行政と、留学生の出身国の最新の動向
2	法務省告示日本語教育機関の現状と課題 ・業界全体の動向
3	教育機関の運営に関する基礎知識 ・組織マネジメント（コーディネーター論・リーダーシップ論） ・ラーニングマネジメント ・教育機関の経営 ・危機管理 ・法令の遵守（労働基準法，著作権法等） ・学習者の多様性への理解
4	地域社会と日本語学校 ・ネットワーキング
5	日本語教育のプログラムデザイン ・教育機関の目的・目標に応じたプログラムの策定・実施・点検・評価・改善 ・社会参加を促進する教室活動 ・カリキュラム編成，クラス編成，教員の配置 ・プログラム評価，学習者評価，授業評価 ・教育機関の自己点検評価
6	キャリア支援 ・留学生アドバイジング ・人材育成のための研修プログラムの策定 ・セルフマネジメント ・教員の協働を促進するファシリテーション
7	事例研究 ・問題解決能力 ・現状把握から課題設定，課題解決に向けた方略の検討

（備考）関連ページ：p.26 表7「日本語教育コーディネーター【主任教員】に求められる資質・能力」

日本語学習支援者研修における教育内容

3 領域	5 区分	16 下位区分	教育内容	
コミュニケーション	社会・文化・地域に関わる領域	①世界と日本	1) 学習者の背景に対する理解 ・在留資格 ・国内の在留外国人 ・主な出身国の文化背景 ・来日理由, 日本における生活状況など	
		②異文化接触	2) 多文化共生 ・地域の多文化共生施策 ・「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標 ・地域日本語教育の実施体制と支援者の役割	
		③日本語教育の歴史と現状		
	教育に関わる領域	言語と社会	④言語と社会の関係	3) コミュニケーションストラテジー ・地域の「ことば」 ・「やさしい日本語」
			⑤言語使用と社会	
			⑥異文化コミュニケーションと社会	4) 異文化理解 ・異文化コミュニケーション
	言語に関わる領域	言語と心理	⑦言語理解の過程	
			⑧言語習得・発達	
			⑨異文化理解と心理	
	言語に関わる領域	言語と教育	⑩言語教育法・実習	5) 地域日本語教育の多様性 ・地域の日本語教室の見学 ・学習者及び支援者との交流
			⑪異文化間教育とコミュニケーション教育	6) 日本語学習支援 ・発話調整 ・傾聴 ・学習支援の流れ ・学習支援のリソース
			⑫言語教育と情報	7) コミュニケーション教育
		言語	⑬言語の構造一般	8) 日本語の構造
			⑭日本語の構造	
			⑮言語研究	
	⑯コミュニケーション能力			

(備考) 関連ページ：p.27 表8「日本語学習支援者に望まれる資質・能力」

4 日本語教育人材の養成・研修における教育課程編成の目安

日本語教育人材の養成・研修実施機関及び団体において、養成・研修を実施するに当たり、教育課程編成の際の参考としていただくために、役割・段階・活動分野ごとの日本語教育人材に求められる資質・能力（19 ページ以降）を踏まえた教育内容（35 ページ以降）を全て含む「教育課程編成の目安」を次のとおり示す。

教育課程編成の目安

(1) 日本語教師【養成】の教育課程編成の目安	・・・	表 17～21
(2) 日本語教師【初任】研修の教育課程編成の目安	・・・	表 22～24
(3) 日本語教育コーディネーター研修の教育課程編成の目安	・・・	表 26～27

なお、日本語教師【中堅】及び日本語学習支援者については、現場の実情に合わせた柔軟なカリキュラムの策定が望ましいと考えられることから、本報告では教育内容を示すにとどめ、「教育課程編成の目安」は示していない。

「教育課程編成の目安」は、日本語教育人材に求められる資質・能力に基づき、必要とされる教育内容を全て含むものとし、教育内容、教育方法、単位数若しくは単位時間数、科目名（例）を示すこととする。

教育内容

日本語教育人材に求められる資質・能力に基づき、35 ページ以降に示された、役割・段階・活動分野ごとの教育内容を全て含めたものとしている。重複して記載している教育内容もあるが、実際の教育課程編成においては、いずれかの科目で扱えばよいこととする。

また、各教育機関の特徴を生かすなどして、これ以外の教育内容を盛り込むことも考えられる。ただし、養成においては、「必須の教育内容」が26 単位時間又は420 単位時間の3分の2以上を占めることが望ましい。

教育方法

「教育課程編成の目安」では全体的な方針、研修実施の枠組みを示すこととし、科目ごとに具体的な教育方法を示すことはしない。講義・演習の形式だけでなく、体験、事例研究、問題解決学習など、主体的・協働的に学ぶ機会を積極的に取り入れることが求められる。なお、その際、各科目の担当講師には当該科目に関する高度な専門性及び指導実績を有することが求められる。

日本語教師【初任】研修における教育方法としては、採用機関・団体自らが採用時から複数年掛けて日本語教育コーディネーターや中堅日本語教師が指導しながら行うOJT方式の研修や、組織的に日本語教師による実践を共有・検証したり、外部の専門家を招き研究授業を実施したり、定期的にフィードバックを受けるといった教育方法が考えられる。また、これらの取組を組み合わせる研修も効果的である。採用機関において、このような研修体制が取れない場合には、外部の集合研修を複数回に分けて受講するといった教育方法も想定される。

単位数・単位時間数

各教育課程編成の目安において、想定される単位・単位時間数については幅を持たせて示している。大学においては、講義・演習については1 単位を15 時間とし、教育実習については1 単位を30～45 時間とした。その他の機関・団体については、単位時間数で示すこととし、1 単位時間を45 分以上としている。

各科目例について示された単位数・単位時間数の最小値を合計すると、全単位数・単位時間数の3分の2以上となるように策定した。3分の1は時間数の幅を生かすことにより、各機関・団体における特色あるプログラムを編成することが可能である。

科目名（例）

科目名及び科目数は、教育機関が任意に定めるものであり、ここでは参考として科目名の例を複数示したものである。便宜的に番号を記載しているが、対象や状況に応じて、指導順が前後することや、扱う教育内容の下位項目（「・」で示される）の組合せが変わることも想定される。

(1) 日本語教師【養成】の教育課程編成の目安

◎ 大学における日本語教師養成課程の科目の例示 . . . 表 17

※3領域5区分16下位区分順の必須の教育内容に対応した科目名を例示したもの

大学における 26 単位以上の日本語教師養成課程 1) . . . 表 18

大学における 26 単位以上の日本語教師養成課程 2) . . . 表 19

日本語教育に関する 420 単位時間以上の養成コース . . . 表 20

大学における 45 単位以上の日本語教師養成課程 (主専攻)
. . . 表 21

大学における日本語教師養成課程の科目の例示

実施機関：大学

想定単位数：26～45単位 ※1単位は15時間。教育実習については、1単位を30時間とする。

教育方法：伝統的な講義・演習の形式だけでなく、体験、事例研究、問題解決学習など、主体的・協働的に学ぶ機会を取り入れることが求められる。

3領域・5区分・16下位区分		必須の教育内容	単位数	科目名(例)	
社会・文化・地域に関わる領域	社会・文化・地域	①世界と日本	(1)世界と日本の社会と文化	2～6	日本語教育入門 日本語教育概論 国際理解教育 言語政策 多文化共生社会論 日本語教育事情
		②異文化接触	(2)日本の在留外国人施策 (3)多文化共生(地域社会における共生)		
		③日本語教育の歴史と現状	(4)日本語教育史 (5)言語政策 (6)日本語の試験 (7)世界と日本の日本語教育事情		
	※その他		2～4	日本事情 日本文学概論 日本文学史 中国文学概論 日本文化と社会 比較文学 国際関係論	
コミュニケーション	言語と社会	④言語と社会の関係	(8)社会言語学 (9)言語政策と「ことば」	2～4	社会言語学 言語と社会 言語使用と言語政策 社会言語学 言語使用と社会 多言語社会と言語政策 日本語学講義
		⑤言語使用と社会	(10)コミュニケーションストラテジー (11)待遇・敬意表現 (12)言語・非言語行動		
		⑥異文化コミュニケーションと社会	(13)多言語・多文化主義		
	※その他		2～4	日本文化 言語と文化 国際文化学 教育哲学 文化人類学	
言語に関わる領域	言語と心理	⑦言語理解の過程	(14)談話理解 (15)言語学習	3～4	第二言語習得論 言語学概論 日本語の学習と習得
		⑧言語習得・発達	(16)習得過程(第一言語・第二言語) (17)学習ストラテジー		
		⑨異文化理解と心理	(18)異文化受容・適応 (19)日本語の学習・教育の情意的側面		異文化間教育 教育心理学
	※その他		1～4	心理学 発達心理学 社会心理学 学習心理学 異文化カウンセリング	

コミュニケーション	言語と教育	⑩言語教育法・実習	(20)日本語教師の資質・能力 (21)日本語教育プログラムの理解と実践 (22)教室・言語環境の設定 (31)目的・対象別日本語教育法 (24)教授法 (29)中間言語分析	2～4	日本語教授法 日本語教育方法論		
			(23)コースデザイン (25)教材分析・作成・開発 (27)授業計画	2～6	日本語教育の内容と方法 日本語教育実践 日本語教育演習 日本語教育方法論		
			(31)教育実習	1～3	日本語教育実習		
			(30)評価法 (35)授業分析・自己点検能力	2	教育評価 授業分析・評価		
		⑪異文化間教育とコミュニケーション教育	(32)異文化間教育 (33)異文化コミュニケーション (34)コミュニケーション教育	2	異文化間教育 コミュニケーション論 日本語表現法 異文化コミュニケーションと日本語教育		
		⑫言語教育と情報	(35)日本語教育とICT (36)著作権	2	教材とメディアリテラシー		
		※その他		2～4	国際コミュニケーション 教育工学 教育統計		
		言語に関わる領域	言語	⑬言語の構造一般	(37)一般言語学 (38)対照言語学	2	言語学概論 対照言語学
				⑭日本語の構造	(39)日本語教育のための日本語分析 (40)日本語教育のための音韻・音声体系 (41)日本語教育のための文字と表記 (42)日本語教育のための形態・語彙体系 (43)日本語教育のための文法体系 (44)日本語教育のための意味体系 (45)日本語教育のための語用論的規範	4～8	日本語学概論 日本文法 日本語教育文法 日本語学演習 音声指導
				⑮言語研究			
				⑯コミュニケーション能力	(46)受容・理解能力 (47)言語運用能力 (48)社会文化能力 (49)対人関係能力 (50)異文化調整能力	2	コミュニケーション論 コミュニケーション教育
				※その他		2～4	日本語史概説 計量言語学 言語研究法 音声学
		26～45単位					

(備考1) 関連ページ：p.20 表1「日本語教師【養成】に求められる資質・能力」、p.37 表9「日本語教師【養成】研修における教育内容

(備考2) (1)～(50)の必須の教育内容について下限の単位数を取得した場合、合計単位数は26単位となる。単位数の幅及び五つの区分の「※その他」を生かすことにより、各大学における特色ある教育課程を編成することが可能である。

大学における26単位以上の日本語教師養成課程（1）

実施機関：大学

想定単位数：26単位 ※1単位を15時間とし、教育実習1単位(30～45時間)以上を含む。

教育方法：伝統的な講義・演習の形式だけでなく、体験、事例研究、問題解決学習など、主体的・協働的に学ぶ機会を取り入れることが求められる。

必須の教育内容	単位数	科目名（例）
(1)世界と日本の社会と文化 (2)日本の在留外国人施策 (3)多文化共生(地域社会における共生) (4)日本語教育史 (5)言語政策 (6)日本語の試験 (7)世界と日本の日本語教育事情	2～4	日本語教育入門 日本語教育概論 国際理解教育 日本語教育事情
(8)社会言語学 (9)言語政策と「ことば」 (10)コミュニケーションストラテジー (11)待遇・敬意表現 (12)言語・非言語行動 (13)多言語・多文化主義	2～4	社会言語学 言語と社会 言語使用と言語政策 言語使用と社会 多言語社会と言語政策 日本語学講義
(14)談話理解 (15)言語学習 (17)学習ストラテジー (37)一般言語学 (38)対照言語学	2～4	第二言語習得論 言語学概論 日本語の学習と習得 対照言語学
(39)日本語教育のための日本語分析 (40)日本語教育のための音韻・音声体系 (41)日本語教育のための文字と表記 (42)日本語教育のための形態・語彙体系 (43)日本語教育のための文法体系 (44)日本語教育のための意味体系 (45)日本語教育のための語用論的規範	2～4	日本語学概論 日本文法 日本語教育文法 日本語学演習 音声指導
(18)異文化受容・適応 (19)日本語の学習・教育の情意的側面 (32)異文化間教育 (33)異文化コミュニケーション (34)コミュニケーション教育 (46)受容・理解能力 (47)言語運用能力 (48)社会文化能力 (49)対人関係能力 (50)異文化調整能力	2～4	異文化間教育 教育心理学 コミュニケーション論 コミュニケーション教育 日本語表現法 Communication Skills

(20)日本語教師の資質・能力 (21)日本語教育プログラムの理解と実践 (22)教室・言語環境の設定 (31)目的・対象別日本語教育法 (24)教授法 (29)中間言語分析	2～4	日本語教授法 日本語教育方法論
(35)日本語教育とICT (36)著作権 (26)評価法 (30)授業分析・自己点検能力	2～4	教材とメディアリテラシー 授業分析・評価
(23)コースデザイン (25)教材分析・作成・開発 (27)授業計画	2～4	日本語教育の内容と方法 日本語教育実践 日本語教育演習 日本語教育方法論
(28)教育実習	1～3	日本語教育実習
26単位		

- (備考1) 関連ページ：p.20 表1「日本語教師【養成】に求められる資質・能力」、p.37 表9「日本語教師【養成】研修における教育内容」
- (備考2) 全科目の下限の単位数を合計すると17単位となる。26単位までの9単位分は、単位数の幅を生かすことにより、各大学における特色ある教育課程を編成することが可能である。

大学における26単位以上の日本語教師養成課程（2）

実施機関：大学

想定単位数：26単位 ※1単位は15時間とし、教育実習は、1単位(30～45時間)以上とする。

教育方法：伝統的な講義・演習の形式だけでなく、体験、事例研究、問題解決学習など、主体的・協働的に学ぶ機会を取り入れることが求められる。

必須の教育内容	単位数	科目名（例）
(39)日本語教育のための日本語分析 (40)日本語教育のための音韻・音声体系 (41)日本語教育のための文字と表記 (42)日本語教育のための形態・語彙体系 (43)日本語教育のための文法体系 (44)日本語教育のための意味体系	2～4	日本語学概論 日本文法 日本語教育文法 日本語学演習 音声指導
(1)世界と日本の社会と文化 (3)多文化共生(地域社会における共生) (5)言語政策 (33)異文化コミュニケーション	2～4	日本事情 日本社会と文化 日本文学概論 比較文学
(19)異文化受容・適応 (20)日本語の学習・教育の情意的側面 (32)異文化間教育 (33)異文化コミュニケーション (34)コミュニケーション教育 (46)受容・理解能力 (47)言語運用能力 (48)社会文化能力 (49)対人関係能力 (50)異文化調整能力	2～4	異文化間教育 コミュニケーション論 コミュニケーション教育 日本語表現法 Communication Skills
(37)一般言語学 (38)対照言語学	2～4	言語学概論 対照言語学 比較言語文化概論
(8)社会言語学 (9)言語政策と「ことば」 (12)待遇・敬意表現 (13)言語・非言語行動 (14)多言語・多文化主義 (45)日本語教育のための語用論的規範	2～4	社会言語学 言語と社会 多言語社会と言語政策

(2)日本の在留外国人施策 (4)日本語教育史 (5)言語政策 (6)日本語の試験 (7)世界と日本の日本語教育事情 (10)コミュニケーションストラテジー (23)コースデザイン (24)教授法 (29)中間言語分析	2~4	日本語教育概論 日本語教授法 日本語教育方法論
(14)談話理解 (15)言語学習 (16)習得過程(第一言語・第二言語) (17)学習ストラテジー (20)日本語教師の資質・能力 (21)日本語教育プログラムの理解と実践 (22)教室・言語環境の設定 (24)教授法 (29)中間言語分析 (31)目的・対象別日本語教育法	4	日本語教授法講義 日本語教育方法論
(23)コースデザイン (25)教材分析・作成・開発 (26)評価法 (27)授業計画 (30)授業分析・自己点検能力 (35)日本語教育とICT (36)著作権	4	日本語教授法演習 日本語教育の内容と方法 日本語教育実践 日本語教育演習
(27)授業計画 (28)教育実習 (30)授業分析	2	日本語教育実習
26単位		

(備考 1) 関連ページ：p.20 表 1「日本語教師【養成】に求められる資質・能力」，p.37 表 9「日本語教師【養成】研修における教育内容」

(備考 2) 単位数の下限の単位数を合計すると 22 単位となる。26 単位までの 4 単位分は、単位数の幅を生かすことにより、各大学における特色ある教育課程を編成することが可能である。

日本語教育に関する420単位時間以上の養成コース

実施機関：日本語教師養成研修実施団体

想定単位時間数：420単位時間 ※1単位時間は45分以上とする。

教育方法：伝統的な講義・演習の形式だけでなく、体験、事例研究、問題解決学習など、主体的・協働的に学ぶ機会を取り入れることが求められる。

3領域・5区分・16下位区分		必須の教育内容	単位時間数	科目名(例)	
コミュニケーション	社会・文化・地域	①世界と日本	(1)世界と日本の社会と文化	4～8	世界と日本
		②異文化接触	(2)日本の在留外国人施策	12～24	日本語教育概論
			(3)多文化共生 (地域社会における共生)		
	③日本語教育の歴史と現状	(4)日本語教育史 (5)言語政策 (6)日本語の試験 (7)世界と日本の日本語教育事情			
	言語と社会	④言語と社会の関係	(8)社会言語学 (9)言語政策と「ことば」	8～24	言語と社会
		⑤言語使用と社会	(10)コミュニケーションストラテジー (11)待遇・敬意表現 (12)言語・非言語行動	8～24	異文化コミュニケーションと社会
			⑥異文化コミュニケーションと社会		
	言語と心理	⑦言語理解の過程	(14)談話理解 (15)言語学習	16～40	言語と心理
		⑧言語習得・発達	(16)習得過程(第一言語・第二言語) (17)学習ストラテジー		
		⑨異文化理解と心理	(18)異文化受容・適応 (19)日本語の学習・教育の情意的側面		
	教育に関わる領域	言語と教育	(20)日本語教師の資質・能力 (21)日本語教育プログラムの理解と実践	8～16	日本語教授法
				(22)教室・言語環境の設定 (31)目的・対象別日本語教育法 (24)教授法 (29)中間言語分析	8～16
			⑩言語教育法・実習	12～24	日本語教育の実践1 (コースデザイン)
				20～60	日本語教育の実践2 (初級指導)
				20～40	日本語教育の実践3 (中級・上級指導)
				12～24	日本語教育の実践4 (技能別指導)

コミュニケーション	言語と教育		(28)教育実習	46～100	教育実習	
			(26)評価法 (30)授業分析・自己点検能力	12～24	評価法	
		⑪異文化間教育と コミュニケーション教育	(32)異文化間教育 (33)異文化コミュニケーション (34)コミュニケーション教育	8～16	異文化間教育と コミュニケーション	
		⑫言語教育と情報	(35)日本語教育とICT (36)著作権	8～16	言語教育と情報	
	言語	言語に関する領域	⑬言語の構造一般	(37)一般言語学 (38)対照言語学	12～24	言語の構造一般
			⑭日本語の構造			8～16
				(39)日本語教育のための日本語分析 (40)日本語教育のための音韻・音声 体系	16～32	音韻・音声
				(41)日本語教育のための文字と表記 (42)日本語教育のための形態・語彙 体系	16～32	文字・表記
				(43)日本語教育のための文法体系 (44)日本語教育のための意味体系 (45)日本語教育のための語用論的規 範	16～32	形態・語彙・意味
					20～40	日本語教育文法
	⑮言語研究					
	⑯コミュニケーション能力	(46)受容・理解能力 (47)言語運用能力 (48)社会文化能力 (49)対人関係能力 (50)異文化調整能力	4～16	事例分析		
	420単位時間					

(備考1) 関連ページ：p.20 表1「日本語教師【養成】に求められる資質・能力」、p.37 表9「日本語教師【養成】研修における教育内容

(備考2) 単位時間数の下限の時間数を合計すると、合計単位時間数は294単位時間となる。420単位時間までの126単位時間分は、単位時間数の幅を生かすことにより、各教育機関における特色ある教育課程を編成することが可能である。

大学における 4 5 単位以上の日本語教師養成課程（主専攻）

実施機関：大学

想定単位数：4 5 単位 ※1 単位は 15 時間とし、教育実習は、1 単位を 30～45 時間とする。

教育方法：伝統的な講義・演習の形式だけでなく、体験、事例研究、問題解決学習など、主体的・協働的に学ぶ機会を取り入れることが求められる。

必須の教育内容	単位数	科目名（例）
(20)日本語教師の資質・能力 (2)日本の在留外国人施策 (29)中間言語分析 (39)日本語教育のための日本語分析 (4)日本語教育史 (7)世界と日本の日本語教育事情 (23)コースデザイン (16)習得過程(第一言語・第二言語) (34)コミュニケーション教育 (24)教授法 (31)目的・対象別日本語教育法	4	日本語教育概論 日本語教授法 日本語教育の内容と方法
(39)日本語教育のための日本語分析 (41)日本語教育のための文字と表記 (42)日本語教育のための形態・語彙体系 (43)日本語教育のための文法体系 (44)日本語教育のための意味体系	2～6	日本語学概論 日本文法 日本語学演習 日本語教育文法
(3)多文化共生(地域社会における共生) (5)言語政策 (9)言語政策と「ことば」 (11)待遇・敬意表現 (12)言語・非言語行動 (13)多言語・多文化主義	2～6	日本語学講義 言語使用と言語政策 多言語社会と言語政策
(37)一般言語学 (38)対照言語学	2～8	言語学概論 対照言語学
(8)社会言語学 (11)待遇・敬意表現 (12)言語・非言語行動 (45)日本語教育のための語用論的規範	2～4	社会言語学 言語と社会 言語使用と社会
(1)世界と日本の社会と文化 (3)多文化共生(地域社会における共生) (12)言語・非言語行動	2～6	日本事情 日本文学概論 比較文学

(11)待遇・敬意表現 (12)言語・非言語行動 (18)異文化受容・適応 (19)日本語の学習・教育の情意的側面 (32)異文化間教育 (33)異文化コミュニケーション (46)受容・理解能力 (47)言語運用能力 (48)社会文化能力 (49)対人関係能力 (50)異文化調整能力	2~4	異文化間教育 コミュニケーション論 異文化コミュニケーションと 日本語教育 異文化コミュニケーション
(14)談話理解 (15)言語学習 (16)習得過程(第一言語・第二言語) (17)学習ストラテジー (10)コミュニケーションストラテジー (19)日本語の学習・教育の情意的側面	2	日本語の学習と習得 第二言語習得論
(40)日本語教育のための音韻・音声体系 (22)教室・言語環境の設定 (26)評価法	2~4	日本語音声
(21)日本語教育プログラムの理解と実践 (31)目的・対象別日本語教育法 (35)日本語教育とICT (36)著作権 (6)日本語の試験	2~8	日本語教育の内容と方法 日本語教育方法論 日本語教育演習
(23)コースデザイン (30)教材分析・作成・開発 (27)授業計画	2~4	日本語教育実践 日本語教育演習 日本語教育方法論
(34)コミュニケーション教育 (6)日本語の試験 (26)評価法 (30)授業分析・自己点検能力	2	教育評価 授業分析・評価
(28)教育実習 (27)授業計画 (30)授業分析・自己点検能力	3	日本語教育実習 日本語教育の実践(教育実習)
45単位		

(備考 1) 関連ページ：p.20 表 1「日本語教師【養成】に求められる資質・能力」、p.37 表 9「日本語教師【養成】研修における教育内容

(備考 2) 全科目の下限の単位数合計単位数は 29 単位となる。45 単位までの 16 単位分は、単位数の幅を生かすことにより、各大学における特色ある教育課程を編成することが可能である。

(2) 日本語教師【初任】研修の教育課程編成の目安

「生活者としての外国人」に対する日本語教師【初任】研修 . . . 表 2 2

留学生に対する日本語教師【初任】研修 . . . 表 2 3

児童生徒等に対する日本語教師【初任】研修（1） . . . 表 2 4

児童生徒等に対する日本語教師【初任】研修（2） . . . 表 2 5

<参考：（2）のカリキュラム案> . . . 表 2 5 - 1

「生活者としての外国人」に対する日本語教師【初任】研修

実施機関：地方公共団体、地域国際化協会等

想定単位時間数：90 単位時間 ※1 単位時間は 45 分以上とする。

教育方法：集中的に実施する研修のほか、初任としての期間において、OJTを含め、組織的に複数年にわたって研修を行う場合、集合研修を複数回に分けて行う場合なども想定される。また、具体的な教育方法については、事例研究、問題解決学習など、主体的・協働的に学ぶ機会を取り入れることが求められる。

教育内容	単位時間数	科目名（例）
①国・地域の在留外国人施策 ②「生活者としての外国人」に対する日本語教育 ・地域日本語教育 （国際交流協会等の関係団体情報、連携体制） ③言語サービス（多言語化・やさしい日本語）	4～6	（1）国・地域の在留外国人施策
④「生活者としての外国人」の多様性 ・言語背景、文化的背景 ・言語管理、家庭内言語マネジメント ・ニーズの多様性	4～16	（2）「生活者としての外国人」の言語生活
⑤外国人住民の社会参加 ・地域言語と共通語 ・地域生活関連情報 ・エンパワーメント ・人間関係・ネットワークを築く力	4～8	（3）「生活者としての外国人」の社会参加とコミュニケーション
⑥「生活者」のライフステージに合わせたキャリアプランと日本語教育プログラム ・目的に応じた学習内容 ・「標準的なカリキュラム案」	4～8	
⑦「生活者としての外国人」の異文化受容・適応 ⑨日本語の学習・教育の情意的側面	4～8	
⑧学習方法 ・学習者タイプ ・学習スタイル ・学習ストラテジー ・自律学習	4～16	（4）「生活者」の言語学習と習得
⑩「生活者としての外国人」のための教材・教具のリソース ・教材利用・作成と著作権	4～8	
⑪各種指導法、教授法 ・地域日本語教室見学、活動参加 ・活動の振り返り	4～16	

<p>⑫コースデザイン演習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ分析 ・学習内容 ・カリキュラムデザイン ・社会参加につながる活動の設計 ・学習・習得を促す活動 ・指導案作成 ・教材作成 	<p>20～42</p>	<p>(5) 指導の計画と実践</p>
<p>⑬日本語能力の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生活者としての外国人」の日本語能力 ・適切なレベルチェックの仕方 ・自律学習と評価 	<p>4～8</p>	<p>(6) 様々な評価</p>
<p>⑭指導力の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分析的な振り返り ・自己点検 ・課題の共有 ・改善方法の検討 	<p>4～16</p>	
<p style="text-align: center;">90 単位時間</p>		

(備考 1) 関連ページ p.21 表 2 「日本語教師【初任】(「生活者としての外国人」) に求められる資質・能力」, p.42 表 10 「日本語教師【初任】(「生活者としての外国人」) 研修における教育内容

(備考 2) 全科目の下限の単位時間数を合計すると 60 単位時間となる。90 単位時間までの 30 単位時間分は、単位数の幅を生かすことにより、各機関・団体における特色ある教育課程を編成することが可能である。

留学生に対する日本語教師【初任】研修

実施機関：日本語教育機関

想定単位時間数：90単位時間 ※1単位時間は45分以上とする。

教育方法：集中的に実施する研修のほか、初任としての期間において、OJTを含め、組織的に複数年にわたって研修を行う場合や、集合研修を複数回に分けて行う場合なども想定される。また、具体的な教育方法については、事例研究、問題解決学習など、主体的・協働的に学ぶ機会を取り入れることが求められる。

教育内容	単位時間数	科目名(例)
①日本の留学生受入れ施策 ・在留資格 ・法務省の告示基準 ・留学生教育の変遷 ④日本と海外の教育制度の違い ②法務省告示日本語教育機関の歴史と現状 ③日本語の試験 ・日本語能力試験(JLPT) ・日本留学試験(EJU) ・ビジネス日本語の試験	8~16	(1) 日本の留学生施策
⑤進路選択関連情報 ・キャリア教育 ・留学生の進学・就職指導 ⑥留学生の異文化受容・適応 ・異文化間トランス ・メンタル・カウンセリング ⑦日本語の学習・教育の情意的側面 ・青年期学習者の成長と発達	8~16	(2) キャリア教育と学習者心理
⑨留学生のための教材・教具のリソース ⑩著作権 ⑪統計処理(テスト・評価・成績管理)	4~16	(3) メディアリテラシーと情報
⑧演習 ・対象レベル別指導法 ・論文・議論の指導法 ・指導案作成 ・教材作成 ・教室活動 ・評価法 ・自己点検 ・経験の振り返りや議論等を通じた内省力の強化(経験を通して学ぶ力の育成)	40~90	(4) 実践・実習
90単位時間		

(備考1) 関連ページ：p.22 表3「日本語教師【初任】(留学生)に求められる資質・能力」、p.45 表11「日本語教師【初任】(留学生)研修における教育内容

(備考2) 全科目の下限の単位時間数を合計すると60単位時間となる。90単位時間までの30単位時間分は、単位数の幅を生かすことにより、各機関・団体における特色ある教育課程を編成することが可能である。

児童生徒等に対する日本語教師【初任】（1）

実施機関：大学院等

想定単位数：3単位 ※1単位は15時間とし、教育実習は1単位を30～45時間とする。

教育方法：伝統的な講義・演習の形式だけでなく、体験、事例研究、問題解決学習など、主体的・協働的に学ぶ機会を取り入れることが求められる。

教育内容	単位数	時間数	科目名（例）
①外国人児童生徒等の現状 ・文化間移動 ・ライフコース	2	1～2	(1) 児童生徒のための 日本語教育入門
②外国人児童生徒等に対する教育施策 ・特別の教育課程（個別の指導計画） ・学習権		1～2	
③学習環境づくり ・日本の教育制度 ・支援体制（学校・地域）		2～4	
④地域の現状 ・多文化共生 ・エスニックコミュニティ ・集住，散在		2～4	
⑤学校・地域・家庭の言語環境と言語使用 ・マルチリンガリズム ・生育環境 ・言語生活		2～4	
⑥多文化家族と子供の文化適応 ・アイデンティティ ・文化適応 ・自文化中心主義		1～2	
⑦言語習得と認知発達 ・発達段階と言語習得 ・母語，継承語，第二言語 ・生活言語能力と学習言語能力 ・言語能力の評価		2～4	
⑧教育・発達心理学 ・特別支援のニーズ ・社会化 ・リテラシーの発達		1～4	
⑨日本語指導のコースデザイン ・指導計画の策定 ・初期の指導 (サバイバル日本語，文字・語彙，文型) ・初期の指導(リテラシー(読み書き)) ・日本語と教科の統合学習 ・キャリア支援		6～10	

⑩参与観察・教育実習(模擬授業を含む) ・実習(授業・教室活動・現場の参与観察 あるいは支援活動) ・現場へのフィードバック		6～12	
⑬児童生徒等のための教材・教具の リソース ・教材・教具の作成 ・著作権		10～16	
⑪内省 ・実践の内省 ・事例を通じた内省 ・対話を通じた内省		2～6	
⑫異領域との協働 ・地域の関連機関の視察 ・異領域の関係者との交流		4～6	
3単位 (60～75時間)			

(備考 1) 関連ページ：p.23 表 4「日本語教師【初任】(児童生徒等)に求められる資質・能力」,
p.46 表 12「日本語教師【初任】(児童生徒等)研修における教育内容」

(備考 2) 全科目の下限の時間数を合計すると 40 時間となる。75 時間までの 35 時間分は、時間数の幅を生かすことにより、各大学における特色ある教育課程を編成することが可能である。

児童生徒等に対する日本語教師【初任】研修（2）

実施機関：日本語教育実施機関・団体，地域国際化協会，地方公共団体等

想定単位時間数：60単位時間 ※1単位時間は45分以上とする。

教育方法：集中的に実施する研修のほか，初任としての期間において，OJTを含め，組織的に複数年にわたって研修を行う場合，集合研修を複数回に分けて行う場合なども想定される。また，具体的な教育方法については，事例研究，問題解決学習など，主体的・協働的に学ぶ機会を取り入れることが求められる。

教育内容	単位時間数	科目名（例）
①外国人児童生徒等の現状 ②外国人児童生徒等に対する教育施策	2～6	1. 国内で日本語を学ぶ 児童生徒等の現状と課題
③学習環境づくり ④地域の現状	1～6	2. 外国人児童生徒等の 教育支援体制づくり
⑤学校・地域・家庭の言語環境と言語使用 ⑥多文化家族と子供の文化適応	1～4	3. 文化間移動する子供の ライフコースと適応
⑦言語習得と認知発達 ⑧教育・発達心理学 ⑫異領域との協働	4～8	4. 複数言語環境下にある 児童生徒等の発達と言語習得
⑩参与観察・教育実習（模擬授業を含む） ⑪内省	6～12	5. 児童生徒等の日本語教育・ 支援現場の実際
⑨日本語指導のコースデザイン ⑩参与観察・実習（模擬授業を含む） ⑬児童生徒等のための教材・教具のリソース ⑪内省	24～40	6. 児童生徒等のための日本語 教育実習 (1)初期指導 (2)中期指導 (3)日本語と教科の統合学習 (4)社会参加のための日本語指導
⑫異領域との協働	2～4	7. 支援のネットワーク化
60単位時間		

（備考1） 関連ページ：p.23 表4「日本語教師【初任】（児童生徒等）に求められる資質・能力」，p.46 表12「日本語教師【初任】（児童生徒等）研修における教育内容」

（備考2） 全科目の下限の単位時間数を合計すると40単位時間となる。60単位時間までの20単位時間分は，単位時間数の幅を生かすことにより，各機関・団体における特色ある研修プログラムを編成することが可能である。

児童生徒等に対する日本語教師【初任】のカリキュラム案

(表25の教育内容をより細分化し、複数回に分けて実施する場合のカリキュラム案)

実施機関：日本語教育実施機関・団体、地域国際化協会、地方公共団体等

想定単位時間数：60単位時間 ※1単位時間は45分以上とする。

科目名(例)	教育内容	単位時間数
1. 国内で日本語を学ぶ児童生徒等の社会的状況	①外国人児童生徒等の現状 <ul style="list-style-type: none"> ・文化間移動 ・ライフコース ④地域の現状 <ul style="list-style-type: none"> ・エスニック・コミュニティー ・集住・散在 ・多文化共生 ⑤学校・地域・家庭の言語環境と言語使用 <ul style="list-style-type: none"> ・生育環境 	各科目を1～4時間(合計8時間)で実施
2. 外国人児童生徒等の受入れ体制	②外国人児童生徒等に対する教育施策 <ul style="list-style-type: none"> ・特別の教育課程(個別の指導計画) ・学習権 ③学習環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・日本の教育制度 ・支援体制(学校・地域) ④地域の現状 ⑨日本語指導のコースデザイン	
3. 文化間移動と適応	⑤学校・地域・家庭の言語環境と言語使用 ⑥多文化家族と子供の文化適応 <ul style="list-style-type: none"> ・アイデンティティー ・文化適応 ・自文化中心主義 	
4. 複数言語環境下にある児童生徒等の発達と言語習得	⑤学校・地域・家庭の言語環境と言語使用 <ul style="list-style-type: none"> ・マルチリンガリズム ⑦言語習得と認知発達 <ul style="list-style-type: none"> ・発達段階と言語習得 ・母語、継承語、第二言語 ・生活言語能力と学習言語能力 ・言語能力の評価 ⑧教育・発達心理学 <ul style="list-style-type: none"> ・リテラシーの発達 ⑫異領域との協働 <ul style="list-style-type: none"> ・異領域の関係者との交流 	4～8
5. 児童生徒等の日本語教育・支援現場の実際	⑧教育・発達心理学 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援のニーズ ・社会化 ⑨日本語指導のコースデザイン ⑩参与観察・実習(模擬授業を含む) <ul style="list-style-type: none"> ・実習(授業・教室活動・現場の参与観察あるいは支援活動) ・現場へのフィードバック ⑪内省 <ul style="list-style-type: none"> ・実践の内省 	6～12

<p>6. 児童生徒等のための日本語教育実習(1)</p> <p>: 初期指導</p>	<p>⑤学校・地域・家庭の言語環境と言語使用 ・言語生活</p> <p>⑨日本語指導のコースデザイン ・指導計画の策定 ・初期の指導(サバイバル日本語・文字・語彙・文型)</p> <p>⑩参与観察・実習(模擬授業を含む) ・実習(授業・教室活動・現場の参与観察あるいは支援活動) ・現場へのフィードバック</p> <p>⑬児童生徒等のための教材・教具のリソース</p> <p>⑪内省 ・実践の内省</p>	
<p>7. 児童生徒等のための日本語教育実習(2)</p> <p>: 中期指導 (読み・書きの指導)</p>	<p>⑧教育・発達心理 ・リテラシーの発達</p> <p>⑨日本語指導のコースデザイン ・指導計画の策定 ・中期の指導(リテラシー(読み・書き))</p> <p>⑩参与観察・実習(模擬授業を含む) ・実習(授業・教室活動・現場の参与観察あるいは支援活動) ・現場へのフィードバック</p> <p>⑬児童生徒等のための教材・教具のリソース</p> <p>⑪内省 ・実践の内省</p>	<p>合計 32時間</p> <p>※1~4の各実習を6~10時間で実施</p>
<p>8. 児童生徒等のための日本語教育実習(3)</p> <p>: 日本語と教科の統合学習</p>	<p>⑤学校・地域・家庭の言語環境と言語使用</p> <p>⑨日本語指導のコースデザイン ・指導計画の作成 ・日本語と教科の統合学習</p> <p>⑩参与観察・実習(模擬授業を含む) ・実習(授業・教室活動・現場の参与観察あるいは支援活動) ・現場へのフィードバック</p> <p>⑬児童生徒等のための教材・教具のリソース</p> <p>⑪内省 ・実践の内省</p>	
<p>9. 児童生徒等のための日本語教育実習(4)</p> <p>: 社会参加のための日本語指導</p>	<p>③学習環境づくり</p> <p>⑨日本語指導のコースデザイン ・指導計画の作成 ・キャリア支援</p> <p>⑩参与観察・実習(模擬授業を含む) ・実習(授業・教室活動・現場の参与観察あるいは支援活動) ・現場へのフィードバック</p> <p>⑬児童生徒等のための教材・教具のリソース</p> <p>⑪内省 ・実践の内省</p>	
<p>10. ライフコースと日本語学習支援</p>	<p>①外国人児童生徒等 ・ライフコース</p> <p>⑤学校・地域・家庭の言語環境と言語使用 ・生育環境</p> <p>⑥多文化家族と子供の文化適応 ・アイデンティティ</p> <p>⑪内省 ・事例を通じた内省</p>	<p>各科目2~4時間で実施 (合計6時間)</p>
<p>11. 支援のネットワーク化</p>	<p>⑫異領域との協働 ・地域の関連機関の視察 ・異領域の関係者との交流</p> <p>⑪内省 ・対話を通じた内省</p>	
<p>60単位時間</p>		

(3) 日本語教育コーディネーター研修の教育課程編成の目安

① 地域日本語教育コーディネーター研修 . . . 表 2 6

② 主任教員研修 . . . 表 2 7

日本語教育コーディネーター【地域日本語教育コーディネーター】研修

実施機関：日本語教育機関，地方公共団体等

想定単位時間数：30 単位時間 ※1 単位時間は 45 分以上とする。

教育方法：集中的に実施する研修のほか，OJT を含め，組織的に複数年にわたって研修を行う場合，集合研修を複数回に分けて行う場合なども想定される。また，事例研究，問題解決学習など，主体的・協働的に学ぶ機会を取り入れることが求められる。

教育内容	単位時間数	科目名（例）
① 在留外国人施策・入国管理制度・教育行政と、地域における外国人の出身国の最新の動向の把握 ② 日本語教育に関わる国及び地方公共団体の施策 ③ 在留外国人に関連する法制度，行政サービス等の把握・整理	2～8	(1) 在留外国人と日本語教育
⑧ 組織マネジメント ・コーディネーターの役割 (コーディネーター論・リーダーシップ論) ・地域日本語教育に関わる人材や関係機関の把握とネットワーキング ・コミュニティーデザイン ・ファシリテーション	2～12	(2) 地域日本語教育の体制整備に向けたコーディネーターの役割
⑤ 日本語教育人材に対する研修の企画・立案 ・人材育成の考え方や手法	4～12	(3) 日本語教育に関わる人材の育成
⑥ 活動と広報 ・情報の発信・公開 ・個人情報の保護・管理 ・著作権 ・地域日本語教育に関する調査	2～8	(4) 活動と情報管理
⑦ 事例研究 ・問題解決能力 ・現状把握から課題設定，課題解決に向けた方略の検討 ④ 地域日本語教育のプログラムデザイン ・課題設定からプログラムの策定・実施・点検・評価・改善 ・内省（振り返り）	10～20	(5) 地域日本語教育のプログラムデザイン
30 単位時間		

(備考 1) 関連ページ：p.25 表 6 「地域日本語教育コーディネーターに求められる資質・能力」，p.49 表 14 「地域日本語教育コーディネーター研修における教育内容」

(備考 2) 全科目の下限の単位時間数を合計すると 20 単位時間となる。30 単位時間までの 10 単位時間分は，単位時間数の幅を生かすことにより，各機関・団体における特色ある教育課程を編成することが可能である。

日本語教育コーディネーター【主任教員】研修

実施機関：日本語教育機関

想定単位時間数：30 単位時間 ※1 単位時間は 45 分以上とする。

教育方法：集中的に実施する研修のほか、OJTを含め、組織的に複数年にわたって研修を行う場合、集合研修を複数回に分けて行う場合なども想定される。また、事例研究、問題解決学習など、主体的・協働的に学ぶ機会を取り入れることが求められる。

教育内容	単位時間数	科目名（例）
①留学施策・入国管理制度・教育行政と、留学生の出身国の最新の動向	2～4	(1) 日本語教育施策
②法務省告示日本語教育機関の現状と課題 ・業界全体の動向		
③教育機関の運営に関する基礎知識 ・組織マネジメント (コーディネーター論・リーダーシップ論) ・ラーニングマネジメント ・教育機関の経営 ・危機管理 ・法令の遵守(労働基準法, 著作権法等) ・学習者の多様性への理解	2～4	(2) 日本語教育機関の運営
⑤日本語教育のプログラムデザイン ・教育機関の目的・目標に応じたプログラムの策定・実施・点検・評価・改善 ・社会参加を促進する教室活動 ・カリキュラム編成, クラス編成, 教員の配置 ・プログラム評価, 学習者評価, 授業評価 ・教育機関の自己点検評価	4～8	(3) プログラムデザインと評価
⑥キャリア支援 ・留学生アドバイジング ・人材育成のための研修プログラムの策定 ・セルフマネジメント ・教員の協働のためのファシリテーション	2～6	(4) 人材育成とキャリア支援
④地域社会と日本語学校 ・ネットワーキング	2～6	(5) 地域・社会に求められる日本語学校の役割
⑦事例研究 ・問題解決能力 ・現状把握から課題設定, 課題解決に向けた方略の検討	8～12	(6) 事例研究
30 単位時間		

(備考 1) 関連ページ：p.26 表 7「日本語教育コーディネーター【主任教員】に求められる資質・能力」、p.50 表 15「日本語教育コーディネーター【主任教員】研修における教育内容」

(備考 2) 全科目の下限の単位時間数を合計すると 20 単位時間となる。30 単位時間までの 10 単位時間分は、単位時間数の幅を生かすことにより、各機関・団体における特色ある教育課程を編成することが可能である。

参考資料

- 1 日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）概要 . . . 80
- 2 国内の日本語教育の概要 . . . 83
- 3 日本語教員の養成等について (昭和60年報告) . . . 85
- 4 日本語教育のための教員養成について (平成12年報告) . . . 86
- 5 日本語教員等の養成・研修に関する調査結果について (平成24年報告) . . . 89
- 6 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について (平成25年報告) . . . 90
- 7 日本語教育機関の告示基準及び解釈指針 . . . 92
- 8 学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について (報告) の概要 (平成28年報告) . . . 95
- 9 平成29年度日本語教育能力検定試験概要実施状況等 . . . 96
- 10 活動分野別の日本語教育人材の連携の例 . . . 103
- 11 日本語教育人材のキャリアパスの事例 . . . 106
- 12 国語分科会・日本語教育小委員会等における検討状況 . . . 112

「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」の概要



1. 検討の経緯等

日本語教師の養成については、平成12年の「日本語教育のための教員養成について」に沿って、大学等において実施されているが、平成12年に示された教育内容については、次のような課題が指摘されている。

- 幅広い教育内容が示されているが、様々な活動分野や役割に応じた資質・能力や教育内容は示されていない。
- 三つの教育領域、五つの区分とそれに対応する教育内容の例等を示しているが、必ず学習すべき内容が明確に示されていない。
- 提示以来18年が経過していることから、大学等における教育・研究の進展や社会情勢の変化に対応できていない。

検討に当たり、日本語教育人材について、次のとおり整理した。

【役割】

(1) 日本語教師：日本語学習者に直接日本語を指導する者

(2) 日本語教育コーディネーター：

日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善、日本語教師等に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者

(3) 日本語学習支援者：日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に日本語学習者の日本語学習を支援し、促進する者

【段階】(1)日本語教師については、三つの段階に整理した。

- ①養成…日本語教師を目指す者
- ②初任…日本語教師の養成段階を修了した者で、それぞれの活動分野に新たに携わる者
- ③中堅…日本語教師として初級から上級までの技能別指導を含む十分な経験を有する者



(2)日本語教育コーディネーターは、(1)日本語教師③中堅を経た者とし、特に次の2者について検討した。

- ①関係機関との連携の下、「生活者としての外国人」に対する教育プログラムの編成・実施に携わる地域日本語教育コーディネーター
- ②在留資格「留学」が取得できる法務省が告示した日本語教育機関で教育課程の編成や他の教員の指導を担う主任教員

2. 日本語教育人材に求められる資質・能力



1. 日本語教育人材に共通して求められる基本的な資質・能力

- (1) 日本語を正確に理解し、正確に運用できる能力を持つこと。
- (2) 多様な言語・文化・社会的背景を持つ学習者と接する上で、文化的多様性を理解し尊重する態度を持っていること。
- (3) コミュニケーションを通じてコミュニケーションを学ぶという日本語教育の特性を理解していること。

2. 専門家としての日本語教師に求められる資質・能力

- (1) 言語教育者として必要とされる学習者に対する実践的なコミュニケーション能力を有していること。
- (2) 日本語だけでなく多様な言語や文化に対して、深い関心と鋭い感覚を有していること。
- (3) 国際的な活動を行う教育者として、グローバルな視野を持ち、豊かな教養と人間性を備えていること。
- (4) 日本語教育に関する専門性とその社会的意義についての自覚と情熱を有し、常に学び続ける態度を有していること。
- (5) 日本語教育を通じた人間の成長と発達に対する深い理解と関心を有していること。

3. 役割・段階ごとに求められる日本語教育人材の資質・能力について、知識・技能・態度に分けて整理

3. 日本語教育人材の養成・研修の在り方及び教育内容

日本語教育人材の養成・研修のための教育内容及びモデルカリキュラム(教育課程編成の目安)について、役割・段階ごとに提示。
モデルカリキュラムには、想定される養成・研修実施機関別の教育内容、教育方法、単位数/単位時間数、科目名を例示。

- (1) **日本語教師【①養成】**…教育実習をはじめ教授法、日本語教育のための日本語分析・文法・音韻と音声体系・文字と表記等、50の教育内容を「**必須の教育内容**」として示した。更に、大学等の教育機関において養成を実施する際のモデルカリキュラムを提示。

日本語教師【②初任】…各活動分野(「生活者としての外国人」、留学生、児童生徒等に対する**日本語教育**)別に、当該教育現場におけるOJT研修や、外部の集合研修などで実施する教育内容及びモデルカリキュラムを提示。

日本語教師【③中堅】…分野横断的に必要とされる教育内容のほか現場の課題に取り組む形式の実践的研修を想定した教育内容を提示。

- (2) **日本語教育コーディネーター【①地域日本語教育コーディネーター】**

…文化庁、地方公共団体、大学等が実施する研修の教育内容及びモデルカリキュラムを提示。

日本語教育コーディネーター【②主任教員】

…教務面の責任者に必要とされる管理者研修の教育内容及びモデルカリキュラムを提示。

- (3) **日本語学習支援者** …多文化共生・日本語教育に興味・関心を持つ者を対象とした地方公共団体や大学等が実施する研修の教育内容を提示。



日本語教育人材の養成・研修の検討範囲のイメージ

実線は平成29年度取りまとめ、点線は平成30年度取りまとめ予定

		国内							海外
活動分野	日本語教育人材	生活者としての外国人							
		生活者としての外国人	留学生 ※日本語教育機関	児童生徒等	就労準備・研修生	技能実習生	難民等	高度人材...	
日本語教師【中堅】		(1)(2)							初等中等高等教育及び成人に対する日本語教育、日系人等に対する継承語教育
日本語教師【初任】(活動分野別)		(1)(2)(3)	(1)(2)(3)	(1)(2)(3)	(1)(2)(3)	(1)(2)(3)	(1)(2)(3)	(1)(2)(3)	
日本語教師【養成】		(1) 資質・能力 (2) 教育内容 (3) 教育課程編成の目安(モデルカリキュラム)							
日本語教育コーディネーター		(1)(2)(3) ※地域日本語教育コーディネーター	(1)(2)(3) ※主任教員					(1)(2)(3)	
日本語学習支援者		(1)(2)							

2. 国内の日本語教育の概要

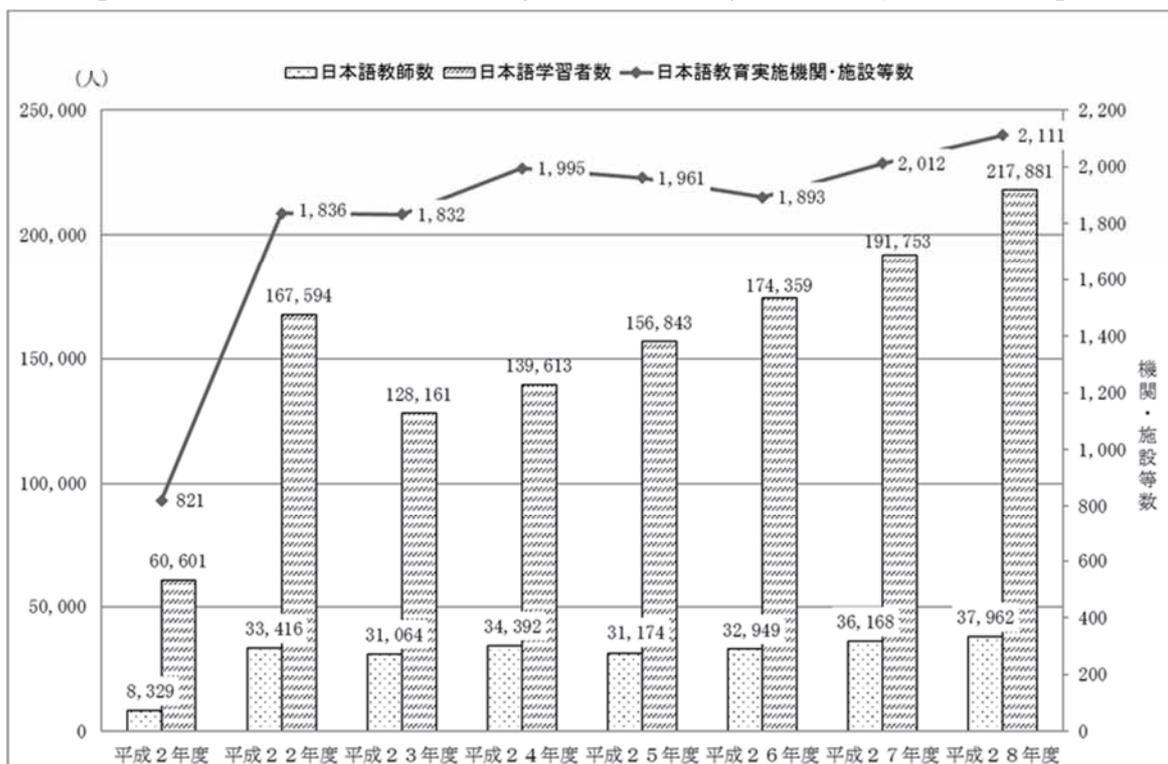
1. 調査の概要

- ・国内の外国人に対する日本語教育の現状を把握するため、平成28年11月1日現在で実施。
- ・外国人に対する日本語教育又は日本語教師の養成・研修を実施している機関・施設等（具体的には、大学、短期大学、高等専門学校、地方公共団体（首長部局、教育委員会）、国際交流協会（注1）、法務省告示機関（注2）、NPO法人や任意団体等（初等中等教育機関は対象外）（7,795件）を対象とし、そのうち、回答のあったもの（5,152件（回収率66.1%））について集計。

2. 調査結果の概要

①外国人に対する日本語教育の現状

【日本語教育実施機関・施設等数、日本語教師数、日本語学習者数の推移】



- ・日本語教育実施機関・施設等数は2,111となっており、平成27年度（2,012）より99（4.9%）増加した。
- ・日本語教師数は、平成28年度は37,962人となっており、平成27年度の36,168人より1,794人（5.0%）増加した。
- ・日本語学習者数は217,881人となっている。東日本大震災の影響等を受けて平成23年度に大幅に減少したが、平成24年度からは5年連続で増加している。在留外国人数（2,382,822人（平成28年末現在、法務省公表））に占める割合は9.1%（昨年度8.6%）。

（注1）本調査では、国際交流や多文化共生（日本語教育を含む）を主たる活動内容とし、地方公共団体の補助金等で運営する機関・団体、地方公共団体が事務局である機関・団体、又は公の施設の指定管理を受けている機関・団体を「国際交流協会」と言う（総務省が認定する「地域国際化協会」を含む）。

（注2）出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄第6号の規定に基づき法務大臣が告示した外国人に対する日本語教育を行う機関。

日本語教育実施機関・施設等別の内訳

- ・大学等機関 521 (24.7%)
- ・法務省告示機関 403 (19.1%)
- ・地方公共団体(首長部局) 241 (11.4%)
- ・上記以外 83 (3.9%)
- ・国際交流協会 411 (19.5%)
- ・任意団体 277 (13.1%)
- ・教育委員会 175 (8.3%)

日本語教師数の機関・施設等別の内訳

- ・国際交流協会 11,874人 (31.3%)
- ・法務省告示機関 8,775人 (23.1%)
- ・地方公共団体(首長部局) 4,970人 (13.1%)
- ・大学等機関 4,920人 (13.0%)
- ・任意団体 3,749人 (9.9%)
- ・上記以外 3,674人 (9.7%)

日本語学習者数の機関・施設等別の内訳

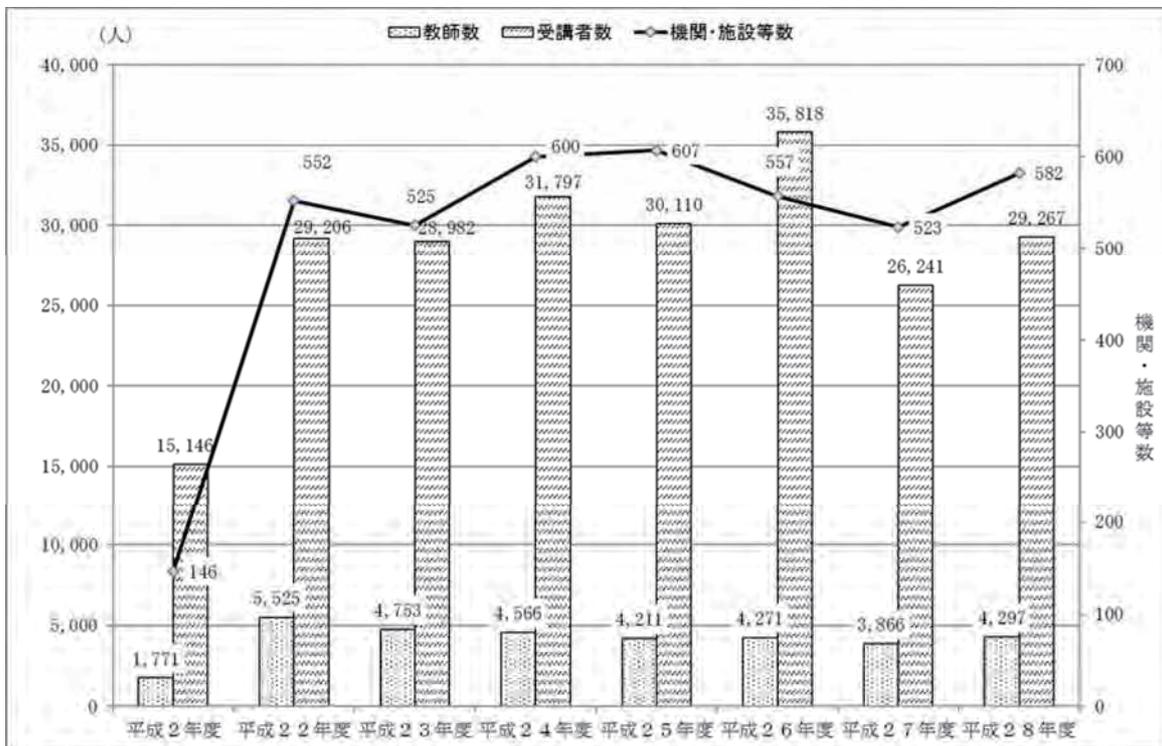
- ・法務省告示機関 86,950人 (39.9%)
- ・国際交流協会 32,365人 (14.9%)
- ・任意団体 10,527人 (4.8%)
- ・大学等機関 56,672人 (26.0%)
- ・地方公共団体(首長部局) 15,859人 (7.3%)
- ・上記以外 15,508人 (7.1%)

日本語学習者の出身国・地域別の内訳

- ・中国 73,430人 (33.7%)
 - ・ベトナム 44,797人 (20.6%)
 - ・ネパール 10,852人 (5.0%)
 - ・韓国 9,637人 (4.4%)
 - ・台湾 7,934人 (3.6%)
 - ・上記以外 71,231人 (32.7%)
- ※ アジア地域が182,390人(83.7%)で最も多い。

②日本語教師養成・研修の現状

【日本語教師の養成・研修を実施している機関・施設等数，教師数，受講者数の推移】



- ・日本語教師の養成・研修を実施している機関・施設等数は582，日本語教師養成・研修担当の教師数は4,297人，受講者数は29,267人となっている。平成27年度との比較では，いずれも増加している。

3 日本語教員の養成等について

(日本語教育施策の推進に関する調査研究会：昭和60年5月13日)

○日本語教員には、国際的感覚と幅広い教養、豊かな人間性、日本語教育に対する自覚と情熱、日本語教育に関する専門的な知識・能力などが要求される。

○日本語教育の専門家として必要とされる知識・能力は、次のとおり

(1) 基礎的な知識・能力

- ・大学（4年制）卒業又はそれと同等程度の知識・能力

(2) 日本語教育に係る知識・能力

- ・日本語の構造に関する体系的、具体的な知識
- ・日本人の言語生活等に関する知識・能力
- ・言語学的知識・能力
- ・日本語の教授に関する知識・能力
- ・日本事情に関する知識
- ・表現・理解力等の日本語能力
- ・外国語及び外国事情に関する知識・能力

○日本語教員の養成

(1) 一般の日本語教員

- ・大学の学部にて、日本語教員として最低限必要な知識・能力を習得させることを目的として、他の専門分野の教育（国語教員養成課程、英語教員養成課程等）と併せて日本語教員の養成を行う副専攻を設ける。
- ・一般の日本語教員養成期間においては、大学卒を基礎資格として、大学の学部の副専攻課程と同等程度の教育内容・水準を確保する。

(2) 指導的教員又は教員の養成にあたる者

- ・大学の学部にて、日本語教員として必要な相当程度の知識・能力を習得させることを目的として日本語教員の養成を主として行う主専攻課程を設ける。
- ・大学院修士課程にて、日本語教員の養成に携わる者を養成するコースを設ける。この場合、学部における日本語教員養成の主専攻課程を修了した者を対象とするコースとそれ以外の者を対象とするコースを設けるものとする。なお、日本語教員に関する高度な研究能力を備えた者を養成するための博士課程の設置を検討する必要がある。

○日本語教員養成の標準的な教育内容

必要な知識・能力	一般の養成機関	大学副専攻	大学主専攻	大学院修士 主専攻修了者	大学院修士 それ以外
日本語の構造に関する体系的、具体的な知識	150時間	10単位	18単位	4単位	11単位
日本人の言語生活等に関する知識・能力	30時間	2単位	4単位	4単位	2単位
日本事情	15時間	1単位	4単位		
言語学的知識・能力	60時間	4単位	8単位	7単位	5単位
日本語の教授に関する知識・能力	165時間	9単位	11単位	9単位	10単位
計	420時間	26単位	45単位	24単位	28単位

4 日本語教育のための教員養成について

(日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議 平成12年3月30日)

○日本語教員養成における教育内容の現状と課題

標準的な教育内容に示された区分や教育事項が次に述べる現在の課題に対応したものとなっていない。

- ・社会言語学やコミュニケーション学、情報メディアの活用などの教育内容の取り入れ、実践的な教育能力の育成
- ・日本語教員養成機関が持つ理念や目的に沿った教育課程を編成する上での制約になる嫌がある

日本語教員の活躍の場が拡大する現在、多様なコース設定を図り海外において日本語教員として活躍する者や日本語教育専攻の留学生を対象としたコースを設けることなどが求められる。

大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について－競争的環境の中で個性が輝く大学－（平成10年10月）」において大学の自主性・自立性を高め個性特徴の発揮が提言されている。

このような課題や大学改革の動向を踏まえ、「標準的な教育内容」の意義や在り方を見直すことが必要。

○日本語教員養成における教育内容について

(1) 日本語教員養成機関における教育課程編成の基本的な在り方

現在の大学の日本語教員養成課程では、標準的な教育内容をそのままではなく、単位の読み替えをしながら活用している部分が多い。主専攻、副専攻の区分や標準単位数にこだわらない方が大学等の教育目的の現状とも合致しており、多様な学習需要に応えた教育をしようとする場合に制約を課す必要性が乏しくなっている。

むしろ、基礎的に身に付けておくべき内容、日本語教授法など必須の内容、学習者の属性に応じて選択的に習得すべき内容などを明確にする必要がある。

教育課程編成の基本的な在り方として次のような方針が適当

- ①「標準的な教育内容」ではなく、「基礎から応用に至る選択可能な教育内容」を示すことを基本とする。教育目的や学習者のレベル等属性に応じて組み合わせ教育課程を編成できるようにする。
- ②どのような教育課程を編成するかは、日本語教員養成機関の自主的な判断に委ねる。標準単位数や主専攻・副専攻の区分は設けない。

日本語教員養成機関においては、日本語教員として基本的に必要とされる内容や各項目相互の関連性について考慮が必要。実践的な教育能力を習得させるために、教育実習が極めて重要。日本語教員養成の教育課程の在り方として、次のような専攻・コースも考えられる。

- ①国語、外国語、社会などの初等中等教員免許取得に必要な科目と日本語教員養成に係る科目とを組み合わせ、共通に履修させる横断的編成
- ②日本語教育や初等中等教育における国語教育、外国語教育を包含した、より包括的な言語教育専攻
- ③異文化心理学や対人コミュニケーションなどの主要科目と日本語教育の関連科目を包含

するコミュニケーション教育専攻

(2) 日本語教員養成の新たな教育内容

①日本語教員として望まれる資質・能力

資質・能力として基本となるのは、日本語を正確に理解し、運用できる能力を持っていること。その上で、「学習者に対する実践的なコミュニケーション能力」、「言語に対する深い関心と鋭い言語感覚」、「豊かな国際的感覚と人間性」、「専門性とその意義についての自覚と情熱」を有していること。

日本語教育の専門家として次の能力を有していることが大切。

(ア) 言語に関する知識・能力

外国語や学習者の母語に関する知識、対照言語学的視点からの日本語の構造に関する知識、言語使用や言語発達及び言語の習得過程等に関する知識、それらの知識を活用する能力

(イ) 日本語の教授に関する知識・能力

教育課程の編成、授業や教材等を分析する能力があり、それらの総合的知識と経験を教育現場で実際に活用・伝達できる能力を有すること。

(ウ) その他日本語教育の背景をなす事項についての知識・能力

日本と諸外国の教育制度や歴史・文化事情に関する知識や学習者のニーズに関する的確な把握・分析能力

②新たに示す教育内容

ア 新たに示す教育内容とコミュニケーションの関係

日本語教育とは教え合う実践的なコミュニケーション活動と考えられ、新たに示す教育内容の根底をなすものであり、基本である。新たに示す教育内容の領域は、「社会・文化に関わる領域」、「教育に関わる領域」、「言語に関わる領域」の3つからなる。明確な線引きは行わず、優先順位も設けない。

その領域の区分として、「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」の5つの区分を設ける。

イ 日本語教育養成において必要とされる教育内容

(別添省略)

5 日本語教員等の養成・研修に関する調査結果について

(日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議 平成24年3月30日)

○今回の調査の実施

大学、日本語学校、地域の日本語教室などにおける日本語教員等の現状及びその養成・研修の現状に関わる基本的な事項について広く調査し、その結果から改めてどのような課題があるのか検討・分析した。

○今回の調査結果から見える日本語教員等の養成・研修に関わる課題について

「生活者としての外国人」を対象とする日本語教員等の養成・研修を意識したため、一般の施設・団体に係る課題について重点的に検討・分析を行った。

- ・ ボランティアが8割を占める
- ・ 指導者としての知識や能力が必ずしもはっきりせず、また、それを高めるための機会も必ずしも十分ではないと言える。
- ・ 日本語教員等に求める最終学歴について、「特になし」が約7割、日本語指導の経験年数や専門分野についても「特になし」が約6割を占める。
- ・ ボランティアが多いことから日本語教員等の経験や専門性について把握していなかったりするが、学習者のニーズに応じた日本語教育を実施するに当たっては、その経験や専門性をできるだけ把握し、それを踏まえた指導力等の向上に配慮することが望まれる。
- ・ 日本語教員等が自ら指導力を高めるために努力するだけでなく、その環境作りとして養成・研修の充実が必要。
- ・ 一般の施設・団体が日本語教員等に求める役割としては、「日本語指導」に次いで「生活相談及び生活情報の提供」が多い。また、求める基本的な資質としては、「言語に関する知識」や「教授力」よりも「コミュニケーション能力」が最も多い。
- ・ 日本語教員等の養成・研修に当たっては、学習者のニーズを想定しながら、理論と実践のバランスに十分配慮することが重要。

○日本語教員等の養成・研修に係る今後の検討等について

- ・ 日本語教育機関等や日本語教員等といっても大学等機関、日振協認定機関、一般の施設・団体では、その現状に大きな違いがある。
- ・ 大学等機関や日振協認定機関における日本語教員等の養成・研修に関する検討・分析等が必ずしも十分でなかったことは否めない。
- ・ 今後、文化庁の文化審議会国語分科会の下に新たに検討の場を設け、本調査結果等を踏まえ、日本語教員等の養成・研修の在り方について議論を継続するべき。

6 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について

(文化審議会国語分科会日本語教育小委員会課題整理ワーキンググループ 平成25年2月18日)

○論点5 日本語教育の資格について

日本語教育能力を判定する試験には日本国際教育支援協会の「日本語教育能力検定試験」があり、約25年の歴史を持ち、平成23年度の受験者は5,732人。

文化庁も日本語教育に関する人材育成を財政支援するとともに、平成22年度からは「地域日本語教育コーディネーター研修」を直接実施するほか、平成24年度中には指導力評価について取りまとめる。

現行の枠組みや取組では不十分であり、想定される資格がその点をどのように克服するものか具体的な検証が必要。その上で、次のような点に関して十分な議論が必要。

- ・新たな資格を作るのがよいか、それとも既にあるものをより充実したり、活用したりする方向で議論するのがよいか。
- ・日本語教育指導者は多様であり、統一的な資格を作ることは可能か、また、適切か。
- ・新たに専門性等によって一定の線引きを行うことは、特に地域の日本語教育においてボランティアが大きな役割を担っている現状に照らして問題ないか。
- ・国が新たに資格を作れば、規制緩和の流れに逆行し、民業圧迫とならないか。



【日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（日本語教育小委員会平成26年1月31日）】

- ・地域における日本語教育において、外国人がどのようなニーズを持っているかということ踏まえた上で、日本語教育に関する人材に求められる内容について整理することが必要である。
- ・また、実態として日本語教育に関する人材の基準は多様であり、地域によって日本語教室やそこで日本語を教える者、コーディネーターの捉え方は大きく異なるが、地域における日本語教育に関する新たな資格を設定することは適切か、さらに、ボランティア（日本語教育能力検定試験の合格者や大学で日本語教育について学んだ者等も含む）が大きな役割を担っている現状に照らして一定の線引きを行うことは、問題がないか検討が必要である。
- ・その上で、新たな資格を作るのがよいか、それとも既にあるものをより充実したり、活用したりするのがよいか検討が必要である。仮に新たな資格を作った場合は、実施者についての検討が必要である。

○論点6 日本語教員の養成・研修について

平成24年3月の文化庁の日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議のまとめでは、特に大学や日本語学校を念頭に日本語教員等の養成・研修の在り方について議論すべきであると提言。

大学や日本語学校における日本語教員の養成・研修上、平成12年3月の文化庁の協力者会議が「日本語教育のための教員養成について（報告）」や、平成24年3月の文部科学省の検討会議の報告書で示された在留資格「留学」で在留する外国人を受け入れる日本語教育機関としての国の審査基準の中の教員の要件は、参考として活用し得る。

大学や日本語学校における日本語教育は、主として留学生などが対象であり、この分野の日本語教員の養成・研修については、その後の大学等の取組の積み重ねなどに照らして、現時点で現行の枠組みを変更すべき特段の事情はない。

また、留学生への日本語教育については、日本語教育はもとより、受入れ、教育研究活動、生活、就職の支援などの一連のキャリア形成の観点から、必要に応じて留学生政策その他の個別の政策論の中で検討していくのが基本。

このようなことから、引き続き日本語教員の養成・研修に関する取組の動向に留意しつつ、関係府省や関係部局等の連携の下、適切に対応していくことが適当。



【日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（日本語教育小委員会平成26年1月31日）】

- ・地域における日本語教育について、日本語指導者の捉え方や求める役割は多様であり、養成・研修の実施内容も地域により大きく異なるところであるが、各地域においては明確な目的や理念とそれに基づく計画等のビジョンに基づき、計画的に指導者の養成・研修を行うことが必要ではないか。また、より効果的・安定的に日本語教育を行うため、行政内部における人材確保の在り方、広く一般の地域住民に協力者などの立場で関わってもらう際に求められる研修などの在り方、指導力を試験等によって評価する仕組み等についても検討することが必要ではないか。
- ・大学・日本語学校での日本語教師養成については、地域における日本語教育に特化した人材育成プログラムなどの実施などが考えられるが、まずは大学・日本語学校での日本語教師養成課程において、地域における日本語教育がどの程度取り扱われているか把握することが必要ではないか。

7 日本語教育機関の告示基準

(法務省入国管理局) (第1条第1項第13号)

十三 全ての教員が、次のいずれかに該当する者であること。

- イ 大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
- ロ 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
- ハ 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
- ニ 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者
- ホ その他イからニまでに掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

日本語教育機関の告示基準解釈指針 (法務省入国管理局) (第1条第1項第13号)

十三 全ての教員が、次のいずれかに該当する者であること。

イ 大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者

→ 「大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者」とは、次に掲げる要件の全てを満たす者をいう。

(1) 大学を卒業又は大学院の課程を修了していること。

(2) 日本語教育に関する課程は、大学においては日本語教育に関する学部、学科又は課程、大学院においては日本語教育に関する研究科又は専攻として置かれており、文化庁に設置された「日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議」が平成12年3月30日に取りまとめた「日本語教育のための教員養成について」において示された「日本語教員養成において必要とされる教育内容」を踏まえ、「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」の五つの区分にわたり、授業科目（大学においては45単位以上とし、通信による教育の場合には、45単位以上の授業科目のうち、11単位以上は面接授業又はメディア（同時双方向性が確立している場合に限る。）を利用して行う授業（以下「面接授業等」という。）であることとする。）が設定されたものであること。

(3) 上記科目の単位（大学においては、教育実習1単位以上を含む45単位以上とし、通信による教育の場合には、45単位以上の授業科目のうち、11単位以上は面接授業等によるものとする。）を修得していること。

(4) (1) から (3) について、大学が発行する証明書等において確認できること。

ロ 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者

→ 「大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者」とは、次に掲げる要件の全てを満たす者をいう。

(1) 大学を卒業又は大学院の課程を修了していること。

(2) 日本語教育に関する科目は、大学においては日本語教育に関する学部、学科又は課

程、大学院においては日本語教育に関する研究科又は専攻として置かれており、文化庁に設置された「日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議」が平成12年3月30日に取りまとめた「日本語教育のための教員養成について」において示された「日本語教員養成において必要とされる教育内容」を踏まえ、「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」の五つの区分にわたり、26単位以上の授業科目が設定されたものであること。また、通信による教育の場合には、26単位以上の授業科目のうち、6単位以上は面接授業等であること。

(3) 上記科目の単位を、教育実習1単位以上を含む26単位以上修得していること。また、通信による教育の場合には、26単位以上の授業科目のうち、6単位以上は面接授業等により修得していること。

(4) (1) から (3) について、大学が発行する証明書等において確認できること。

二 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者

→「学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者」とは、次に掲げる要件の全てを満たす者をいう。

1 単位時間は45分を下回っていないこと。

(1) 学士、修士又は博士の学位を有していること。

(2) 受講した日本語教育に関する研修は、日本語教員養成研修などとして、文化庁に設置された「日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議」が平成12年3月30日に取りまとめた「日本語教育のための教員養成について」において示された「日本語教員養成において必要とされる教育内容」を踏まえ、「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」の五つの区分にわたり、420単位時間以上の研修科目が設定されたものであり、研修の内容について文化庁に届出がなされていること。また、通信による研修（放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる研修に限る。以下同じ。）の場合には、420単位時間以上の研修科目のうち、120単位時間以上は面接による研修又はメディア（同時双方向性が確立している場合に限る。）を利用して行う研修（以下「面接による研修等」という。）であること。

(3) 上記研修科目を、教育実習45単位時間以上を含む420単位時間以上修了していること。また、通信による研修の場合には、420単位時間以上の研修科目のうち、120単位時間以上は面接による研修等により修了していること。

(4) 受講した研修の内容について、次に掲げる項目が確認できること。

1. 研修の実施機関・団体の名称、設置形態、代表者の氏名、研修事業の概要（理念・目的、沿革、実績）、研修の実施環境・設備、個人情報保護の取組、連絡先
2. 研修の名称及びそのカリキュラム・シラバス（科目名及び単位時間数、日程、教材、実習の内容・実施方法、総単位時間数、1単位時間の時間（分）数、受講成績の評価の方法、修了要件）
3. 主な講師（プロフィール、指導経験等）
4. 研修の実施形態（通学制又は通信制など）

(5) 研修の受講状況及びその成果としての評価について以下の項目が確認できること。

- ① 受講者の氏名、生年月日
- ② 受講コース名、受講期間又は修了日
- ③ 受講科目名及び個々の科目の受講単位時間、総受講単位時間、受講成績（出欠のみならず、研修受講の成果として試験やレポートの評価結果を含むこと。）
- ④ 研修修了の可否

(6) (1) から (5) について、大学及び研修の実施機関が発行する証明書等において確認できること。

ホ その他イからニまでに掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

→ ホの「同等以上の能力があると認められる者」とは次に掲げる者をいう。

- (1) 告示基準第1条第1項第13号イ、ロに相当する海外の大学（短期大学を除く）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修し、所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業又は当該大学院を修了した者を指す。その要件の確認は、告示基準第1条第1項第13号イ、ロの解釈指針をそれぞれ準用するものとする。
- (2) 学士、修士又は博士の学位を有し、告示基準の公表日から遡り3年以内の日において留学告示別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる日本語教育機関で日本語教員として1年以上従事したことがあり、かつ、3年を超えて留学告示別表第1、別表第2及び別表第3に掲げられた日本語教育機関の教員の職を離れない者で、そのことを日本語教育機関が発行する証明書等において確認できる者であること。
- (3) 学士の学位を有し、かつ、大学又は大学院において、文化庁に設置された「日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議」が平成12年3月30日に取りまとめた「日本語教育のための教員養成について」において示された「日本語教員養成において必要とされる教育内容」を踏まえ、「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」の五つの区分にわたり、26単位以上の授業科目により日本語教員養成課程等として設定されたコースを履修し、当該コースの単位を教育実習1単位以上を含む26単位以上修得（通信による教育の場合には、26単位以上の授業科目のうち、6単位以上は面接授業等により修得）している者

学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について（報告）の概要

外国人児童生徒等教育の基本的な考え方

- **多文化共生・異文化理解に基づく教育の必要性**と外国人児童生徒等教育の重要性
- 学校教育を通じた**円滑な社会への適応、経済的・社会的自立、グローバル人材育成**
- **国・自治体・学校・地域**のNPOや大学等の**適切な役割分担・連携**による指導・支援体制の構築
- 多様化する**児童生徒に応じたきめ細かな指導**、日本語指導、学力保障等の総合的な指導の必要性
- 外国人児童生徒等の**ライフコースの視点に立った体系的・継続的な支援、ロールモデルの提示**
- 教員養成・研修を通じた**外国人児童生徒等教育を担う人材育成**

主な提言事項

1. 外国人児童生徒等教育の指導体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「<u>拠点校</u>」等の事例・モデルの把握・普及。特に散在地域において、「<u>拠点校</u>」等を中心とした<u>広域の指導・支援体制の構築を一層促進</u> ◆ <u>日本語指導・教科指導・生活指導・支援員のコーディネーター</u>等の役割を果たす、<u>外国人児童生徒等教育を担当する教員の配置の拡充</u> ◆ <u>日本語指導支援員や母語による支援員</u>となり得る地域の<u>人材ネットワーク形成を促進</u> ◆ <u>地域のNPO、大学、社会教育、福祉等の関係機関との連携・協働の促進</u>
2. 外国人児童生徒等教育に携わる教員・支援員等の養成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修のモデル・プログラムの開発・普及</u> ◆ <u>初任者研修・十年研修・免許状更新講習等における外国人児童生徒等教育に関連する研修内容の充実</u> ◆ <u>教職大学院等と連携した現職教員の専門性養成のための研修プログラム（履修証明等）の構築を促進</u> ◆ <u>日本語指導や母語による支援を行う支援員に対し、学齢期の児童生徒の日本語・教科・生活指導上の基礎知識に関する研修機会の充実</u>
3. 外国人児童生徒等教育における指導内容の改善・充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>専門的知識が十分でない学校・教員が「SLカリキュラム※」による指導を行うため、指針、手引き、教材等の必要な情報をパッケージとして提示</u> ◆ <u>中学・高校段階における指導内容の検討（母語を介した教科指導、学び直しのための日本語・教科指導）</u> ◆ <u>各学校で開発・蓄積された教材の共有・活用の促進（教材検索サイト「かすたねっ」の機能改善・強化）</u>
4. 外国人の子供等の就学・進学・就職の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>幼稚園・保育園等との連携による就学前からの日本語初期指導（プレスクール）等の取組推進</u> ◆ <u>企業等と連携した外国人児童生徒等のための進路指導・キャリア教育・インターンシップ等の取組の推進</u> ◆ <u>外国人児童生徒等が多数在籍の小・中学校においてイマージョン教育の検討等、外国人児童生徒等の個性を伸長するための特例的な学校の推進</u> ◆ <u>SGHを活用した外国語による授業等によるグローバルリーダー育成のモデル校の推進</u>

※日本語を第二言語とする児童生徒に対し、日本語と教科の統合的指導を取り出しで行い、授業に参加できる力を育成することを目的とするモデル・プログラム

平成29年度日本語教育能力検定試験実施要項

1. 目的

日本語教員となるために学習している者、日本語教員として教育に携わっている者を対象として、日本語教育の実践につながる体系的な知識が基礎的な水準に達しているかどうか、状況に応じてそれらの知識を関連づけ多様な現場に対応する能力が基礎的な水準に達しているかどうかを検定することを目的とする。

2. 実施者

公益財団法人 日本国際教育支援協会が実施する。

3. 後援

文化庁／公益社団法人日本語教育学会
大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所／独立行政法人国際交流基金
一般財団法人日本語教育振興協会／公益社団法人国際日本語普及協会

4. 試験の方法, 内容等

(1) 受験資格

特に制限しない。

(2) 試験の水準と内容

試験の水準:日本語教育に携わるにあたり必要とされる基礎的な知識・能力。

試験の内容:出題範囲は、別記のとおりとする。

(3) 試験の構成

科目	解答時間	配点	測定内容
試験Ⅰ	90分	100点	原則として、出題範囲の区分ごとの設問により、日本語教育の実践につながる基礎的な知識を測定する。
試験Ⅱ	30分	40点	試験Ⅰで求められる「基礎的な知識」および試験Ⅲで求められる「基礎的な問題解決能力」について、音声を媒体とした出題形式で測定する。
試験Ⅲ	120分	100点	原則として出題範囲の区分横断的な設問により、熟練した日本語教員の有する現場対応能力につながる基礎的な問題解決能力を測定する。

(4) 試験日:平成29年10月22日(日)

(5) 試験地:札幌, 仙台, 東京, 名古屋, 大阪, 広島, 福岡

5. 出願の手続き等

(1) 受験案内(出願書類付き)

出願手続き等の細目については、「平成29年度日本語教育能力検定試験 受験案内」による。

受験案内は願書受付期間中、全国の主要書店にて販売の予定。

(2) 出願手続き

① 願 書:所定のもの

② 受 験 料:10,600円(税込)

③ 受付期間:平成29年6月19日(月)から8月7日(月)まで(当日消印有効)

④ 出 願:公益財団法人 日本国際教育支援協会に提出

6. 受験票の送付

願書を受理したものについて、平成29年9月22日(金)に発送。

7. 結果の通知等

可否の結果は、平成29年12月15日(金)に受験者全員に文書をもって通知するとともに、合格者には合格証書を交付する。

出題範囲

次の通りとする。主要項目のうち、「**基礎項目**」(**太字**)は優先的に出題される。
ただし、全範囲にわたって出題されるとは限らない。

区分	主要項目 (太字は「基礎項目」)
1 社会・文化・地域	1. 世界と日本 (1)諸外国・地域と日本 (2)日本の社会と文化 2. 異文化接触 (1)異文化適応・調整 (2)人口の移動(移民・難民政策を含む。) (3)児童生徒の文化間移動 3. 日本語教育の歴史と現状 (1)日本語教育史 (2)日本語教育と国語教育 (3)言語政策 (4)日本語の教育哲学 (5)日本語及び日本語教育に関する試験 (6)日本語教育事情:世界の各地域,日本の各地域 4. 日本語教員の資質・能力
2 言語と社会	1. 言語と社会の関係 (1)社会文化能力 (2)言語接触・言語管理 (3)言語政策 (4)各国の教育制度・教育事情 (5)社会言語学・言語社会学 2. 言語使用と社会 (1)言語変種 (2)待遇・敬意表現 (3)言語・非言語行動 (4)コミュニケーション学 3. 異文化コミュニケーションと社会 (1)言語・文化相対主義 (2)二言語併用主義(バイリンガリズム(政策)) (3)多文化・多言語主義 (4)アイデンティティ(自己確認,帰属意識)
3 言語と心理	1. 言語理解の過程 (1)予測・推測能力 (2)談話理解 (3)記憶・視点 (4)心理言語学・認知言語学 2. 言語習得・発達 (1)習得過程(第一言語・第二言語) (2)中間言語 (3)二言語併用主義(バイリンガリズム) (4)ストラテジー(学習方略) (5)学習者タイプ 3. 異文化理解と心理 (1)社会的技能・技術(スキル) (2)異文化受容・適応 (3)日本語教育・学習の情意的側面 (4)日本語教育と障害者教育

区分	主要項目(太字は「基礎項目」)
4 言語と教育	1. 言語教育法・実技(実習) (1)実践的知識・能力 (2)コースデザイン(教育課程編成), カリキュラム編成 (3)教授法 (4)評価法 (5)教育実技(実習) (6)自己点検・授業分析能力 (7)誤用分析 (8)教材分析・開発 (9)教室・言語環境の設定 (10)目的・対象別日本語教育法 2. 異文化間教育・コミュニケーション教育 (1)異文化間教育・多文化教育 (2)国際・比較教育 (3)国際理解教育 (4)コミュニケーション教育 (5)異文化受容訓練 (6)言語間対照 (7)学習者の権利 3. 言語教育と情報 (1)データ処理 (2)メディア／情報技術活用能力(リテラシー) (3)学習支援・促進者(ファシリテータ)の養成 (4)教材開発・選択 (5)知的所有権問題 (6)教育工学
5 言語一般	1. 言語の構造一般 (1)言語の種類 (2)世界の諸言語 (3)一般言語学・日本語学・対照言語学 (4)理論言語学・応用言語学 2. 日本語の構造 (1)日本語の構造 (2)音声・音韻体系 (3)形態・語彙体系 (4)文法体系 (5)意味体系 (6)語用論的規範 (7)文字と表記 (8)日本語史 3. コミュニケーション能力 (1)受容・理解能力 (2)言語運用能力 (3)社会文化能力 (4)対人関係能力 (5)異文化調整能力

各区分における測定内容

区分	求められる知識・能力
社会・文化・地域	<p>日本や日本の地域社会が関係する国際社会の実情や、国際化に対する日本の国や地方自治体の政策、地域社会の人びとの意識等を考えるために、次のような視点と基礎的な知識を有し、それらと日本語教育の実践とを関連づける能力を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際関係論・文化論・比較文化論的な視点とそれらに関する基礎的知識 ・政治的・経済的・社会的・地政学的な視点とそれらに関する基礎的知識 ・宗教的・民族的・歴史的な視点とそれらに関する基礎的知識
言語と社会	<p>言語教育・言語習得および言語使用と社会との関係を考えるために、次のような視点と基礎的な知識を有し、それらと日本語教育の実践とを関連づける能力を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言語教育・言語習得について、広く国際社会の動向からみた国や地域間の関係から考える視点とそれらに関する基礎的知識 ・言語教育・言語習得について、それぞれの社会の政治的・経済的・文化的構造等との関係から考える視点とそれらに関する基礎的知識 ・個々人の言語使用を具体的な社会文化状況の中で考える視点とそれらに関する基礎的知識
言語と心理	<p>言語の学習や教育の場面で起こる現象や問題の理解・解決のために、次のような視点と基礎的な知識を有し、それらと日本語教育の実践とを関連づける能力を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習の過程やスタイルあるいは個人、集団、社会等、多様な視点から捉えた言語の習得と発達に関する基礎的知識 ・言語教育に必要な学習理論、言語理解、認知過程に関する心理学の基礎的知識 ・異文化理解、異文化接触、異文化コミュニケーションに関する基礎的知識
言語と教育	<p>学習活動を支援するために、次のような視点と基礎的な知識を有し、それらと日本語教育の実践とを関連づける能力を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の学習者の特質に対するミクロな視点と、個々の学習を社会の中に位置付けるマクロな視点 ・学習活動を客観的に分析し、全体および問題の所在を把握するための基礎的知識 ・学習者のかかえる問題を解決するための教授・評価等に関する基礎的知識
言語一般	<p>教育・学習の対象となる日本語および言語一般について次のような知識・能力を有し、それらと日本語教育の実践とを関連づける能力を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現代日本語の音声・音韻、語彙、文法、意味、運用等に関する基礎的知識とそれらを客観的に分析する能力 ・一般言語学、対照言語学など言語の構造に関する基礎的知識 ・指導を滞りなく進めるため、話し言葉・書き言葉両面において円滑なコミュニケーションを行うための知識・能力

2. 平成29年度日本語教育能力検定試験 実施状況

平成29年度日本語教育能力検定試験の（1）実施日、（2）応募者数・受験者数、（3）合格者数、（4）実施会場は以下のとおり。

（1）実施日

平成29年10月22日（日）

（2）応募者数・受験者数

実施地区	応募者数（人）	受験者数（人）
北海道	153	131
東北	177	133
関東	3,993	3,166
中部	641	517
近畿	1,561	1,190
中国	231	185
九州	575	445
合計	7,331	5,767

注 「受験者数（人）」は科目受験者を含む。

（3）合格者数

1,463人

（4）実施会場

北海道地区：札幌科学技術専門学校

東北地区：東北大学 川内南キャンパス

関東地区：東京大学 駒場Iキャンパス, 明治大学 和泉キャンパス

中部地区：名城大学 八事キャンパス

近畿地区：大阪産業大学 中央キャンパス

中国地区：広島女学院大学

九州地区：九州産業大学

3. 平成29年度日本語教育能力検定試験 平均点等一覧

試験Ⅰ及び試験Ⅱ（聴解）については、全問マークシート方式（以下「マーク式」という。）で、試験Ⅲについては、マーク式と一部記述式で実施した。

マーク式平均点等一覧

試験区分	受験者数	平均点	標準偏差	最高点	最低点
マーク式総合 (220 点)	5,733	133.5 (60.7%)	23.2 (10.5%)	196	52
試験Ⅰ (100 点)	5,764	61.7 (61.7%)	11.2 (11.2%)	93	1
試験Ⅱ (40 点)	5,742	22.7 (56.8%)	5.7 (14.3%)	38	6
試験Ⅲマーク式 (80 点)	5,736	49.0 (61.3%)	8.7 (10.9%)	73	15

記述式を含む平均点等一覧

試験区分	受験者数	平均点	標準偏差	最高点	最低点
総合 (240 点)	3,508	160.8 (67.0%)	14.2 (5.9%)	214	133
試験Ⅲ (100 点)	3,508	66.5 (66.5%)	7.1 (7.1%)	90	45
試験Ⅲ記述式 (20 点)	3,508	12.3 (61.5%)	3.2 (16.0%)	20	2

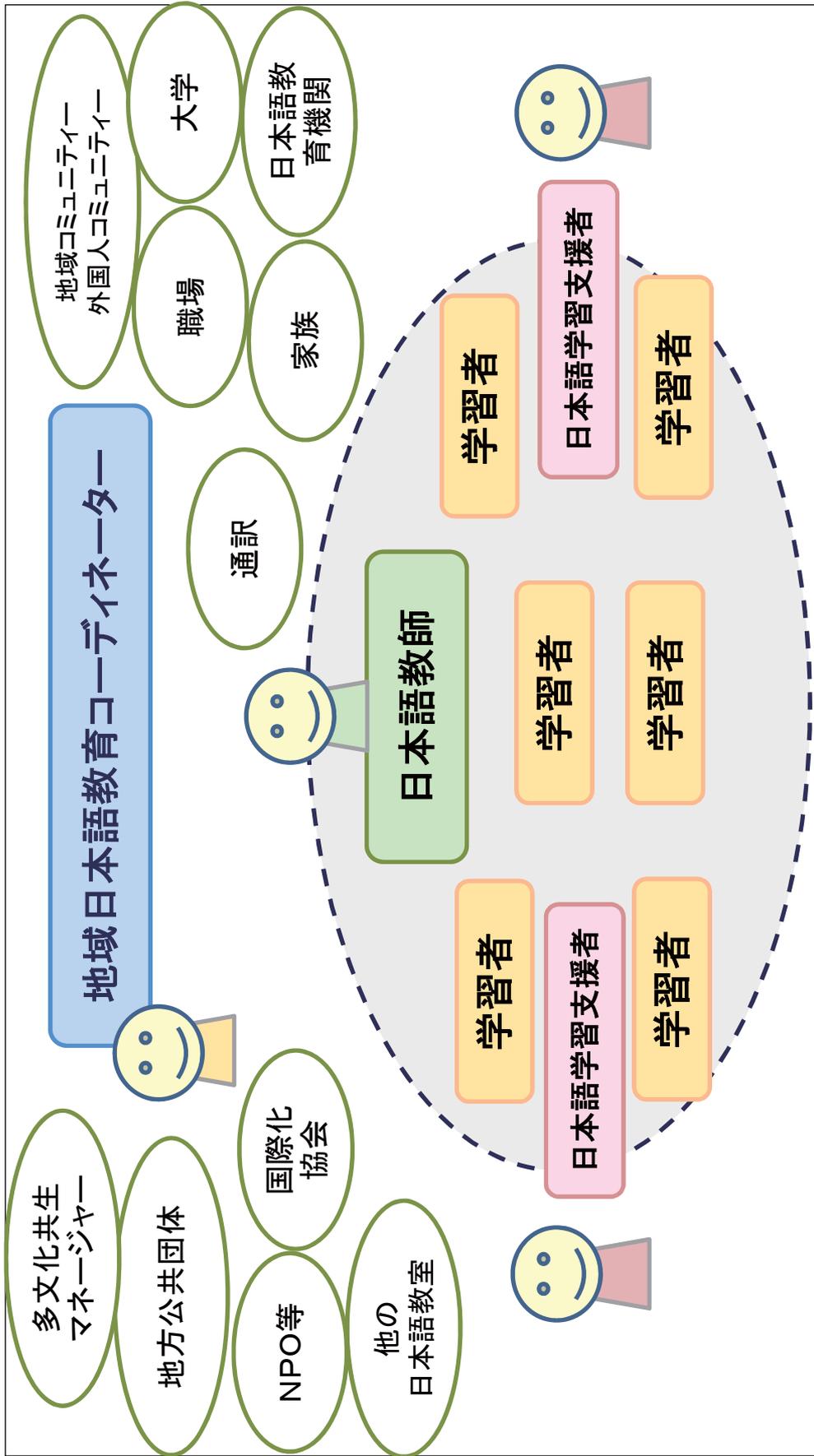
- 注 1 マーク式総合の受験者数は、全科目受験者の数。
- 2 記述式を含む平均点等一覧は、マーク式による問題の総得点が上位である60%の人数の者についてのものである。
- 3 平均点と標準偏差の（ ）内の数字は配点に対する百分率。

4. 日本語教育能力検定試験 実施状況

実施回数	実施年度	応募者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	実施地区
第1回	昭和62年度	5,837	4,758	935	1
第2回	昭和63年度	5,794	4,597	827	2
第3回	平成元年度	6,783	5,405	999	2
第4回	平成2年度	6,367	5,143	908	3
第5回	平成3年度	7,815	6,224	1,153	3
第6回	平成4年度	8,723	6,846	1,272	3
第7回	平成5年度	8,673	6,792	1,224	3
第8回	平成6年度	8,282	6,153	1,125	3
第9回	平成7年度	7,614	5,911	1,107	3
第10回	平成8年度	7,755	5,986	1,088	4
第11回	平成9年度	7,624	5,824	1,077	4
第12回	平成10年度	6,906	5,272	1,008	4
第13回	平成11年度	7,526	5,729	1,091	4
第14回	平成12年度	7,809	5,858	1,077	4
第15回	平成13年度	7,319	5,549	1,008	4
第16回	平成14年度	7,989	6,154	1,171	4
第17回	平成15年度	8,103	6,426	1,235	4
第18回	平成16年度	8,401	6,715	1,220	5
第19回	平成17年度	7,231	5,958	1,155	5
第20回	平成18年度	6,374	5,317	1,126	6
第21回	平成19年度	5,837	4,793	981	6
第22回	平成20年度	5,773	4,767	1,020	6
第23回	平成21年度	6,277	5,203	1,215	6
第24回	平成22年度	6,823	5,616	1,197	7
第25回	平成23年度	7,034	5,769	1,527	7
第26回	平成24年度	5,877	4,829	1,109	7
第27回	平成25年度	5,439	4,402	1,001	7
第28回	平成26年度	5,436	4,389	1,027	7
第29回	平成27年度	5,920	4,754	1,086	7
第30回	平成28年度	6,167	4,934	1,231	7
第31回	平成29年度	7,331	5,767	1,463	7

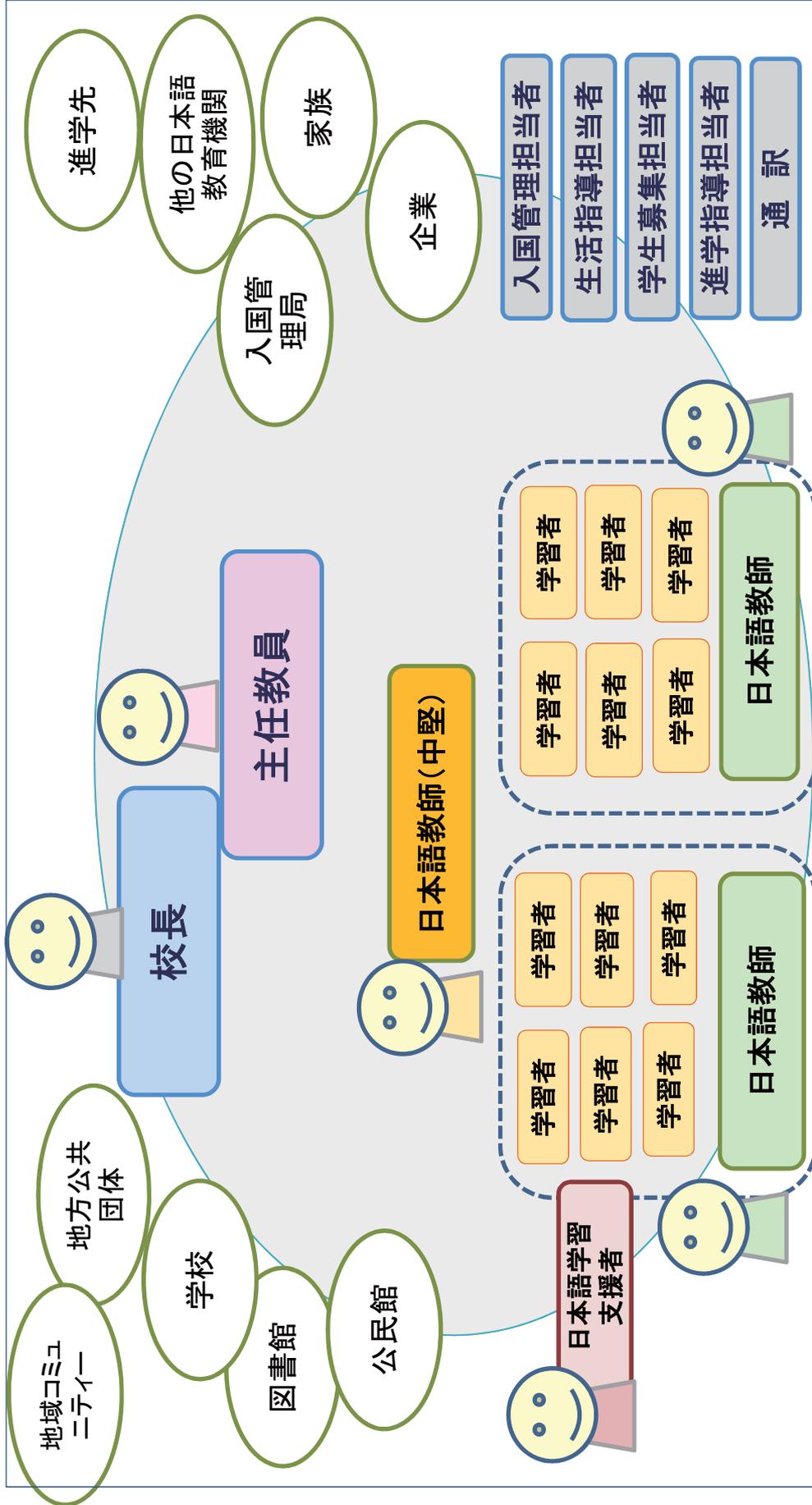
注 「受験者数 (人)」は科目受験者を含む。

10-1 「生活者としての外国人」に対する日本語教育人材の連携の一例



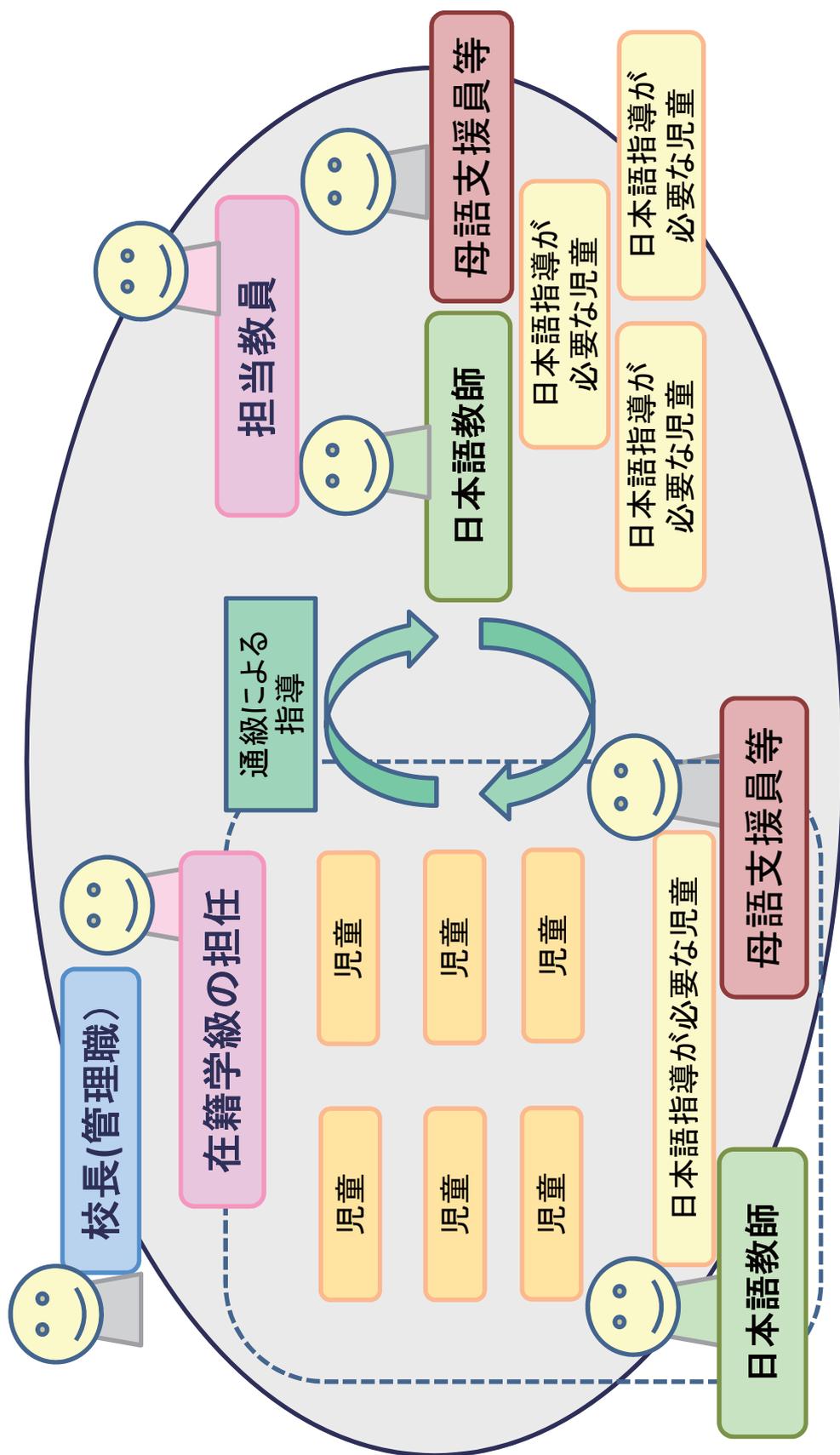
「生活者としての外国人」が日本語を使って相互理解を図り、社会の一員として地域で生活が送れるよう、地域日本語教室が運営されます。地域日本語教育コーディネーターは、地域の行政機関・NPO、コミュニティー等と連携し、各地域の特徴や学習者のニーズを把握して日本語教育プログラムを作ります。日本語教師は、日本語教育プログラムを踏まえ、学習者に応じて日本語教育を実践します。日本語学習支援者がいる場合は、学習者に寄り添いながら学習を支援します。

10-2 留学生に対する日本語教育人材の連携の一例



法務省告示日本語教育機関を例にすると、校長以下、主任教員を中心に、複数のクラスを統括する日本語教師【中堅】と日本語教師【初任】がチームでクラスを担当します。主任教員は、生活指導・学生募集・入国管理業務担当者等と連携を取りながら、日本語教育プログラムを統括します。教師間の協働体制や地域との協力体制を構築することも主任教員の役割の一つです。校長は、主任教員や日本語教師が成長し続けられるよう、研修機会を提供することが求められます。

10-3 公立小学校等における児童に対する日本語指導の連携の一例



公立小学校等における日本語指導が必要な児童に対する日本語指導は、学校が編成した特別の教育課程に沿って指導を行う場合、日本語教師【初任】(児童生徒等)が、学校において取り出し、又は入り込みによる指導を行うことがあります。

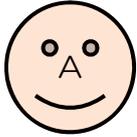
1 1 日本語教育人材のキャリアパスの事例

日本語教育人材の活動分野は広がっており、キャリアパスも多様である。日本語教師【養成】から、様々な活動分野を経験し、日本語教師【初任】や【中堅】、日本語教育コーディネーターとして活躍する日本語教育人材のキャリアパスの事例¹を示す。

¹ 文化庁日本語教育大会では、平成 28 年度から毎年「日本語教育人材のキャリアパス」というプログラムを設け、様々な活動分野で活躍する先輩日本語教師とのセッションを企画・実施している。http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/taikai/index.html

ケース 1

活動分野：留学生（法務省告示日本語教育機関）
役 割：日本語教師【中堅】



養成 → 初任 → 中堅 →

(30代・男性)

養成

大学（文学部）で日本語教員養成課程（主専攻）卒業

日本語教育能力検定試験に合格

法務省告示日本語教育機関の専任教員として採用

初任

主任教員や中堅教員によるOJTを中心とした研修を受けながら、
進学コースを担当

中堅

仕事を続けながら、大学院に進学。日本語教育の修士号取得

留学生のための日本語学習教材の開発に関わる

日本語教育関係団体の事務局として採用

現在は・・・

日本語教育関係団体の事務局担当として、大会運営や会員誌の編集など、
幅広い業務に携わっている。

ケース 2



活動分野：留学生（法務省告示日本語教育機関）
役 割：主任教員

養成 → 初任 → 中堅 → 主任教員 →

（40代・女性）

養成

大学（外国語学部）で日本語教育プログラム（26単位）を受講

日本語教育能力検定試験に合格

海外の企業の語学研修所で日本語教師として採用
約2年間、社員向けのビジネス日本語クラスを担当

初任

帰国後、法務省告示日本語教育機関の非常勤教員として採用
専任教員、担任である中堅教員から指導を受けながら、
留学生の進学コースを担当。

中堅

法務省告示日本語教育機関の専任日本語教員として採用され
学内の教師研修会や学外の勉強会に参加

主任

日本語教育振興協会の新任主任教員研修を受講

法務省告示日本語教育機関の主任教員に着任

大学院で日本語教育の修士号を取得

現在は・・・

日本語教育機関で主任教員として勤務しながら、系列の日本語教師養成コースの講師（教育実習担当）として後進の育成に携わっている。

ケース3



(30代・男性)

活動分野：「生活者としての外国人」（国際交流協会）

役割：地域日本語教育コーディネーター

日本語学習支援者 → 養成 → 初任 → 中堅 → コーディネーター

一般企業に勤務。週末に地域の日本語教室を見学し、活動に興味を持つ。

支援者研修

地方公共団体主催の日本語学習支援者研修を受講し地域の日本語教室で日本語学習支援に参加

養成

420単位時間の日本語教師養成講座を受講し、修了

国際交流協会に入職
地域の日本語教室の日本語教育プログラムに携わる

中堅

大学院で日本語教育の修士号を取得

コーディネーター

文化庁主催の地域日本語教育コーディネーター研修を受講

地域日本語教育コーディネーターとして域内の日本語教室の連携や、支援者養成、空白地域の解消に取り組む

現在は・・・

文化庁の地域日本語教育アドバイザーとして、全国の日本語教室の開設支援に関わり、指導・助言を行っている。

ケース4



(50代・女性)

活動分野：児童生徒等
役割：日本語教師【中堅】

日本語学習支援者 → 養成 → 中堅

小学校の教員として勤務，退職。

地域日本語教室で外国人児童生徒等の日本語学習支援に関わる

養成

420単位時間の日本語教師養成講座を受講し，修了

日本語教育能力検定試験に合格

複数の小学校で外国人児童等に日本語を含めた学習支援を担当

中堅

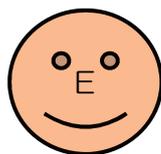
子供の日本語教育の研究会・勉強会等の研修を受講

地域の就学前の子供とその保護者に対して
日本語学習支援を行う支援団体を設立し，活動

現在は・・・

自治体等からの支援を受け，日本語学習支援活動を拡大。
代表として人材の養成・研修にも取り組んでいる。

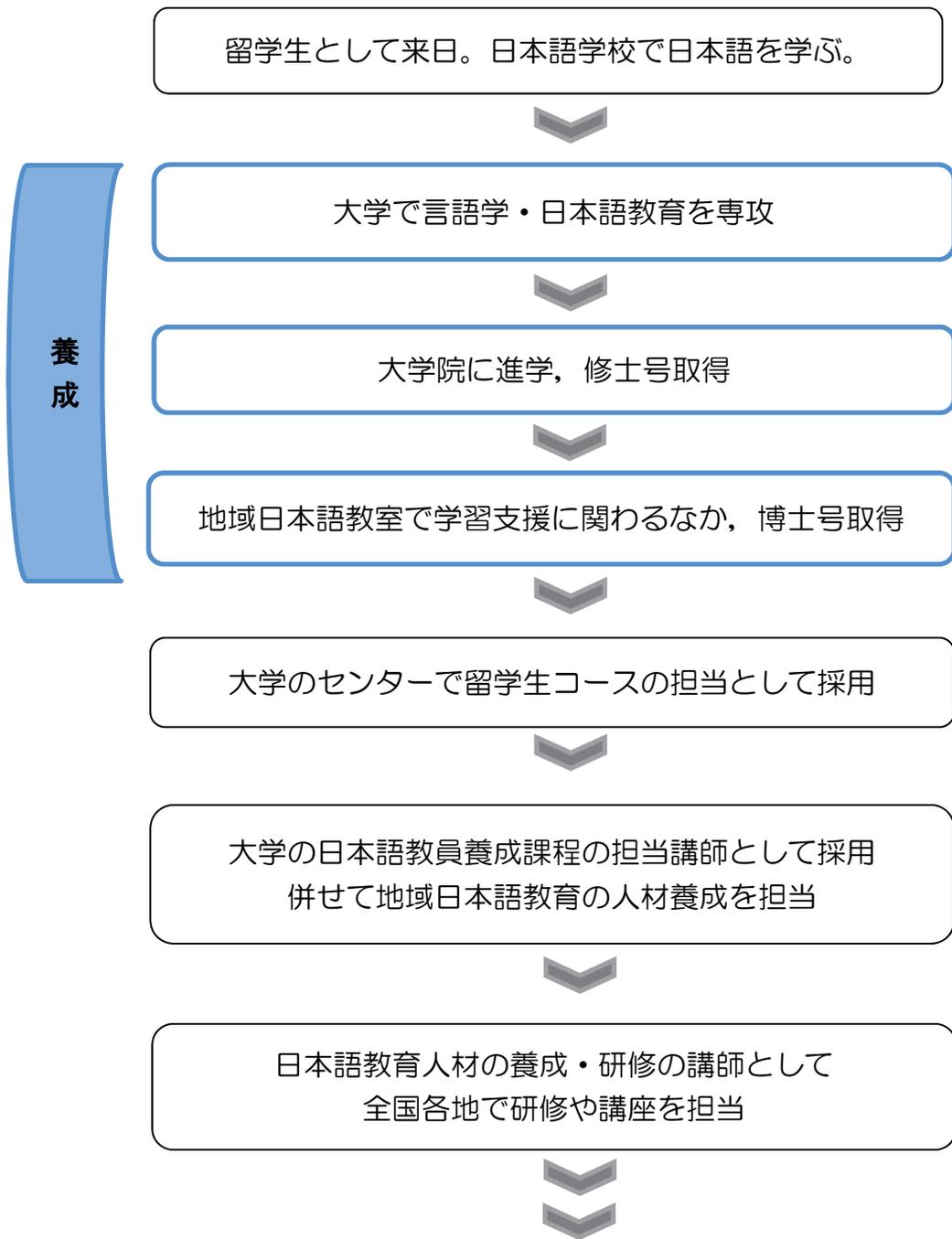
ケース5



活動分野： 留学生・「生活者としての外国人」
役 割： 地域日本語教育コーディネーター

養成 → 中 堅

(40代・女性)



現在は・・・

大学のセンターを拠点に地域日本語教育に携わる人材の
養成・研修の専門家として全国的に活動している。

12. 国語分科会・日本語教育小委員会等における検討状況

文化審議会国語分科会委員名簿（第16, 17期）

（敬称略・五十音順）

あき 石 石	やま 山 黒	じゅん 純 恵 圭	こ 子 理 子	前三鷹中央学園三鷹市立第四中学校校長，跡見学園女子大学講師 東京女子大学教授 大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所教授， 国立大学法人一橋大学大学院言語社会研究科連携教授 東京外国語大学大学院教授・副学長・附属図書館長 一般社団法人日本経済団体連合会教育・スポーツ推進本部長（～平成29年3月） つくば国際大学教授・図書館長 株式会社三井物産戦略研究所国際情報部主席研究員（平成29年4月～） 独立行政法人国際交流基金上級審議役（平成28年9月～平成29年3月）
◎ い 井 入 大 大	とう 東 上 部 木 路	すけ 祐 明 義 正	ろ 郎 洋 子 徳 浩	立教大学教授 インターカルト日本語学校代表 学習院大学教授 武蔵野大学大学院准教授 独立行政法人国際交流基金上級審議役（～平成28年8月） テレビ朝日広報局お客様フロント部部长 公益財団法人日本国際教育支援協会日本語試験センター 試験開発グループリーダー併任作題主幹 愛知県県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室長（平成29年4月～） 一般財団法人自治体国際化協会理事 目白大学学長（～平成29年3月） NHK放送文化研究所主任研究員 一般社団法人日本書籍出版協会常任理事，大修館書店代表取締役社長 独立行政法人国際交流基金日本語事業部部长（～平成29年12月） 読売新聞東京本社編集委員，一般社団法人日本新聞協会用語懇談会委員 放送大学教授（平成29年4月～） 日本大学教授 国立大学法人信州大学教授（平成29年4月～） 公益社団法人国際日本語普及協会専務理事 大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所教授 日本文化大学教授（～平成29年3月） 法政大学教授 国立大学法人岩手大学教授 愛知県県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室長（～平成29年3月） 独立行政法人国際交流基金日本語事業部部长（平成30年2月～） 早稲田大学文学学術院教授 川柳作家 詩人，公益社団法人日本文藝家協会常務理事 国立大学法人福岡教育大学教授 国立大学法人群馬大学教授
○ お 沖 加 金 神 亀 川 川	おき 森 藤 田 吉 岡 瀬 端	たく 卓 早 智 宇 雄 眞 一	也 苗 子 一 美 博	木佐貫 三枝健二 佐藤郡衛 塩田雄大 鈴木一行 鈴木雅之 関根健一 滝浦真人 田中ゆかり 徳井厚子 戸田佐和 野田尚史 納屋信 福田由紀 松岡洋子 宮澤祐子 村田春文 森山卓郎 やすみりえ 山田隆昭 山元悦子 結城恵

（◎：分科会長，○：副分科会長）

小委員会の設置について

平成 29 年 5 月 11 日
文化審議会国語分科会長決定

1 設置

文化審議会国語分科会運営規則（平成 14 年 3 月 27 日文化審議会国語分科会決定）第 2 条第 1 項の規定に基づき、分科会に次の表の左欄に掲げる小委員会を置き、これらの小委員会の調査審議事項は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	調査審議事項
国語課題小委員会	国語に関すること
日本語教育小委員会	外国人に対する日本語教育に関すること

2 その他

各小委員会の運営に関し、必要な事項は、当該小委員会が定める。

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会委員名簿（16, 17期）

（敬称略・五十音順）

- | | | | | | |
|----|----|-----|-----|-----|---|
| いし | い | えり | こ | | |
| 石 | 井 | 恵理子 | | | 東京女子大学教授 |
| ◎ | い | とう | すけ | ろう | |
| | 伊 | 東 | 祐 | 郎 | 東京外国語大学大学院教授・副学長・附属図書館長 |
| | いの | うえ | ひろし | | |
| | 井 | 上 | 洋 | | 一般社団法人日本経済団体連合会教育・スポーツ推進本部長
（～平成29年3月） |
| | おお | き | よし | のり | |
| | 大 | 木 | 義 | 徳 | 株式会社三井物産戦略研究所国際情報部主席研究員
（平成29年4月～） |
| | おお | じ | まさ | ひろ | |
| | 大 | 路 | 正 | 浩 | 独立行政法人国際交流基金上級審議役（平成28年4月-平成29年3月） |
| ○ | か | とう | さ | なえ | |
| | 加 | 藤 | 早 | 苗 | インターカルト日本語学校代表 |
| | かね | だ | とも | こ | |
| | 金 | 田 | 智 | 子 | 学習院大学教授 |
| | かみ | よし | う | いち | |
| | 神 | 吉 | 宇 | 一 | 武蔵野大学大学院准教授 |
| | かめ | おか | ゆう | | |
| | 亀 | 岡 | 雄 | | 独立行政法人国際交流基金上級審議役（～平成28年3月） |
| | かわ | ばた | かず | ひろ | |
| | 川 | 端 | 一 | 博 | 公益財団法人日本国際教育支援協会日本語試験センター
試験開発グループリーダー併任作題主幹 |
| | き | さ | ぬき | しょう | じ |
| | 木 | 佐 | 貫 | 昭 | 二 |
| | | | | | 愛知県県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室長
（平成29年4月～） |
| | さえ | ぐさ | けん | じ | |
| | 三 | 枝 | 健 | 二 | 一般財団法人自治体国際化協会理事 |
| | さ | とう | ぐん | えい | |
| | 佐 | 藤 | 郡 | 衛 | 目白大学学長（～平成29年3月） |
| | すず | き | まさ | ゆき | |
| | 鈴 | 木 | 雅 | 之 | 独立行政法人国際交流基金日本語事業部長（平成29年4月～12月） |
| | とく | い | あつ | こ | |
| | 徳 | 井 | 厚 | 子 | 国立大学法人信州大学教授 |
| | と | だ | さ | わ | |
| | 戸 | 田 | 佐 | 和 | 公益社団法人国際日本語普及協会専務理事 |
| | の | だ | ひさ | し | |
| | 野 | 田 | 尚 | 史 | 大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所教授 |
| | まつ | おか | よう | こ | |
| | 松 | 岡 | 洋 | 子 | 国立大学法人岩手大学教授 |
| | みや | ざわ | ゆう | こ | |
| | 宮 | 澤 | 祐 | 子 | 愛知県県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室長
（～平成29年3月） |
| | むら | た | はる | ふみ | |
| | 村 | 田 | 春 | 文 | 独立行政法人国際交流基金日本語事業部長（平成30年2月～） |
| | ゆう | き | めぐみ | | |
| | 結 | 城 | 恵 | | 国立大学法人群馬大学教授 |

（◎：主査，○：副主査）

ワーキンググループの設置について

平成 29 年 5 月 11 日
文化審議会国語分科会
日本語教育小委員会決定

1 ワーキンググループの設置

「小委員会の設置について」（平成 29 年 5 月 11 日文化審議会国語分科会長決定）2 の規定に基づき、日本語教育小委員会に次の表の左欄に掲げるワーキンググループを置き、ワーキンググループの作業事項は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	作業事項
外国人児童生徒を対象とする日本語教育人材の養成研修に関するワーキンググループ	(1) 外国人児童生徒等に対して日本語指導を行う人材の養成のための教育内容の検討及び研修内容の検討について (2) その他
活動分野別の日本語教育人材の養成研修に関するワーキンググループ	(1) 「生活者としての外国人」「留学生」など対象別に日本語指導を行う人材の養成のための教育内容の検討及び研修内容の検討について (2) その他

2 ワーキンググループの構成

- (1) 各ワーキンググループに属すべき委員、臨時委員及び専門委員は日本語教育小委員会の主査が指名する。主査は、必要に応じ、委員・臨時委員・専門委員・協力者以外の外部有識者を参加させることができる。
- (2) 各ワーキンググループに、座長を置き、当該ワーキンググループに属する委員及び臨時委員の互選により選任する。
- (3) その他、ワーキンググループの運営に関し、必要な事項は、日本語教育小委員会が定める。

3 議事の公開

- (1) ワーキンググループの議事は原則公開とし、議事録を作成し、これを公開するものとする。
- (2) ワーキンググループの作業経過及び作業結果は、ワーキンググループの座長が日本語教育小委員会に適宜報告する。

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
外国人児童生徒を対象とする日本語教育人材の養成研修に関する
ワーキンググループ名簿

(敬称略・五十音順)

石 井 恵理子 東京女子大学教授
伊 東 祐 郎 東京外国語大学副学長
協力者： 齋 藤 ひろみ 東京学芸大学教授
協力者： 浜 田 麻 里 京都教育大学教授

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
活動分野別の日本語教育人材の養成研修に関する
ワーキンググループ名簿

(敬称略・五十音順)

金 田 智 子 学習院大学教授
加 藤 早 苗 インターカルト日本語学校代表
神 吉 宇 一 武蔵野大学准教授
川 端 一 博 公益財団法人日本国際教育支援協会
日本語試験センター試験開発グループリーダー
併任作題主幹

審議経過

文化審議会国語分科会

【第16期】

第61回 平成28年5月13日

- (1)文化審議会国語分科会長の選出について
- (2)文化審議会国語分科会運営規則等について
- (3)今後の主な審議事項について

第62回 平成28年10月31日

- (1)国語課題小委員会の審議状況について
- (2)日本語教育小委員会の審議状況について

第63回 平成29年2月27日

- (1)国語課題小委員会の審議状況について
- (2)日本語教育小委員会の審議状況について

【第17期】

第64回 平成29年5月11日

- (1)文化審議会国語分科会長の選出について
- (2)文化審議会国語分科会運営規則等について
- (3)今後の主な審議事項について

第65回 平成29年9月8日

- (1)文化芸術推進基本計画の策定に向けた検討について

第66回 平成29年10月27日

- (1)国語課題小委員会の審議状況について
- (2)日本語教育小委員会の審議状況について

第67回 平成30年3月2日

- (1)国語課題小委員会の審議結果について
- (2)日本語教育小委員会の審議結果について

日本語教育小委員会

【第16期】

第73回 平成28年5月13日

- (1)主査・副主査の選出について
- (2)日本語教育小委員会の会議の公開について

第74回 平成28年6月3日

- (1)日本語教育人材の養成・研修と資格の在り方について

第75回 平成28年6月20日

- (1)日本語教育人材の養成・研修と資格の在り方について
 - ヒアリング：公益社団法人国際日本語普及協会
学習院大学
インターカルト日本語学校
公益財団法人浜松国際交流協会

第76回 平成28年7月4日

- (1)日本語教育人材の養成・研修と資格の在り方について
 - ヒアリング：独立行政法人国際交流基金
独立行政法人教員研修センター
公益財団法人国際研修協力機構
一般財団法人日本語教育振興協会

第77回 平成28年9月1日

- (1)日本語教育人材の養成・研修と資格の在り方について
 - ヒアリング：独立行政法人国際協力機構
一般財団法人日本国際協力センター
愛知県豊田市 名古屋大学 とよた日本語学習支援システム
一般財団法人自治体国際化協会
公益財団法人全国市町村研修財団 全国市町村国際文化研修所
公益財団法人日本国際教育支援協会

第78回 平成28年10月21日

- (1)日本語教育人材の養成・研修と資格の在り方について
 - ヒアリング：国立大学法人東京学芸大学

第79回 平成28年12月19日

- (1)日本語教育人材の養成・研修と資格の在り方について

日本語教育小委員会

【第17期】

第80回 平成29年5月11日

- (1)主査・副主査の選出について
- (2)日本語教育小委員会の会議の公開について

第81回 平成29年7月28日

- (1)日本語教育人材の養成・研修と資格の在り方について

第82回 平成29年9月25日

- (1)文化芸術推進基本計画の策定に向けた検討について
- (2)日本語教育人材の養成・研修の在り方について

第83回 平成29年11月17日

- (1)日本語教育人材の養成・研修の在り方について

第84回 平成29年12月14日

- (1)日本語教育人材の養成・研修の在り方について

第85回 平成30年2月19日

- (1)日本語教育人材の養成・研修の在り方について

外国人児童生徒を対象とする日本語教育人材の養成・研修に関するワーキンググループ
活動分野別の日本語教育人材の養成・研修に関するワーキンググループ

第1回 平成29年6月12日

- (1)座長の選出について
- (2)日本語指導を行う人材の養成・研修の在り方について

第2回 平成29年7月14日

- (1)日本語教育人材の養成・研修と資格の在り方について
 - 活動分野別の日本語教育人材の養成・研修に関するワーキンググループにおける検討
 - 外国人児童生徒等を対象とする日本語教育人材の養成・研修に関するワーキンググループにおける検討

第3回 平成29年8月8日

- (1)日本語教育人材の養成・研修と資格の在り方について
 - 活動分野別の日本語教育人材の養成・研修に関するワーキンググループにおける検討
 - 外国人児童生徒等を対象とする日本語教育人材の養成・研修に関するワーキンググループにおける検討

第4回 平成29年9月8日

- (1)日本語教育人材の養成・研修と資格の在り方について
 - 活動分野別の日本語教育人材の養成・研修に関するワーキンググループにおける検討
 - 外国人児童生徒等を対象とする日本語教育人材の養成・研修に関するワーキンググループにおける検討

第5回 平成29年11月13日

- (1)日本語教育人材の養成・研修と資格の在り方について
 - 活動分野別の日本語教育人材の養成・研修に関するワーキンググループにおける検討
 - 外国人児童生徒等を対象とする日本語教育人材の養成・研修に関するワーキンググループにおける検討